平成２４年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月４日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○開議宣告……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長行政報告……

○一般質問……

加　畑　　毅　君……

吉　川　映　治　君……

渡　邉　嘉　郎　君……

谷　　正　君……

長　田　美喜彦　君……

○散会宣告……

○署名議員……

平成２４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２４年９月４日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長行政報告について

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加　畑　　毅　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	吉　川　映　治　君	４番	谷　　正　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	梅　本　和　熙　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	渥　美　幸　博　君
教　育　長	小　澤　義　一　君	総　務　課　長	松　本　恒　明　君
防　災　室　長	橋　本　元　治　君	企画調整課長	谷　　半　時　君
建　設　課　長	渡　辺　公　夫　君	産業観光課長	大　野　　寛　君

町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成24年９月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から９月21日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から９月21日までの18日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（梅本和熙君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成24年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（梅本和熙君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　本日より９月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成24年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、次の７項目について行政報告を申し上げます。

１、防災対策について。

（１）南海トラフ巨大地震モデル。

８月29日、内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」が発表されました。

この発表での地震・津波の性格は、さきの東日本大震災で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震・津波を推計したもので、「現在のデータ集積状況と研究レベルでは、その発生時期の予測はできないが、発生頻度は極め

て低いものである」とされております。

また、この予測数値に基づく被害想定を参考として、広域的な防災対策の立案、応援規模の想定に活用するほか、防災対策を講ずることによる具体的な被害軽減効果を示すことで、防災対策推進についての国民の理解を深めることが目的であるとされております。

本町における津波高では、想定される最大値が入間富戸ノ浜で26メートル、平均値が15メートルというものでありましたが、今後発表される静岡県第４次地震被害想定との整合性を図りながら、地域防災計画を見直しするとともに、早期に着手が可能な防災・減災事業の推進に努めてまいります。

また、本年度当初予算に計上いたしました津波避難タワー設計業務委託事業につきましては、弓ヶ浜付近での想定津波高が12メートルから13メートルとされましたので、安全で安心な施設整備に向けて避難タワーの規模などについて、地元湊地区と早急に協議し、事業に着手してまいります。

（２）海抜表示ステッカーの配布及び電柱への海抜表示板の設置。

津波対策の一環として、海抜表示図の全戸配布に続き、海岸地区及びおおむね海抜30メートル以下の地域を対象として、3,115枚の海抜表示ステッカーを６月までに配付し、各世帯に海抜表示看板の役割を担っていただいております。

加えて、宿泊施設等を含む事業所用のＡ４版の海抜表示ステッカーにつきましても、200枚余りの配布を６月までに完了するとともに、若手職員による奉仕活動により、各地区の災害拠点でもある公民館等へのステッカー表示も行いました。

また、海岸地区を初め、多くの方々から要望のありました電柱への海抜表示板の設置につきましても、夏の観光シーズンにおくれることなく、７月中旬までに町内445カ所への設置を完了いたしました。

これらの事業により、観光客等への避難誘致対策はもとより、津波避難体制の確立及び減災意識の高揚を図るとした所定の目的を達成することができました。

今後とも、創意工夫を旨として、さらなる津波避難啓発事業の推進に努めてまいります。

（３）メール配信システムの運用及びエリアメールの充実。

８月７日から防災を初め、必要な情報を住民、学校関係者、職員の３グループに分けて配信できる町独自のメール配信システムの運用を開始いたしました。

このシステムは、平成23年度に構築したもので、住民用メール配信では、町内外を問わず、希望される方の登録が可能で、防災・生活・観光情報などのほか、同報無線が屋内で聞き取

りにくい場合などにも、メールにより広報内容を正確に把握することができます。

また、職員には緊急時におけるメール配信により、迅速かつ的確な情報伝達が可能となり、防災対策上不可欠なアイテムとしてその幅広い活用が期待されるものであります。

このほか、エリアメールの配信では、ＮＴＴドコモに加えて、本年９月中にはＫＤＤＩ、ソフトバンクでも配信可能となるため、災害時における情報伝達網の拡大強化が図られることになります。

今後も、町広報紙やホームページなどを活用し、メール配信サービスの利用者登録を積極的に呼びかけ、より多くの町民の皆様にご利用いただくよう努めてまいります。

（４）小学生の防災キャンプ（宿泊訓練：南中小、三浜小）。

７月24日に南中小学校において６年生29人が、また７月30日には三浜小学校において４年生から６年生まで16人が参加した防災キャンプ（宿泊訓練）を実施いたしました。

参加した児童たちは、飯ごうを使用した炊き出し訓練、防災講座として東日本大震災のＤＶＤの視聴や暗闇の中での歩行訓練、避難所用の段ボール間仕切りセットの組み立て訓練のほか、毛布と竹の棒で担架をつくる応急訓練など、集団での貴重な体験学習が実践されました。

（５）杉並区との災害時相互援助に関する協定。

昨年３月に発生した東日本大震災では、大規模災害時における自治体間の水平的支援の輪が、被災地支援に大きな力となることが再認識されました。

このような中、９月14日に本庁舎湯けむりホールにおいて、長年交流のある杉並区との間で、減災に向けた自治体間の連携強化を基軸とする相互援助協定締結式を挙行する運びとなりました。

本式典には、杉並区長を初め、杉並区議会議長も出席の予定でありますが、今後とも杉並区との間で防災面だけでなく、観光面なども視野に入れた多面的な交流を推進してまいりたいと考えております。

（６）その他。

下田土木事務所では、緊急時における避難対策の一環として、所管する青野川河川堤防を初め、五十鈴川水門など町内８カ所に海抜表示看板を設置したほか、年度内には中木、手石地区の急傾斜地崩壊対策事業による３カ所の擁壁施設へ避難階段を設置する予定であります。

また、土木総合情報システムによる河川情報をリアルタイムで公開するため、前原橋にはＷＥＢカメラ装置が設置される予定であります。

今後も、津波対策、大雨・洪水対策などのさらなる充実整備に向けて、静岡県との連携強化に努めてまいります。

２、観光・産業振興等について。

（１）観光・産業振興。

昨年３月11日に発生いたしました東日本大震災の影響から、やっと立ち直りが見えてきたところに、本年３月末に内閣府から発表された南海トラフ巨大地震による津波高25.3メートルの風評被害が、観光立町を提唱する当町の経済に対して、少なからずとも影響をもたらすこととなりました。

このような状況に対応するため、観光面につきましては、海、山、自然を活用しての通年型のイベント、トップセールスを初めとする誘客キャンペーンを実施するとともに、外国人誘客のためのインバウンド事業などを展開してまいります。

また、６月定例会南伊豆町一般会計補正予算（第２号）に計上し、ご審議をいただきました観光協会が行う京浜方面からの誘客事業「伊勢海老号」の運行支援や、９月定例会南伊豆町一般会計補正予算（第３号）に計上いたしました商工会が行う「南伊豆町プレミアム商品券」の発券支援など、関係団体と連携しながら各施策等を積極的に展開し、産業の活性化を図ってまいる考えでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（２）オープンウオータースイムレース等の実施状況。

６月24日、第３回南伊豆弓ヶ浜オープンウオータースイムレースが開催され、各地から132人の参加があり、うち58人の方々に町内へ宿泊していただきました。

また、当日は初の試みとしてブラジル・カーニバルを招聘し、会場周辺を盛り上げるイベントを開催いたしました。

さらに、７月29日には、弓ヶ浜においてフラダンスとハワイアン音楽を中心としたイベントを開催し、県内外の２チームによるフラダンスとプロの音楽家によるハワイアン音楽とのコラボレーションで大いに海辺を元気にすることができました。

加えて、９月９日開催の第２回国際マスターズオープンウオータースイムレースには、８月31日現在、各地から183人の参加申し込みがあり、この183人の中には招待選手である台湾、中国、オーストラリア、アメリカといった海外からの参加選手も含まれております。

また、８月25日、26日の両日は、第14回弓ヶ浜ビーチバレーボール大会が開催され、各地から512人の参加があり、参加者全員に町内へ宿泊していただきました。

このような行事へのサポート体制でありますが、８月のビーチバレーボールの際には、地

域宿泊施設関係者及びＮＰＯ団体等の手によりバーベキューのおもてなしが実施されました。

また、今月の国際マスターズの際には、観光協会を事務局とする地域実行委員会が前夜祭「黒潮ウエルカムファンクション」を開催し、参加者の歓迎に当たる予定であります。

さらに、10月７日には第３回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催される予定でありますが、既に各地から140人以上の参加申し込みをいただいており、当日の大会運営には地域宿泊施設関係者がボランティアとして参画することになっております。

（３）ジオパークビジターセンターの開設。

伊豆半島ジオパークの構想につきましては、当町も含めた７市６町で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会が、本年４月24日に日本ジオパーク認定に向けた申請書を日本ジオパーク委員会へ提出し、今月中には認定されるものと期待しているところであります。

このような中、当町ではジオパーク構想の一層の推進を図るため、閉鎖されていた「あいあい岬」売店施設を活用し、７月14日に伊豆半島で初めてとなる南伊豆町ジオパークビジターセンターを開設いたしました。

同施設は、観光協会が運営する売店も併設されており、開設以来多くの来場者があり、奥石廊崎の新たな観光スポットとして定着しつつあります。

今後は、同センターを軸として、陸、海、両サイドからのジオサイトツアーの随時開催や、地場産品の販売も含め、情報発信の場として大いに期待しているところであります。

（４）観光客等入り込み状況。

４月から７月における観光客の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

全体では14万5,981人で、対前年同期比120.4％と前年度を上回る入り込みとなりました。

分野別に見てみますと、弓ヶ浜海水浴場は3,835人で、対前年同期比で60.97％、小浦海水浴場は670人で、対前年同期比63.21％、中木海岸は8,301人で、対前年同期比164.7％でした。

なお、昨年に引き続き、弓ヶ浜と小浦の両海水浴場では海水浴客の安全・安心を確保するため、放射性物質検査を６月、７月及び８月に実施しましたが、両海水浴場とも放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されませんでした。

民宿旅館等の宿泊客数は、民宿が１万1,209人で、対前年同期比84.41％、旅館等が４万9,997人で、対前年同期比134.48％、全体では対前年同期比121.3％となりました。

また、観光施設につきましては３万9,600人で、対前年同期比127.02％となっております。

各地域で実施した海中散歩を初めとする各種イベントなどは、石廊崎灯台の２日間における一般開放などによる増加が起因し1,462人で、対前年同期比271.24％となりました。

町営温泉の利用状況は、銀の湯会館が２万1,037人で、対前年同期比119.84％、みなと湯が8,256人で、対前年同期比104.14％、合計では対前年同期比114.96％となりました。

次の表が、観光施設等の入り込み状況であります。海水浴場、それから宿泊施設、観光施設、各種イベント、そして温泉施設と、合計で14万5,981人、対前年比で120.4％となっております。

３、水道料金の改定について。

水道事業会計の経営健全化及び水の安定供給を図るため、平成24年２月29日に南伊豆町水道料金等審議会長から水道料金改定等について答申がありました。

答申内容につきましては、前回の料金改定が行われた平成４年から20年経過しており、基本料金を55％引き上げるなど、料金を大幅に改定する内容となっております。

答申を受けて、その内容に沿った料金改定を検討いたしましたが、現在の地域経済状況や電気料金等の値上げなど、水道利用者の負担増加を考慮し、平成25年から３年間かけて料金を段階的に改定することとし、給水条例の一部改正を９月定例会に上程いたしました。

段階的な料金改定による給水収益の不足分につきましては、一般会計からの繰入金を増額して対応することとしておりますが、今後とも引き続き、水道事業経営の健全化と水の安定供給に努めてまいります。

４、自然エネルギーについて

６月上旬に、静岡県から各市町を対象とした民間企業によるメガソーラー建設促進のための適地情報収集についての調査依頼がありました。

これを受けて、町といたしましても、吉祥町有地について、その利活用の可能性を広げる一つの手段として、この調査に対する回答を行ったところであります。

現在、静岡県では、各市町の回答を受けて、当町の吉祥町有地も含め「ふじのくにメガソーラー情報バンク」として、ホームページを通じて情報発信しておりますが、町に対して数社から照会があり、また現地調査に訪れた企業もあります。

吉祥町有地でのメガソーラー建設の可能性は未知数でありますが、企業の動向を注視するとともに、先進地の調査なども含め研究してまいりたいと考えております。

また、環境省では、平成23年度から独立行政法人産業技術総合研究所に委託し、下賀茂温泉における地下の地質分布や温度分布等を調査し、温泉湧出メカニズムや地熱資源の広がり等を解明することを目的として「温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究」を進めております。

現在、加納地区において、695.7メートルの地下深部からの熱水噴出試験に向けての準備が進められているところであります。

調査結果につきましては、本年度末に報告書として取りまとめられることとなっており、この結果が将来にわたっての温泉の利活用において、貴重な資料になるものと期待をしております。

５、滞納処分強化対策について。

静岡県と35市町で構成する県個人住民税徴収対策本部会議は、平成22年度から２年連続して全国最下位となっている個人住民税の収入率向上のため、本年度から３カ年を集中計画期間とし、収入率91.5％を目標とした徴収対策強化に取り組むことを決定いたしました。

本県における平成22年度の個人住民税の滞納額は、個人県民税及び個人市町村民税合わせて約388億円となっており、この対策は大きな課題となっております。

当町でも、平成23年度決算において、個人住民税の収入率は89.76％で、2,240万9,000円が滞納となっておりますが、これまで静岡県滞納整理機構による徴収や、個人住民税を給与から天引きする特別徴収を、県内では賀茂郡市町が先駆けて実施するなど、その対策に努めているところであります。

さらに、９月５日から11月末までは、静岡県から派遣される２名の税務職員による財産調査や差し押さえなどの指導等を受けることとなっており、町税の収入率向上を図るための徴収対策強化に取り組んでまいります。

６、電子入札について。

当町におきましては、本年４月、入札方法を電子化するために、賀茂郡下では初めてとなる静岡県共同電子入札システムを導入いたしました。

町内の建設関連業者には、２度にわたる説明会を開催し、電子入札に対応できるための環境整備及び操作方法の説明を行うなど、実施への準備を進め、７月の入札から電子入札をスタートされました。

電子入札につきましては、事務処理の面では効率化及び迅速化が図られるとともに、透明性の確保や入札参加者の費用等の軽減、さらに入札参加機会の拡大など、いろいろな面でメリットがあります。

現在は、建設関連工事のみで実施しておりますが、今後は建設関連設計委託や物品購入などの入札も電子化を目指し、より一層、事務の簡素化や透明性の確保等に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

７、主要建設事業等の発注状況について。

平成24年度第２四半期における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成24年度大規模地震対策事業備蓄用食料品購入211万500円、旭産業株式会社沼津営業所。

平成24年度橋梁長寿命化修繕計画業務委託1,942万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。

平成24年度町道東風山戸Ａ線道路舗装改良工事469万3,500円、丸三工業株式会社。

平成24年度弥宜田橋橋梁架替工事212万6,250円、有限会社山崎建設。

平成24年度志戸橋橋梁架替工事218万4,000円、有限会社山崎建設。

平成24年度24年災３号町道段山線道路災害復旧工事210万2,100円、恵比寿建設株式会社。

平成24年度石井浄水場１号送水ポンプ電動弁取替工事260万4,000円、株式会社二和工業商会。

平成24年度簡易水道等施設整備事業蛇石地区配水管布設替工事（第１工区）1,902万6,000円、株式会社塩崎工業。

平成24年度簡易水道等施設整備事業蛇石地区配水管布設替工事（第２工区）1,885万8,000円、株式会社塩崎工業。

平成24年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事777万円、飯泉設備工業。

平成24年度小沢川河川改修工事に伴う青市地区配水管布設替工事201万6,000円、有限会社藤原設備。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第２工区）1,466万100円、株式会社南伊豆造園土木。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第３工区）1,449万円、五味建設株式会社。

平成24年度南伊豆町公共下水道南伊豆クリーンセンターの実施設計の作成委託に関する協定2,500万円、日本下水道事業団。

平成24年度南伊豆町公共下水道南伊豆クリーンセンター再構築基本設計（長寿命化計画）に係る技術的援助に関する協定400万円、日本下水道事業団。

以上で、平成24年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（梅本和熙君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（梅本和熙君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　改めましておはようございます。

９月定例議会最初の質問者となりました１番議員の加畑です。

９月に入りましたけれども、まだまだ暑い日が続いております。当町におきましても、まだ夏のイベント、来週もありまして、今月22日には商工会青年部における婚活イベントもあります。ぜひとも今日の議会も質問に対しての答弁、まだ続く夏のように暑い答弁を期待しております。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問です。

クリーンエネルギー確保の推進というテーマで質問させていただきます。

６月議会定例会の中で、私質問させていただきましたけれども、当町加納地区温泉源のボーリング調査の結果を聞きましたが、その時点ではまだ結果が出ていないという答弁がありましたが、現段階での結果、経過報告でもかまいませんけれども、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

加納地区を中心に行われております「温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究」では、環境省がこれは独立行政法人産業技術総合研究所に委託をして、そして地下の地質であるとか、あるいは温泉分布、これらを調査して、温泉の湧出のメカニズム、それから地熱資源の広がり、こういったことを解明することを目的として実施をされておるものであります。

そこで、現在は加納地区におきましては、695.7メートルの地下深部からの熱水噴出試験

に向けて準備が進められているところでありますが、この調査結果につきましては、本年度末に報告するとして、取りまとめられるということとなっております。この結果が将来にわたって温泉の利活用について貴重な資料となることを期待しておるというところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ただいまの町長の答弁の中でありました、先ほどの行政報告の中でもありましたけれども、この温泉の資源が、この町の将来にわたって貴重な資料になるものという形の答弁ありましたけれども、この町に眠る重要な資源としての温泉の利活用というものを、どのように考えているのかということをお聞きしたいんです。

結果が出なければ何も調査が進まないというのではなくて、今までも温泉を利活用した事業というのはこの町にもあったはずです。過去にもあったと記憶をしております。

今後、この結果が出る前に、もしも出たら、どういう形で進んでいくのかというところは考えておられるのでしょうか、答弁願います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この地熱エネルギーの確保ということでは、まだ正確な資源の解明がなされていないということですから、今後のこの有効利用の可能性が判明すれば、我々としては温泉の関係者、それから有識者、こういった方たちで構成しております新エネルギーの利活用検討委員会があります。そこで、例えば費用対効果であったり、実施主体、それから周辺の環境等への配慮、こういったことも含めて検討していくようになるというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今答弁の中にありました新エネルギーの利活用委員会です。前回私２月だと記憶をしておりますけれども、傍聴させていただきました。その後、その委員会の動きというのは、どのようになっているのでしょうか。

それから、温泉組合という組織もあると思うんですけれども、その辺と協力して話が進んでいるということは現在あるんでしょうか。結果がないとしても、その間、何か動きがあっ

たのか、ないのか、ちょっと教えてもらえないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

新エネルギー利活用検討委員会につきましては、昨年度この地熱貯留槽の実証実験をして、中間報告ということでお話をしてから、それ以来開催はしておりません。

一応、ことしの９月末ぐらいに先ほど町長が答弁いたしました地熱の噴出試験の結果が出るということで聞いておりますので、その後、ですから10月の初旬ぐらいになるかなとは思っておりますけれども、そのころに利活用の検討委員会を開催したいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　２月に開催してから、そこで中間報告をして10月まで何もしないというのが、新エネルギー利活用の検討委員会ということでしょうか。

僕はイメージとしては、２月の段階で結果が出ていなかった、その点これはわかります。しかし、その間に何も動かないまま、経過報告を聞いて、それで検討委員会というのはいかがなものかと思うんですけれども、その間に何か新しい事業を立ち上げようとか、このような結果が出たら、この方向に進もうとか、そういう話というのはないんでしょうか。

逆に、検討委員会のほうから開催しようというような動きはないんでしょうか。その開催する口火を切るのは、当局であるのか、その検討委員会のほうの委員長であるのか、その辺の動きというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　新エネルギーの利活用検討委員会につきまして、まず町長が先ほどお話をいたしましたけれども、現在加納地区を中心に行われております実証研究というものは、地下の地質、温度分布、それから温泉湧出のメカニズムや地熱水源の広がり等を解明して、将来の安定した温泉の利活用のための資料にするということでございます。ということでございますので、現段階ではやはり詳しい結果が出ていないという中での検討委員会というものは開いていないというような状態であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　それでは、検討委員会というのは資料を残すための委員会ということなんでしょうか。私イメージしているのは、温泉を利活用しての産業更新というのも考えるべきではないかと思うんです。これは例えば当局がやるべきことではなくて民間が本来やることだという答弁があるのかもしれません。過去にも温泉を使った事業というのがありましたから、そういう方向で考えているのかもしれませんけれども、先月28日に東電設計のほうから説明を受けたときに、全国各地の事例というのを幾つか見せてもらいました。やはりこの中では、行政とタイアップをしながら進めたという事業がたくさんあったと思います。そのような方向にいくものだと私は思っておりました。

例えば、結果については、八丈島の状況と似ているのではないかというような話も出ておりますので、結果が出るのを待つのではなくて、結果が出る前に何か考えるという方向はないんでしょうか。あくまでも資料を残せばいいと、それが将来町の宝につながるという考え方、私には理解できないんですけれども、それを使って何かしようという動きは今のところないということでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

やはり正確な資源解明がなされていないという状況におきましては、現段階では検討ということはしていないという状態でありますので、また先ほど申し上げましたとおり、９月末の結果を待って、それから資源解明がなされてから、それから検討委員会でもって検討していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　それではすべてが後手後手に回ってしまうのではないかなと思うんです。このことだけではなくて、さまざまなことにおいて、すべて結果が出てからとか、後から考えればいいというような考え方が先行していることが、この町の危機につながっているのではないかなと私はそう思います。いろんなことにおいて、先手を打つのが必要なのではないかなと思いますけれども、なぜこんなことを言うかといいますと、先月の８月７日、町議会全員で中部電力の浜岡原発を視察してまいりました。確かに安全対策はきちっとやっておりますという説明は受けてきたんですけれども、それはそちら側の言い分なんで、当然安

全ですと言うに決まっているんです。その中に、まだまだリスクはあるのではないかなという印象も受ける箇所がありましたので、当町議会としましても意見書として浜岡原発に対して稼働しないでくれと、廃炉にしてくれというような意見書は出しております。そのこともありますし、影響を受けるという地域柄でもありますので、新エネルギーの確保、これについては、本気で推進しなくてはいけない時期はもう来ているのではないかと思うのです。国からの支援というのも時期が来れば、これずっと続く支援ではないわけですよね。

その中で今せっかく温泉地熱の検査をしている段階で、結果が出たら考えますと、その間は委員会も開いていません。半年以上あいているわけですよね。次の施策も考えていませんと言いながら、先ほどの行政報告の中では関係団体と関連して産業の活性化に努めていきたいという内容書いてありますけれども、ちょっとそれ本気で言っているのかどうかと疑わしいぐらい僕ちょっと聞きたいんですよ、その点は、もう少し本気でやるべきではないかなと。せっかく今チャンスで時期的にも風が吹いている時期だと思うんです。ここを逃したら次のチャンスはないぐらいに思って進むべきではないかと思うんですけれども、なぜそこを進めないかということを、町長答弁願います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今行っているこの事業が、当町として協力体制をとって始めたのが昨年であります。そしてそれ以降、例の東北の大震災があり、そして原発問題があり、電力問題がいろいろ今議論されているということだろうと思います。

そこで我々としてはやはり、そういった資源、エネルギーという観点から、やはり今の電力を絶えることなく多面的に自然エネルギーを検討すべきではないかということは、我が町だけではなくて、国全体がそういう今風潮があると思います。ですので、我々としては今行われているこの調査の結果がやがて出ると思いますけれども、そういった思いで、この震災を契機として検討委員会に投げかけをして、状況は変わってきておりますので、より前向きに検討ができるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　前回の私議会の中でも質問したと思うんですけれども、この町は10年近く前に真夏の大停電というのを経験しております。夏の時期にこの辺の地域の電力がスト

ップしてしまって、それで電力の確保ができなかったと。そして、ちょうど８月のさなかでしたので、観光客の方々が大きな打撃を受けたというのがあります。そのこともありまして、今ブームだからクリーンエネルギーを推奨しましょうという話ではなくて、この町独自で電力を確保するということがどれだけ大事なのかということを、もう少し重要に考えたほうがいいのではないかと思うんです。よくこの町、伊豆半島全体が陸の孤島なんて言われ方をしますけれども、その先端にある我が町でありますし、津波の影響でも被害が大きいというような想定がされておる中なんです。ですから、新エネルギーの確保というのは全国的な風潮、流れの中で我が町もそうしましょうというのではなくて、もしもこの流れがないとしても、独自でも進めなければならない施策ではないかと思うわけです。その点、結果が出ないとしても、結果が出てからではなくて、結果が出る前に何か委員会のほうで事を起こそうとか、プロジェクトチームをつくろうとか、そういうお考えは今のところないのでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

まず、委員会のほうなんですけれども、委員会につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり10月以降の会議を持ってから検討していきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる電力確保ということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、この地熱貯留槽の実証実験というものは、例えばいわゆる発電システムとか、そういうものをつくるということが目的ではございません。あくまでも地下の地質、温度分布等調査して、温泉湧出メカニズムや地熱資源の広がりを解明するということを目的としております。

そういう面からこの調査の結果を受けまして、その結果によって今後検討していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、課長の答弁の中にありましたとおり、この温泉の調査が発電のためだけのものではないということは承知しております。であれば、現段階の状況でもまだ産業に活用できるような温泉の利用方法があるということは、ここは前から承知しております。その方向での産業の活性化という面でも考えてもいいのではないかなと思うんです。発電に関して条件をクリアするというのは、相当いい結果が出なければできないということは、こ

れは承知しております。

しかし、現段階の温泉の温度、熱を利用して、産業に活用することができるということはあるはずです。これは８月28日の東電設計の説明の中でもありましたし、以前からこの町でも昔スッポンの養殖もやっていたというようなこともあります。温泉熱を利用したハウス栽培とか、北海道でやっているトマトの栽培とか、そういうものには今現在の状況でも使えるものがあるわけですよ。産業に活用できるのであれば、その結果を待たずとしても何かやることがあるのではないかと思うんです。結果が出なければ動かなくてもいいんだという風潮は、どうなんでしょう、それ正しいんでしょうか。僕はちょっとそれは本当に産業の活性化を願っているとは思えないんですけれども、発電に関しての条件がそろう、すべてのデータがそろうまではすべて動かないという形は変わらないんでしょうか。10月まで委員会もしないし、その間は動きませんという形は変わらないのでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今議員の言われた、いわゆる温泉資源を活用した産業面でのいろんな利活用ということを言われました。今行っている加納地区のこの温泉調査というのはその一端であるわけですね。ですから、これについては先ほど何回も担当課長から答弁しておりますけれども、そういう考え方でまず行くと。

今、加畑議員の言われたいわゆる温泉資源を産業の面で活用する。これは今までも何回となくいろんな面で検討されてきております。この豊富な温泉資源を、恵まれた資源を何とか活用できないかということは、これはいろんな場で検討されてきておりますので、それはやはりこれも引き続いて将来にわたって我々としては取り組まなければならない問題であると思います。

ですからそうこうして、今行われている電力への資源活用ということであれば、それについては何回も何回も申し上げますけれども、そういう考え方でいきたいと思っておりますけれども、今言われる温泉資源を産業面で多面的に活用するという点では、我々としてはやはりもっとほかの面でこれは検討するべきだろうという考えは持っておりますし、それはまたいろいろな専門家の意見も取り入れながら、検討していきたいという思いであります。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今後、産業の活性化のために活用していこうというお答えを今いただきましたけれども、今まで企画調整課長にずっと質問を集中させておりましたけれども、産業の活性化という意味では、産業観光課の課長さんとしてはどのような考えを持っておりますでしょうか。

例えば、この温泉地熱を利用しての今までにあった産業なんかもありますよね。そういう面をもう一回復活させるとか、という形の考えとか、また新しい何か産業を起こそうというものは、そういう話というのはまだ話し合われていないんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　正確にはそういう討論等はしておりません。ただ今町長、また担当課長が申し上げたとおり、そういう結果が出ればぜひ前向きに検討はしていきたいというようには個人的には思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今結果が出ればと言いましたけれども、結果が出ないまでも僕はやってほしいという考えがあります。

現在の温泉のポテンシャルでできることというのはあるわけですよね、結果が出なくても、そこを生かすべきではないかなと、そこを話し合うべきではないかなと、結果が出ないから、それから動こうというのではなくて、今ある結果を自分から探しにいって、何かできることはないかというような方向、姿勢を示さなければ、本当にもう産業の活性化はないと思うんですよ。そこはもう我々も含めて全員がちょっと姿勢を変えなければいけないのではないかなと、ここをきっかけにしなければいけないと私は思いますので、ぜひともその点強く推進を願いますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、第２の質問に入ります。

ウエブサイト利活用による広報の推進というテーマで質問させていただきます。

この質問は、３月の定例議会の中でも行った内容の続きになります。新聞にも掲載されました平成24年度当町の新規事業の中の予算で、ホームページ開始業務というところに600万円という予算をつけておりました。現在、この予算はどのような使われ方をしているのか。それと、あと有効的に利用できているのかというところ、まだまだ結果が出るには早いと言われればそれまでなんですけれども、何かアクセス数がふえたとか、周りからの評判がよく

なったとか、そういう形を感じることはできているのでしょうか。答弁願います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

ウエブサイトの利活用による広報の推進でございますけれども、企画調整課といたしましては、他市町のサイト等につきましても検討しております。例えば、熱海市を初めといたしまして、いわゆるトップページのデザイン等につきまして、非常に熱海市さんもそのまま一面に大きな動画が出てございます。そういったような状態でございまして、それぞれの市町村が趣向を凝らしているなというふうに思っております。

南伊豆町のホームページの開始に当たりまして、他市町のデザインなどを参考にいたしまして、自然、風景がいいのか、首長の顔写真がいいのか等々につきまして、どういったデザインが当町にふさわしいかということにつきまして検討しているという状態でございます。

当町におきましても、若手職員を中心といたしまして、何回か会合といいますか、検討会を開いているというような状態であります。現時点ではそういった状態でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ただいま谷課長のほうから答弁ありましたように、熱海市のサイトを私も注目をしております。ここトップページから熱海の風景が出ていまして、東洋のナポリと言われるだけの風景があるわけです。写真も見事です。ただその写真とか、デザインだけにこだわるのではなくて、私はこの熱海市のサイトですばらしいなと思うところは、やはり首長がもう写真つきでトップページから出ていると。田邉副市長も個人のフェイスブックページを使いながらいろいろなところに顔を出して、積極的に熱海をＰＲをしていくと。

例えば、フェイスブックの中でメッセージを送ると、必ず返してくれます。実際僕は会ったことはないんですけれども、その中でも交流がかなり進んでおりまして、どういう人物か、どういう考えを持っておるかということがすごくわかるんですね。これが本当の効果ではないかなと。ＩＴを使ったということは、対面式で話していないから何かこう伝わり方が冷たいのではないかというような風潮もありますけれども、そうではなくてきちっとした対応をしてくれることによってやはりイメージアップはしていると思います。

それから、伊豆の国市、ここも５年ぶりにホームページを新装したということが新聞にも載っておりました。この中で注目すべきは子供用のコーナーを設けてあるというところと、

今の流れでありますスマートホン専用のページ、その辺も対応しておるという流れをつくっております。

行政の規模の大きい、小さいにかかわらず、今どこの行政区でもホームページに力を入れていることは、これは間違いないことです。これはデザイン重視とかではなくて、内容、要するに使う側がどのように使ってくるか。要するに、どのようにお客さんを呼び込んでいくかというところに重点を置いて考えていますので、業者に向けてのデザイン発注というところだけではなくて、今課長の答弁にありましたように、若手職員の感覚を採用するというところが非常に重要だなと思うんですけれども、その点どうなんでしょう、本当にその感覚を採用してホームページのレイアウトに、内容に採用するという考え方というのはあるのでしょうか。そこはどの辺が決定権を持っていて、そういう委員会とかというのはあるのでしょうか。従来のような形で進んでいったら変わらないと思うんですけれども、その点の改革的な考え方というのは持っておられるのでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、町の若手の職員を中心といたしまして、意見交換といいますか、いわゆる検討会をしたところであります。そういった形の中で、若い職員の中からいろんな意見を伺いながら、それをまた企画調整課といたしまして整理して、それで最終的には町長のご判断になろうかとは思いますけれども、そういった検討組織をつくって、それで企画で整理してという形を考えております。

現在、仕様書をどういうふうな形にしようかということで、今まさに研究中のところでございますが、またその仕様書を基本的な多分仕様書になると思いますけれども、その仕様書をつくった段階で今度はやはりプロポーザル方式になるんだろうというふうに考えております。それに向けて今事務処理を進めているということでございます。やはりいろんな職員、やはり例えばＳＮＳに関しましても、やはり賛否両論です。いろんな意見があります。ですから、企画調整課といたしましても、そういったいろんな意見をどういうふうに整理していくかということが、これからの課題になるかなというふうには考えておりますけれども、これにつきましても早急に検討して、整理していきたいというふうに考えておりますので、やはり若手の職員の意見というものを重要視はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今ＳＮＳに関しての賛否両論あるという言い方しましたけれども、これ確かに個人が使う場合の危険性、リスクというのはあると思うんですけれども、これは情報発信するにおいてのコメントに関しての賛否ということですか。

例えば、熱海市の田邉副市長が行っているのは、個人的なフェイスブックページの中でコメントしていると。これは本人は個人的なページと言っていますけれども、こちらはオフィシャルでとらえてしまいますよね。その点で賛否があるという意味なんでしょうか。

そこで網がかかってしまうと、かなり自由が奪われてしまうので、やはりコメントに制限がかかってしまうと。そうすると本当の生の情報というのが発信できなくて今までと同じじゃないかなと思うんですけれども、検討委員会をつくって整理して、結果を出すという形にしますけれども、その辺、具体的にもう少しコメントいただけないでしょうか。今までの答弁と同じなので、また同じところに行ってしまうような気がするんですが。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

細かい発信につきましては、いろいろございますけれども、そうですね、やはり一番の大きいのはやはり個人情報の流出の危険性があるということがあります。

それから、いわゆる管理の問題。例えば、田邉氏でありますれば、リポーターをつくっているとかということをしております。さらに、いわゆるガイドラインというものをしっかりと整備しているというような状態でございますので、やはりそういったものも必要なんだろうということはあります。

それと、やはりホームページそのものにこういったＩＮＳというものが必要なのかどうなのかという意見もあります。いや必要だという意見もございます。やはり情報が瞬時に非常に広域的に広がるという特徴といいますか、そういったものは非常にすばらしいなということは皆さん理解はしていると思いますけれども、そういったいわゆる管理の面をどうしていくかということです。ですので、その辺はやはり何らかの形で活用していくべきだろうなというふうには考えているところではありますけれども、そのまま即ホームページに使えるか、いわゆるホームページの中で南伊豆町として、例えばフェイスブックを立ち上げるというような形にすぐできるかどうかというところを、今まさに検討しているというような状態であります。やはり管理の問題になろうかと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ＳＮＳで代表されるのはフェイスブックという形に今なって、課長のほうからもフェイスブックという言葉が出たんですけれども、フェイスブックの中でも組織名として立ち上げているページもありますよね。その点を見れば前例というのはわかると思うんです。情報が一気に拡散して広がっていくということがリスクでもあり、これが利点でもあるわけです。ここが情報発信のＳＮＳとしてのいいところであり、悪いところであると思うんですけれども、いつも言うようにこの町というのは、素材としてはすばらしいものがそろっていると、海にしろ、山にしろ、先ほどの温泉にしろ、その風景を１枚写真に撮るにしてもすばらしい写真が撮れるというところはありますので、ＳＮＳを使って情報発信をしている人が相当いるわけです。

例えば、町内各地を巡って写真を撮り歩いている人もいれば、お店を回って食べ歩きをしている人もいれば、そういう人たちの情報源を取りまとめて、ひとつ活用していこうというような形にはとれないんでしょうか。

例えば、これはホームページに職員の方が専属でついて、１人がずっと追いかけていくということはかなり難しいし、かなり能力が必要だと思うんです。だとしたら、個人の趣味でやっているところを取りまとめていくというところ、それはその人の承諾もあるんでしょうけれども、基本的にフェイスブックなんかはどこまで写真を公開するかとか、自分の情報をどこまで公開するかというのは、これ個人の判断にかかわっているわけですよね。その中で出していると、それを取りまとめるときに難しいというところはわかるんですけれども、これだけ情報量が多い中で、ホームページに、またはフェイスブック等に専用ページをつくって、専任をつけて運営していくというのは、もう無理なのではないかなと、追いつけないと思います。だとしたら、既存で運営している人、例えば役場の職員の中にも個人のページを持っている人がいますけれども、その手の情報というのがすばらしいものたくさんあると思うんですよ。そこをまとめていく方法というのはないんでしょうか。それ前例があると思いますので、まねごとでもいいので、それをやるべきだと思います。例えまねだとしても、この町の資源というのはすばらしいものがありますので、２番手、３番手で情報を発信しても僕は負けないと思っているんですよ。だとしたら、そこはやるべきではないかなと、リスクの部分でばかり考えているのではなくて、メリットの部分も考えてやるべきではないかと思うんですけれども、そのために決して安くない予算をつけたのではないかなということで私

は思っているんですけれども、その点の方向性というのはいかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはりＩＮＳの情報の能力といったものは非常にすばらしいというふうには考えております。ということで、先ほど来申し上げてはいるんですけれども、当町におきましてもソーシャルネットワークサービスというものを、やはり何らかの形では活用したいというふうには考えているところであります。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、いろんな個人情報とかの管理上の面から、幾つかの問題もあるというふうに考えておりますので、若手の職員等からの意見を踏まえまして、今後、どういった方法の利活用が適当なものなのかということにつきましては、まさに検討していきたいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　やはり課長がＳＮＳに注目しているということがすごくわかります。感覚が同じではないかなと思うんですけれども、今現在、例えば町のイベント、今週末行われる「黒潮ウエルカムファンクション」においての告知、もしくはブラジルサンバの方々が来る告知においても、やはり個人的なフェイスブックのページのほうで広がっていくというところのほうが早くなっているのではないかと思うんですよね。町のホームページではなくて、ほかのほうが先行して早く情報が流れていくということでは、これは町のほうのホームページがリードしているという形にはなっていないわけですよね。だとしたらやはりかけるべき予算をかけて、その辺は整備していくべきではないかなと。

これは、先ほどのクリーンエネルギーのほうとまた同じなんですけれども、企画だけではなくて、やはり産業・観光の面が大きいと思いますので、課をまたがって進めていくというのがいいのか悪いのかと、僕にはわかりませんけれども、別に産業観光課のほうでもその点推し進めるべきではないのかなと思うんですけれども、実動部隊として、その点、産観の課長のほうで考えるとか、職員のほうでそういう声が上がっているということはないんでしょうか。若手の職員であれば僕はその辺に注目している職員はたくさんいると思うんですけれども、実際そういう声というのはないんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　その点につきましても、私どもの課でもホームページ等については検討といいますか、話し合いはしております。若手のほうでもそういうようなことがあれば参加させたいなというふうに思っていますので、また企画のほうと課長とまた相談していきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　先ほど私、冒頭のあいさつで言ったとおり、例えば、商工会青年部のイベントなんていうものもあるわけですよ。ここを役場のホームページのほうで紹介してくれというわけにはいかないところもあると思うんですけれども、例えばＳＮＳを使った情報公開の中でいけば、人と人との交換の情報の中で、必ず交錯して広がっていくわけですよね。ここは今後、町のほうで何でも受けてくれという話ではなくて、ほかの団体がやることをＰＲして、そこにタイアップしていくことによって広がっていく、意味でもいいと思うんですよ。すべて当局のほうからいろんなことをやってくださいとか、汗をかいてくださいという話ではなくて、ほかの組織がやっていることとリンクしていくことによって、効果さえ上がれば、僕はそんなに無理に苦労してくださいという話ではなくて、効果が上がっていくものを考えていきましょうという意味で言っているわけです。それにおいては、キャラバン隊を組んだりとか、そういう以前の観光のＰＲ方法があったわけですけれども、そこに加えてやはり今後は情報発信はＳＮＳを使って、もしくはインターネットを経由しての情報発信の仕方というのが有効的ではないかと思います。ここは経費の面でもかからないことが多いわけですし、つくり方次第で効果が大きくなるという面では、そこに時間と労力と予算を割いてもいいのではないかと思うわけです。ですから、ここぜひとも形として格好いいホームページをつくりたいとか、そういうことではなくて、実際にどうしたら人を呼べるかというところを、最終的にはそこをゴールとして進めていくべきだと思います。

ちょっと時間が早いですけれども、今回の質問は私は２つでした。どちらにしてももう具体的な方法を考えながら、実行の段階に移していただきたいという願いがありまして、今回この２つにさせていただきました。

私の質問は以上で終了にします。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３６分

再開　午前１０時４５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（梅本和熙君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　改めましておはようございます。またよろしくお願い申し上げます。

一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、石廊崎問題解決後の取り組みについてでございますけれども、この問題を取り上げた理由としましては、石廊崎問題の解決が近いであろうと推察されている今日でありますけれども、お互いやはり確認しておかなければならない項目が多々あるのではないかなと思いまして、まず石廊崎問題が解決した後に、この区とか南伊豆町にどれほどの経済的効果が上がってくるんだろうかということ、この疑問を一緒に考えていきたいということでございます。

次いで、そこで出てくる経済的効果をより加速して、もっと利潤を追求できるような施設とか、また場所にしていくためにジャングルパークの跡地を今後どう再整備、再開発していくのかということを、また諸般の諸事情を踏まえながらまた一緒に本当に考えていきたいなと思いまして、この問題を第一に挙げさせていただきました。

まず、この本題に入る前でございます。今現在、石廊崎問題の解決に向けて、日々本当に努力されていただいております町長初めといたしまして、担当課の皆様には心より感謝申し上げます。

ここで、まず町長にお尋ねしたいと思うんですけれども、この問題が解決した暁にはこの南伊豆町、そして賀茂郡下、そしてこの伊豆半島一帯がどのように変わるんだろうかということをお考えになっているかをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎の問題は過去何回もこの議会でも取り上げられ、各方面からいろいろ注目をされている案件であると思います。何度も申し上げますけれども、石廊崎が置かれている位置が伊豆半島の最南端ということを考えますと、やはりあそこをああいった状態で置くことが我が町だけではなくて、伊豆半島全体にとっても好ましくないという状況下にあるということで、我々としては今回のこういった問題について取り組んでおるわけであります。

今、議員が言われるように、経済的効果であるとか、跡地利用、こういったことを言われましたけれども、もちろんそれは裁判の結果が出ませんとまだ我々としては言えない部分でありまして、要はあそこが今ああいう状況でバリケードというか、閉鎖されておるということ自体が、これは非常に環境の面からもお客さんの利便性にとっての面からも好ましくないわけですので、まずそれを何とかしようということで取り組んでおります。現状そういうことです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　早速お答えにくい質問で誠に申しわけなかったでございます。

おわびの気持ちではないです。この経済的効果を自分なりにちょっとシミュレートしたわけでございますけれども、これは何ら訴訟には問題はないと思いますので、ちょっとここで述べさせていただきたいなと思うんですけれども、あくまでもこれは今申しましたとおり、未熟な私がちょっと査定してみたことでございますので、ここはと思われるところも多々あるかもしれませんけれども、そのところだけはちょっとご理解ください。お願い申し上げます。

簡単にちょっと計算方法を説明してみますけれども、今年度にこの石廊崎の問題というものが解決するだろうということを前提にしまして、この訴訟問題が上がる平成14年直前の平成14年から平成23年、この10年間の石廊崎に来た、そしてこの南伊豆町の各施設に来ていただいたお客さんの数の推移というものをもとにしまして、今日の経済的状況でございますか、プラスの要因もマイナスの要因ももちろんございますけれども、そういうところをちょっと総合的に判断した上で、今後、今年度、25年度、26年度、３年間の予測される石廊崎に来ていただけるであろうお客さんの数、そしてそのお客さんがはたまたほかの施設等にも行って

いただけるということを踏まえた上での、南伊豆町内での施設の利用客数というものを算定してみました。

これは第１ステップとして考えていただければいいと思うんですけれども、お手元にグラフがあると思います。このグラフは今の石廊崎区、そして南伊豆町の各施設の今後３年間の予想を踏まえた上でのグラフでございまして、まず１枚目が石廊崎区内の利用客推移表、そして次のものをはぐっていただくと、町内目的別利用客推移表というのが載ってきております。これまた見ていただければいいと思うんですけれども、こういうことを考えるに当たりましては、やはり最初に石廊崎にお客さんが来て、それからほかの地区に回るのか、はたまたほかの地区から石廊崎に回るのかという、この点によって相当違う相関関係が出て参るわけでありますけれども、今回はやはり石廊崎に来るお客さんをメインにして考える。ここで上がってくる効果を一次的効果といたしました。そして、次に、そのお客さんの何割かはほかの施設にも回っていただけるだろうなということを想定した上での利用客数を二次的効果として考えて今計算しております。

続きまして、第２のステップでございますけれども、第一的な効果でその試算の結果上がってきた石廊崎に来ていただけるだろうというお客さんの数に、今現在の石廊崎の売店等を使うであろう割合、ここ私は0.8と考えましたけれども、利用単価の500円を掛けて、収入総額を計上、そして第二効果、要するに他の南伊豆町の各施設にもそれぞれ使うであろう利用単価の平均額を掛け合わせて算定される利用収入総額を算定しております。

次に、第３ステップとしては、第一効果で上がった収入総額と第二効果で上がった利用収入総額を足して、それをまた加工して１人当たりの個人所得がどれだけ上がるのか。はたまた、税収、この税収と申しましても住民税、住民税の中の町税をちょっとピックアップをしたわけではありますけれども、これがどれだけ上がってくるとか。はたまた、雇用というものがどれだけ改善されてくるのかというのをちょっと計算してみました。

ここでちょっと２つほどお断りをしておかなければならないのでございますけれども、ここで想定されてくる利用客の増加というものは、確実に南伊豆町の他の産業の効果、景気でもいいと思うんですけれども、必ず押し上げるということでございます。押し上げるんですけれども、今後ちょっと話の都合上、それは今回は見てはおりません。おりませんけれども、これもまた機会があったらこれもちょっと計算をしてみたいなと思っておるわけでございますけれども、そこのところ、それが１点目でございます。

そして、２点目は例の８月29日に出された南海トラフ巨大地震のこの被害想定による影響

はちょっとこれも度外視させていただいております。これはすみません、時間がなかったんですけれども、申しわけなかったですけれども、その２点をちょっと考慮した上で、その話を戻しまして、私の算定した結果がレジュメの３ページにまとめてあります。

これ多分26年度にはこうなるだろうなという結果でございまして、ちょっとかいつまんで説明はさせていただきますけれども、一次的な効果、要するに石廊崎の観光施設に来る利用客人数は26年度では約15万6,000人ぐらい、そして金額にして駐車場収入を合わせた金額で約5,500万の収入。次いで、二次的効果として、南伊豆町内の観光、そして温泉、それで宿泊施設の利用客数の延べ、トータルが61万人、金額にして32億7,300万ぐらいの収入が見込まれるであろうと思ってあります。

その結果、個人所得の金額が181万6,000円、税収は約2,900万ぐらい増になってくるのではないか。トータルで２億9,708万円が見込まれて、雇用者数も96人から約100人ぐらいちょっと雇用増になってくるのかなという気がしております。

先ほどの町長からいただいた問題の解決後の期待感としての答弁と、私があくまでも自分自身でひもほどいてみた経済的な効果というのは、ちょっと対比することはできないんですけれども、せっかくちょっと雑駁ながらここまでちょっと計算をしてみたのでございますので、この努力に免じまして、すみません、町長何かご意見をいただけないでしょうか。すみません。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

かつての石廊崎を我々は覚えておりますけれども、観光ブームで相当の観光客が訪れた時代がありました。そういったことを思い起こしますと、やはり今、吉川議員が細かく分析をされて、そしてこういった資料をつくられたということは、仕事柄非常にいろんなそういった面の資料等も推理するということが吉川議員の場合にはまさに得意とするところであるというふうに思います。

しかし、この問題が我々ももちろん将来を思いながらの今回の裁判でありますので、ただ言えることはこれはまだ人様の土地であります。したがって、今ここで我々が仮にもそういうことをまだ論ずる時点ではないというふうに私は考えております。ですので、これが問題解決の暁にはもちろんこれは皆さんから幅広くそういったご意見も取り入れながら、利活用に向けて取り組んでいかなければならないという思いでおります。

もちろん、地元にもそういった面の理解、ご協力は仰がなければならないという思いでおりますので、今のところはそういうことで、それはそれとして吉川議員がこういった細かい分析までされて、まさに石廊崎問題はもう毎回毎回トップに取り上げて、取り組んでおられるということですから、いかに関心を持っておられるかということは私も承知しております。そういうことで、今日のところは我々としては答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　どうもありがとうございました。

では少しまた私なりのこの時点での意見をちょっと述べさせていただきたいなと思います。

平成26年度のこの数値というものは、どうも私が見た感じでございますと、平成18年、19年当時の観光業に限ったところの数値と大体似たり寄ったりでございまして、リーマンショック以前の景気ぐらいの戻りなのかなというふうには思っております。

したがいまして、石廊崎の問題の解決というのがすぐにはやはり南伊豆町観光業の復興にはちょっとつながらないのかなというのが、今のところの私の感想でございます。そして、それをつなげるためにはかなりの時間とか労力、そしてはたまた設備等の投資もかなり必要になってくるのではないかなということでございます。今から石廊崎の再生というものを真剣にやはり考える今の町長の答弁がありましたけれども、やはり町側の町長のほうからしますと、やはりこの問題が解決したあと、そして私は以前からずっと考えているわけでございますけれども、ここに来て石廊崎の再生というものを考えるに当たっては、100％観光でということはやはりちょっと変えていかなければならないのかなというところが今の率直な心境でございまして、そうなりますと、そのジャングルパークの跡地の再整備、再利用というものについても観光プラス何らかの形、別の発想を持って取り組んでいくべきではないのかなというところで、今のところ思っております。

ここでひとつ、今後の石廊崎の再整備とか再開発を考えるに当たって、１つのヒントを与えてくれるものとしまして役立ってくるであろうと思うのが、2007年当時、要するに平成19年に石廊崎区内で行われました石廊崎元気発信の会が主催されているアンケート、そしてそのアンケートの結果がございます。そのアンケートの内容は４項目ございました。

まず、石廊崎の活性化のためにはどうしたらいいのか。そして、石廊崎の活性化というのがどのような効果を波及させてくるのか。そして、またジャングルパークの跡地をどうすべ

きなのか。はたまた、郷土料理のブランド化はどうしたらいいのかという、この計の４項目に限ってアンケートが実施されております。

そのところのまず１つ目の石廊崎の活性化のためにはどうすればよいのかという結果の５項目をちょっと述べさせていただきますけれども、１番目、登山道の整備。老若男女、足腰の弱い方でも登れる工夫をしていただきたい。そして２番目には、景観をよくするための雑木の伐採。３番目には、区営の駐車場にある観光トイレの整備、そしてバリアフリー化。４番目には城山の整備、そして開発。５番目には案内板の設置、または石廊崎一帯の遊歩道の整備ということがありました。もう一度繰り返しますけれども、１番が登山道の整備、２番が景観をよくするための雑木の伐採、そして３番目には観光トイレの整備、バリアフリー化、４番目には城山の整備、５番目には案内板の設置、そして遊歩道の整備でございます。なるほどどれ一つとりましてもやはり今後の石廊崎というものを考えるに当たっては、やはり外せない項目ばかりであると思っております。

私も再三一般質問で、投げかけてきたこと項目ばかりなんですけれども、今回のこのアンケートの結果を聞いて、町の当局としてできる範囲でいいです、答弁も、１項目ごと具体的に今後の見通しについてお聞かせ願いたいなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今５項目を挙げられましたけれども、これはいわゆる今係争中の岩崎産業の土地が入っている問題でありますので、やはりこれは今私としては先ほど申し上げたようなことから、まだ具体的なことを述べる段階ではないというふうに思います。ただ言えることは、これは今言われているようなことはあるので、将来に向けてそれを何とかしたいという思いの中に、今回の和解交渉に入ったという経緯があります。これは総じて、そういうことでもってご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

産業観光課長の答弁も欲しいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　大体のあれは今町長が申し上げたとおりでございますけれども、５点ほど今ご質問がございました。

１つ目の登山道の整備、これは過去に私もかかわったことがありますので、お話をさせていただいてもよろしいのかなと思うので、ご質問のその登山道、これ下の売店から上に灯台のほうに向かって登る道でよろしいわけでしょうか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○産業観光課長（大野　寛君）　この件につきましても過去に改善策等について検討はしてまいりました。当時やはり結果は、交通、東海バスさんであるとか、いろんな業者の方たちも入っていただいて、いろいろ検討いたしましたけれども、当時結果が出ませんでした。やはりこの山道を緩やかで登りやすい山道にするとなると、やはり新しい新規の道路というんですかね、つくりまして緩やかな道路にするしかないのかなというふうに思ってはおりますけれども、今町長が申し上げたとおり、周りの土地の所有者が今係争中の企業であるということで、これにつきましても石廊崎問題が解決した後に、再度検討されたらいかがかなというふうに個人的には思っております。

それから、景観をよくするために雑木伐採をということでございますけれども、南伊豆の海岸線につきましては、国立公園法、また伊豆西南海岸、名勝地の関係で雑木であっても木を切ってはだめですということになっております。

ご存じのように石廊崎におきましても国立公園の第一種地域、それと名勝地の箇所なので、なかなか伐採もできないというのが現状でございます。許可申請を出しても、なかなか許可がいただけないというような過去にもそういうことがありましたので、根気強く申請なりをしていく方法しかないのかなというふうには思っております。

それから、区営の駐車場の関係ですけれども、平成20年に上の灯台のほうにトイレができました。この質問書の中のやつは19年のときのアンケートということですので、その代替で上につくられたのかなというふうに思っております。また、そういうことだというふうに聞いてはおります。

それから、城山公園、これ６月の定例会の中でもご質問がございました。白水城の関係だと思います。これにつきましても、なかなか問題も多くありまして、こちらのほうも係争中の企業が持っている土地が中にありまして、なかなかそれも難しいだろうというふうに前回答弁させていただいたとおりでございます。

それから、案内看板、遊歩道の整備でございますけれども、案内看板につきましては、常時必要であればつけております。また、歩道につきましても歩道の点検であるとか、壊れたところなどは整備はしておりますので、もしそういうところがあれば整備はさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。じゃ、話を進めます。

先ほど私が述べた、経済的効果とちょっとリンクするところでございますけれども、２つ目のアンケートの内容だったんですけれども、石廊崎活性化のあとの効果というものはどういうものなのかということについてのアンケートの結果、これもちょっと簡単に述べさせていただきます。

１番目としては若者の働き場所ができるであろうと、人口の減少が防げるのではないかということです。そして２番目には、将来に子供たちが希望を持てる石廊崎となっていくのではないか。３番目には、伊豆半島全体の施設、そして商店の活性化にもつながってくるだろうと。４番目には、南伊豆町、下田市、賀茂郡、ひいては伊豆全体の産業、観光の発展にもつながっていくことでございます。

また、３番目の今度はジャングルパーク跡地の問題についてのアンケートの結果でございます。

１番目が温室を取り壊して、四季の花をメインとした公園とすると。そして２番目には、イベント等の開催に利用できるようにしておくと。３番目には、郷土資料館等を新設する。４番目には、石廊崎のシンボルタワー等を建設するというところでございます。このジャングルパーク跡地についてのアンケートということについて、その結果を見てみましても、どうもやっぱり石廊崎の区の方々もちょっと考えあぐねているところがあるのかななんていうところが感じたものですから、私ももう一度ちょっと答弁願いたかったんですけれども、大体同じような答えが戻ってくる可能性があるもので、これもこのまま流させていただくような形を取りたいと思います。

ただ一つだけここで言っておきたいのは、やはり今区の役員の方々と真剣に話し合っているところでございます。ジャングルパークの跡地の再利用ということでございまして、私見を交えたところで少しお話ししてみたいなと思っております。

以前より私も申し上げております、石廊崎というところ、これはもう昔から航路の難所とか、海から陸に上がる要衝として、歴史的にも非常に文化的にも非常にこう何ていうんですか、重要な地区として今まで古来より栄えてきたところでございまして、その証拠にはやはり古文書が非常に多いと。古文書が非常に多い地域として知られていることからも、歴史的に非常に価値のあるところだということがわかるわけであります。

では、今現在に目を転じてみましても、このジオとか、大海原、そして星空等の比類なきすばらしい自然のはぐくみ、営みが感じられる場所として、非常に重要なところであるというそのような特徴を生かして、私と区の方々とお話ししているところでは、やはり今後体験学習等のできるようなセミナーハウス化というものを考えてみたらどうか。利活用を考えてみたらどうかなとは思っております。

もちろん、そのとき灯台とか、観測所の通年の開放というところも一つ視野に入れておきたい、そしてそうすれば非常に助かるなと思うんですけれども、その場合の施設等はやはり県にお願いするような形で、管理とか運営はこの町がやっていくようなことも１つの案だろうかななんていうことは思っておるわけでございます。

続きまして、その下の区営の駐車場のことについてでございますけれども、さきのアンケートの内容であったんですけれども、郷土料理のブランド化というものをどういうふうに今後盛り立てていくのかというところで、そういうアンケートがあって、その結果でもやはりあったとおり、郷土料理というものを主役にした食に関するイベントというものを年に１回から２回、駐車場のところでやって、誘客として有効な手段に持っていったらどうかということもやはり今は検討しているところでございます。食というものが今やお客さんを呼ぶ最善の方法であるということは、もう疑う余地のないところでございますので、区主導の行事にはなるかと思いますけれども、もしそれが実現していく過程において、やはり町の方々のお力もお借りしたい。例えば広告宣伝等では、町当局のお力を積極的にお借りしていきたいなと思っておりますので、そのときにはどうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、この問題の最後の提案でございますけれども、やはり確かに訴訟中なもので余り大手を振るってそういうことはできないのかもしれませんけれども、やはりこの石廊崎区の再整備とか、再開発を確実に実行していくためには、やはり町当局内でもやはり各課の垣根を越えたプロジェクトチーム等が必要になってくるのではないかなと思っております。

例えば、計画担当チームとか、計画実行チーム、そして補助金の助成金の担当チームとか、そして文化財、そして国立公園法の検討チーム等を編成して、お互い協力し合って、石廊崎

の復興に向けていくということも一つのいい手段としていけるのではないかなと思っておりますので、これは個人的な意見でありますけれども、やはりそういうところも率先して今後は考えていきたいなというふうに思っております。

この石廊崎の問題の質問でございますけれども、これがよりよい話が聞けるほどに、どんどん前向きに改善していけばいいなと思っておりますので、それを心より祈っておりますので、そのところの努力のほうをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次なる事項の質問でございます。

これは一般質問通告書にもありますとおり、生活保護制度が抱える諸問題と民生委員の役割についてでございます。

ご存じのとおり、生活保護たる制度というものは、生活保護法第19条実施機関というところで都道府県知事また市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所、以下「福祉事務所」と申しますけれども、を管理する町村長だけが保護を決定して実施するものであると。あいにく南伊豆町には福祉事務所がございません。ございませんので、この当町に在住している者とか世帯に対する生活保護実施機関というものは、静岡県知事になってくるわけでございます。

でも、じゃ、全く南伊豆町がそれについて関心を持たなくてもよいのかと申しますと、ところがそうではないのでございまして、生活保護法第19条第７項に、町村長に保護の実施機関、要するに南伊豆町では静岡県知事になるわけですけれども、が行う保護事務所の執行を適切ならしむるために、通報義務等４項目というのがあるわけでございます。ここではこの通報義務等４項目を中心に質問をさせていただきたいと思うんですけれども、この生活保護制度というものは、この日本国憲法第25条の生存権の趣旨に沿った制度として適切に機能していくためにはやはり情報の収集とか、調査の仕方について検討を加えていかなければならないところが多々あるわけでございます。そのための、この通報義務等４項目というものがあるわけでございますけれども、まず、またこれもグラフになるんですけれども、４ページ目、これをちょっと見ていただければわかりますけれども、南伊豆町内での生活被保護世帯数でございます。累計別の被保護世帯数の過去５年間の推移表を作成してみたんですけれども、驚くなかれ19年度と23年度を比べたら、約２倍になってきているわけでございまして、今後この24年はじゃどうなるかと申しますと、このままこの推移でいったらどうも減少することは到底考えられてはこないだろうと思っております。

そこで、町長、すみませんけれども、この現状を目の当たりにした場合のちょっとご意見

をお聞きしたいなと思うんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、この生活保護でありますが、これは生活保護法第19条第７項第１号に今、議員も申されたように町長は要保護者の発見、それから被保護者の生計、その他の状況の変動を発見したときは、速やかに保護の実施機関に通報するということが規定をされております。

そこで、我が町には先ほど申されたように福祉事務所を設置しておりませんので、保護の実施機関である静岡県にこれ等を通報し、そして迅速な対応を図って進めてきておるところであります。あわせ被保護者等に対しては、保護金品の交付であるとか、あるいは県からの要請に基づく、要保護者の調査等に協力をしております。

そこで、要保護者の把握についてでありますが、これは生活困窮者は経済的な問題を含めて、複合的に多くの問題を抱えているということでありますから、関係の部署、それから民生委員、児童委員、あるいは医療機関、こういったそれぞれの各機関等々連携を密にしながら、なるべく早い時期に要保護者の発見をするということで、いわゆる早期発見に努めておるというのが現状であります。

今、吉川議員が言われたように、過去５年間で非常にこれ世帯数がふえているということを言われました。これは全国的にも今そういうことが言われておりまして、我々はやはりそういった面でも今まで以上にこれには各民生委員さん等とも連携を密にしながら、取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

思いますに、この生活保護制度というもの、生活保護を受給されている方々にはそれなりのやはり理由があるわけでございますので、そのような方々が受給される分については一向に問題がないと思っております。

しかし、今度は生活保護の申請者がいて、その方が仮に少しの資産等を持っていて、その資産が売却できるできないということにかかわらず、少しばかりの資産を持っているがために、受理をされないという事実もございまして、町当局としては、そのさきの私が挙げた４

項目の中には要保護者の発見の通報という義務があるわけでございますけれども、その発見の義務を履行する場合に、その申請者が少しばかりの資産が売却可能であろうがなかろうが、それを持っているがために申請者、要保護者の発見の通報にすら該当しないよというごとくの大きく影響することがあるのかないのかというものをちょっと担当課の課長にお聞きしたいなと思うんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

申請の意思のある要保護者を発見した場合は、実施機関である静岡県、具体的には賀茂健康福祉センターへ通報しまして、その後に資産調査を行うということになりますので、先に資産調査を行うということではございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

今のところで流れがよくわかりました。本当にありがとうございました。

そうすると申請についての保護、発見の通報のことについてはちょっとこちらに置きまして、次なる質問に入りたいと思うんです。次なる質問と言いましてもごめんなさい、また生活保護に関してですけれども、結果的には今の問題と同じようになるわけですけれども、本当にこの生活保護の必要な方というのがどうもこのごろ思うんですけれども、利用しづらくなってきているのではないかなというところがあるわけでございます。

この問題、要するに本当に必要となっている要保護者の方が申請しても使えないということになってしまうと、非常に問題になるところであると思うわけでありまして、その問題というのはやはり不正受給、次に問題として挙げますけれども、不正受給の問題よりもちょっと重たい内容なのかなという気がしております。

一部の報道では、やはり真の捕捉率というものが２割程度であるよというところの報道もあるぐらいでありまして、この問題を解決する一つの方法、これも私の勝手な判断なんですけれども、生活保護の申請者の立場に立って見て、生活保護制度というものの正しい理解のために、公の機関等で生活保護制度の適用の基準とか、積極的に民生委員に相談を持ちかけるような進める旨の内容の記事を載せてみるのもどうかなと思うんですけれども、この点について教えてください。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

生活保護制度の正しい理解のため、公の機関等で広報できないかということなんですけれども、掲載についてはそれは可能であると思います。掲載する内容としましては、制度の趣旨などになると思いますけれども、本町は実施機関ではございませんので、掲載する場合はその実施機関である県と協議の上、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

では、この問題の最後として不正受給の問題についてちょっと入りたいと思っております。

今、新聞紙上で保護費というものをパチンコとかお酒等に費やすと、受給者側のモラルの問題、低下が指摘されているんですけれども、その反面、そのような不正受給を今度はやめさせようというところで、ある自治体ではいわゆる水際作戦みたいなところで、申請の段階で締めつけると、したがって過去にあったんですけれども、例のおにぎり事件などの悲しい事件等が絶えなかったんですけれども、不正受給を考えるに当たりまして、やはりこの南伊豆町としましても、さっき私が述べました通報義務等４項目の中に、被保護者の生活環境の変化等を県に知らしめる義務があるわけでございます。そういう義務があるわけでございますけれども、そのためにはやはり定期的に被保護者の方と接触をしていかなければならない。その接触の段階で、保護者の方に対して保護費をどのように使ったのかというような出納帳簿等で確認できるような形をとってみるとどうかなと思うんですけれども、その出納帳等をつけられる方、またはひょっとしたらつけられない方もいらっしゃるかもしれませんけれども、これをつけることによって、不正受給というものを正す一つの方策になるのではないかと私は勝手に考えているんでございますけれども、これは町当局としてはそれが可能なのかどうかもちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、お願いできますか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

今、ご質問の件ですけれども、それは実施機関において、そこまで要求することはできないということでございます。町においても、同様にできないということになっております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

実施できないというのは非常に悲しい限りと思いますけれども、やはりもしそれが実施できないとなりますと、やはりこれも今後、今先ほどグラフで見ていただいたとおり、24年だって多分生活被保護者の増加というものはもう間違いないことでございますので、何とか不正受給というものを別の方法で正していかなければならないとは思っております。

その不正受給を正していく方策として、今私が頭の中に考えているのは２つほどございまして、１つ目がやはり専門的な知識を持っている生活保護現業員、ケースワーカーと申しますけれども、の増員。そして、はたまた２つ目は民生委員との協力体制の強化ということをやっぱり考えていくべきではないかなと思っております。そして、今の南伊豆町のことを考えたら、やはり民生委員との協力体制の強化というものが最善の方法だとは思っておりますので、そこのところはまた再度考え直していただけたら、もっともっと今後切り詰めて考えていっていただければいいと思っております。

この表でも見ましたとおり、このグラフにちょっと戻りますけれども、さきの伊豆新聞で生活保護率の県内ワーストワンの市は、なんか伊東市らしくて1.9％だと。次いで熱海の1.8％が続いているそうです。そしてちなみに隣の市の下田市は1.3％らしいんですけれども、やはりこれが伊豆半島圏内の市にまたがっているということは、やはり今の経済状況等を示しているのかなというところでございまして、しかもその内訳というものがやはり15歳から64歳の就労可能の被保護世帯が年々増加してきているというところでございます。

これについても、やはり今後は町当局の皆さんと一緒に考えていかなければならないと思うんですけれども、健康福祉課長に聞いていいのかどうかわからないんですけれども、就労可能の被保護者がふえてきているというこの事実に対して、何か町当局は何か危機感を持って、今後、こういうふうに対策をしていくんだという、そういう取り組み等というものはあるでしょうか。答えていただければなと思うんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

就労可能な者がいる世帯がふえているということでございますけれども、この就労可能世帯、それは全員が、世帯のだれかが65歳以下であり、就労可能な年齢の者のいる世帯ということでありまして、65歳以下であるからといって、その方が就労できるかどうかはまたいろいろ問題があると思いますけれども、その辺を含めまして、もし被保護世帯に就労可能な人

がおるということであれば、その辺は就労できるよう指導していきたいと考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

私ももっともっと生活保護のことに関しては勉強していきますので、またそのときによろしくお願いします。

最後にここにきて、今の民主党の野田政権が社会保障の締めつけということをメインに打ち出して来ております。

例えば、2013年の政府予算案をつくる際の基本的な方針となる概算要求基準シーリングの中でも、生活保護の見直しというものを明確にこの間うたい上げておりました。とどのつまりでございます。政治に影響力を持つ団体のないのがこの生活保護であるらしいので、そこに目をつけたのではないかと思われるような、全く私からすると幼稚な発想による結果であると思っておりますし、先ほども申し上げた日本国憲法の生存権の第25条にちゃんとそういうものがうたわれているにもかかわらず、この生活保護制度というものがどうも基本理念からちょっと外れてきている。また根底から崩れ去るようなちょっと危機感を漂わせていることではないのかなと思っておりますので、少なくてもこの南伊豆町内、南伊豆町が実施機関ではないことは先ほども申しましたけれども、より適正な使い方をもっともっと広めていくような行政のあり方、自治体のあり方でありたいなと思っております。

すみません、時間も押し迫ってきましたので、次の質問に入ります。

災害ボランティア本部の設置についてでございます。

以前というものは、東海、東南海、南海の地震の発生時の防災・減災の対策として避難タワーとか避難路・避難地の確定等に話がうんと集中しておりました。そして、８月29日の南海トラフ巨大地震の被害想定についての内閣府の発表、これがまたそれに輪をかけて当該対策に油を注ぐような状況になっているわけでございますけれども、我が町南伊豆町にもここにきて新たな取り組みがお目見えしたわけでございます。それがこの南伊豆町災害ボランティア本部の設置に向けての活動がことしの６月より始まったのでございまして、南伊豆町災害ボランティア本部の基本的な活動の枠組みですけれども、これはボランティアが必要とされるほどの大災害、非常時に県災害ボランティア賀茂支援センターと連携を取りながら、南伊豆町一体の広域的なボランティア活動の円滑化を支援していこうというものでございます。

具体的には、ライフライン、公共交通機関の復旧具合等、既成の状況を常時把握をしてく

ると。担当地区内でのボランティアの活動に支障がないように、派遣先や配置を取り決め、またその他できる限りの日常の手配等を総括的にまとめ上げるのがこの本部の役目でございます。もちろん、ボランティア活動に必要な資材とか、機材等も提供することも行っているわけでございまして、そして南伊豆町ボランティア本部の設置場所は、南伊豆町社会福祉協議会にするということでございます。

名称としてはそれぞれ異になるんですけれども、既にこれに類する組織というものが下田市とか河津町、そして東伊豆町には設置されております。松崎町、西伊豆町、そして南伊豆町でも現在、組織づくりを急いでいるところでございまして、ここで町長と担当課長にお聞きしたいと思うんですけれども、既にこの南伊豆町の災害ボランティア本部の設置のお話というものは聞いていると思いますけれども、この当ボランティア本部に期待することとしては何があるのかということを教えていただきたい。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

昨年の東日本大震災において、多くの災害ボランティアが活躍し、その重要性が広く国民に認識されたところであります。大規模災害時において行政だけでは対応できない被災地の復旧・復興にはボランティアの支援活動が求められます。こうしたボランティアの力を効率的な活動につなげるための拠点が災害ボランティア本部であり、ボランティアの受付や活動場所の調整等に大きな力を発揮してくれるものと期待をしているところであります。

また、運営につきましては、社会福祉協議会職員と災害ボランティアコーディネーターが連携し、行っていただくことになりますけれども、さきに発足しました南伊豆災害ボランティアコーディネートの会の会員は十数名と聞いております。人員は不足していると思われます。

町といたしましては、広報紙等で養成講座の受講生募集や本部立ち上げ訓練などの周知、それから災害ボランティアコーディネーターや、その活動に必要な資機材等の確保など、支援のあり方を含め社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

それで、今月の広報「みなみいず」にこの町の人ということで、災害ボランティア活動拠点のまとめ役の方の記事が載っておりますので、お知らせいたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

まさにそのとおりでございます。この南伊豆町でも災害ボランティアコーディネートの会が今活動して、その本部が立ち上がったときの構成員として成るべき人たちを育成していることでございまして、やはり今十数名だということも私も把握はしております。

ただ、そのところの中でやはり専門的にボランティアコーディネーター養成講座を受けられた方もいらっしゃるんですけれども、やはりそういう講座を受けられていない方もいらっしゃるわけでございまして、やはりこのボランティアコーディネーター養成講座というものを率先して、今度は受講していただきたいというものも公の機関紙等で載せていただければ非常に助かるなと思っております。

ちなみに、災害ボランティア本部がもし立ち上がったときに必要とされる人数というのは、40人から50人ぐらいだろうと言われているわけでございますので、今の健康福祉課長からの説明の中でありましたとおり、絶対的にもう足りないことも事実でございます。このところを何とか、広報紙等でどんどん募集をかけていただきたいということが１点と。

そしてまたもう１点ちょっとお願いしたいことがございまして、やはり先ほども私の説明にありました非常時に使うであろう災害ボランティア本部として、皆さんボランティアに資材とか機材、また器具・備品等を貸し与えることも一つの仕事として我々は把握はしているわけでございます。そのためのそういうものを保管していく倉庫、そしてその倉庫を建てるための地所、これについての確保もぜひお願いしたいということでございまして、やはり資材・機材・器具等もありませんので、それも重ね合わせて何とか町当局のお力をお借りできないかなということも強く訴えてきてくれと言われておりますので、ここで私もまた一つ質問事項として出しておきたいと思うんですけれども、今のことについてお伺いできませんでしょうか。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

その件につきまして、私も社会福祉協議会事務局をやっております。社会福祉協議会の事務局長等とも話をいたしまして、まず、資材の保管する場所がほしいということは理解をしております。その点を含めまして、また社会福祉協議会のほうと前向きに協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひ、前向きにお願い申し上げます。今の答弁を聞いて非常に安心したかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

少しつけ加えますけれども、私が一般質問のときにも常々これも申し上げています新生南伊豆町社会福祉協議会、つまり、子育てとか老人介護、福祉等の今南伊豆町が直面しているこのいろいろな早急に手を打たなければならないような諸課題のために、ぜひこれも必要とされてくるであろう南伊豆町社会福祉協議会が、ここで新たにまた災害ボランティア本部の拠点として機能することになったわけでございます。中央公民館の耐震後の南伊豆町社会福祉協議会としての再利用というものは、もう毎回常々やはり説得しております。まだ希望も捨てたわけではございませんけれども、もしそれがかなうかかなわないかは別問題として、最悪の場合かなわなかった場合にも、やはり新たな要望として、中央公民館跡地への建設というものも視野に入れて、今後はやはり検討していっていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

前回の一般質問の中で、私の質問ではなかったです。他の議員の答弁の中に、南伊豆町社会福祉協議会の建設、また移転に関して長い目で見て判断するという旨の答弁がございました。しかし、この町当局が抱えている諸問題、例えば福祉とか介護、防災・減災、そして子育て等はこの社会福祉協議会とタイアップして解決していくということは、先ほど述べたとおりでございますので、果たしてこれが長い目で見ていいのかという疑問もやはり残ってくるわけです。じゃ、かといって、社会福祉協議会というものは独立した団体でございますので、余り強固に言ってみても、やはりこれはまずいわけでございます。

じゃ、今の現状はどうかと申しますと、今の南伊豆町社会福祉協議会は今言った問題をすべて受け入れて解決できるほどのちょっとキャパもない、ましてや財力、またひとり立ちするような財力もないわけでございますので、これはもう町当局のお力を借りなければ、前には進まないということはもう理解しておりますので、そこのところはぜひよろしくお願い申し上げますということと。一刻も早い高齢者の方々、それから身体にちょっと不自由のある方、そして先ほど生活保護でも申し上げましたけれども、就労の道を探している方々への希望の施設となり得る南伊豆町社会福祉協議会の一刻も早い設立を心よりやっぱりお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

この質問に際しましての丁寧な答弁を本当にありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　答弁よろしいですか。

○３番（吉川映治君）　これはいいです。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　渡　邉　嘉　郎　君

○議長（梅本和熙君）　10番議員、渡邉嘉郎君の質問を許可いたします。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

クリーンエネルギーについてでございますけれども、要旨は、水力発電、太陽光発電誘致及びその開発についての当局側の考え方を聞かせていただきたいと思います。

私が一般質問で常々申し上げておりますが、日本の経済の動向が平成元年より低下の一途をたどり、つまり、景気が悪化し始めてことしでちょうど24年間たつわけです。一向に景気のよくなる気配といいますか、影が見えてこないわけです。そういう中、１年半前の3.11の東日本大震災の被害がむちを打つかのように日本列島の景気をはぐくみました。我が町も町長を初め町職員の頑張りで23年度は大型事業を行いましたが、24年度の景気対策の事業を先が見えてこない。民間企業の利益率の低下、仕事量の低下、そんな中、商工業を初め観光業、農・漁業も余りかんばしくない中、税収の増額はまず見込まれないと思いますが、町は商売はできなくても、どこかでやはり財源を確保することを考えていかなければ議員はもとより、町長を初め町職員の報酬も考えていかなければならない状況に差し迫ってくるときが来るだろうと思います。

その対策の１つとして、現在、Ｊ－ＰＯＷＥＲさんの経営している風力発電の町に入って

くる税額、固定資産、事業税、それを今は23年度正確にどのくらい入っているのか、まずお聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　お答えします。

23年度の固定資産の中の償却資産、風力発電に関する税でございますが、約１億900万円ほど収入しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、町民課長のほうから１億900万という答弁がございましたけれども、そんな中、福島原発の事故、また今後、原発の危険性の中でゆくゆくやはり廃止をしていかなければならないような気がします。

政府においてもいろいろと今模索をしているような状況の中、水力、風力、そして太陽光、先ほど同僚議員からも地熱発電の問題、地熱の利用、そういうものが質問でされておりましたけれども、そういう自然エネルギー等々が見直されてきている時期です。青野大師ダムの問題も私は町長のほうに提案をさせていただきましたけれども、青野大師ダムが今何も使われておらないと。そういう中、あそこで水力発電ができないのかなというようなことも当局側に非公式でございましたけれども、ぶつけさせていただきました。

そういう中、町のほうからの小水力発電についての資料もいただいてあるわけですけれども、そういう中、伊東にある奥野ダム、もう一つは太田川ダム、そして青野大師ダム、これを３つを比べてみますと、奥野ダムの大体65分の１という大師ダムの大きさでございます。そういう中、青野大師ダムの採算をとってみますと、どうしても64分の１で奥野ダムの工事費が約１億700万だと、そして報道では95世帯分しかないんだと。しかし、125世帯分の奥野ダムは水力発電をやるようなところで進んでいるようなことをお伺いするわけですけれども、しかしそういう中、青野大師ダムを65分の１の割合にしますと、あそこに水力発電を設けても２世帯分しかないんだと。それでは採算に合わないからこれはだめだというようなことで、それならじゃ、それにかわるもの、自然エネルギーそれにかわるもの、今風力発電をやっているわけですけれども、あれはＪ－ＰＯＷＥＲさんが今町民課長の言ったとおり、我が町にも23年度に１億からのお金が入っている。やはりこれからは町である程度は財源を確保するためにも私は自然エネルギーの発電も考えていかなければならないという考えがあるわけで

すけれども、町長の考え方をまずお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

いわゆる今いろいろ言われている電力の問題の中で、新しい自然エネルギーということが言われておりますけれども、今、渡邉議員が申されましたように、考えられる例えば水力であったり、風力であったり、それぞれ我が町には今既に実施されている電力エネルギーがあります。

水力にあっては、今言われたように規模的なこともあったりして今実現をしておりませんけれども、そういう中で我々がやはり将来に向けてこの電力という問題を今までとはまた違った考え方でとらえていかなければならないかなという思いが今しております。

先般の新聞報道ですと、新しい電力、新電力という表現がされておりますけれども、これはいわゆる特定規模電気事業者ということのようですけれども、こういったいわゆる新電力への切りかえということで、県下では約７割の市町が既にもう検討、あるいは実施に入っているということが報道されました。ですので、我々としては、先ほどの温泉熱の話もありましたけれども、そういったいわゆる自然エネルギーを何とか活用して、将来に向けてこの電力の問題に取り組んでいかなければならないという思いがしております。

原発の問題もいろいろ言われておりますけれども、非常に将来的には難しい問題を抱えているということでありますから、我々はやはりクリーンエネルギーとしてそういった面での自然エネルギーへの取り組みを検討していかなければならないという思いはしておるところであります。

以上、現在の私の考え方であります。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございました。

本当に前向きな姿勢で当町に取り組んでいただきたいというのは、実は私、先日８月23、24日と群馬県太田市、そして山梨県米倉山、この２つを自分の足で行ってまいりました。そして、太田市はアポをとって行ったものですから企業局の職員が懇切丁寧に説明をしてくれまして、そして山梨県のほうは次の日の24日に米倉山まで行って、いろんな話をちょっと聞いてまいりました。

そういう中、群馬県の太田市はスバルの富士重工のちょうど本社がすぐそばにありました。昔の飛行機をつくっていた中島製作所、ここの本拠地でございますけれども、そういう中ちょうど東武線ですか、あそこが新しく通ったものですから、駅の開発等々もやっておりました。そういういろんなものも話をしながら、太田市と話をして、担当課の堤という職員に話を聞いてきたわけです。そういう中、本当に視察が多くて、なかなかアポがとれなかったわけですけれども、皆さんも各市町村から随分来ているというお話でございました。

そういう中、太田市のほうはどういうことで太陽光、このメガソーラーを始めたかというと、市長さんが企業局に来て、どうしてもメガソーラーをやりたいんだと、それはスバルの会社がある程度の事業をやるつもりでおったわけですけれども、それがこの景気、いろんな条件が重なって先送りになったと、そうすると財源が少し足らないと、そういう中で、じゃ、何がいいんだろうかということで3.11から考えてきたんですけれども、そういう太陽メガソーラーがいいだろうというようなことで、これを職員に県あるいは国のほうと、これを前向きの姿勢で資料を集めてほしいということでやっているうちに、その企業局の堤という職員もやっている間におもしろくなりまして、それをどんどん進めていったのが今のメガソーラーだというようなことも言っていました。

そして、太田市のほうでは庁舎が７階だったか、８階だったけれども、屋上にはすべてソーラーが乗っていて、庁舎の電灯、足りないのやつはそこで起こした電気を使っているそうです。

そういう中、太田市のほうは、全体面積が４町歩、そして平たん部がその中の2.8町歩だそうです。あとは傾斜地もあったわけですけれども、そういう中、発電容量が年間に163万キロワット・アワーと、それでパネルが１万560枚、それで年間のリース料が、これはリースでやったものですからリース料が5,100万の15年契約だということでした。それで、年間の売上はじゃ、売電がどのくらいあるのかなと思ったら、さっきも言いましたけれども、163万キロワット、それを今の定価で売電の単価でいきますと42円で6,700万円だと、こういうことでした。

そしてもう一つは、これは重大なところになるわけですけれども、京都の議定書でも民主党の鳩山さんが25％に二酸化炭素を減らすんだというようなことの中でもって、その二酸化炭素の削減量が１年間に611トン、こういうことでした。

そしてもう一つ、山梨県のほうを対象にしますけれども、山梨県のほうは12ヘクタール、約３倍だと、そういった中、年間のもちろん発電量は1,200万キロワットだと、そしてパネ

ルの枚数が７万8,500枚だと、そして二酸化炭素の１年間の削減量が5,100トンだと、こういうことでした。年間の売り上げもこういうことで大体３倍からの、片方が１万枚で、片方が７万8,000枚、約８万ですけれども、この辺のことは7.5倍から８倍そういうことになって、おのずからさらっと勘定しただけでわかると思います。

そういったような意味からも、私は南伊豆町も群馬県と同様に日照時間が多い地域だと思います。そして、群馬県の最初は１カ月に大体想定が売電で600万ぐらいはあるだろうと踏んでおったわけです。しかし、７月から１カ月間の、もちろんちょっとアクシデントがあったみたいですけれども、600万の推定をしていたんですけれども、天気がよかったこともあって900万円の売電があって、順調なスタートを切っている。この分でいきますと、大体年間にリースを支払った3,000万ぐらいの残りじゃなかろうかと、こういうような推定をしているそうです。

そういった中、うちの町も本当に財源がないわけですから、こういう財源を確保するためにも、私は以前も町長のほうにちょっと質問させてもらったことを覚えていますけれども、ちょうど群馬県の北部にある榛東村というところでも、今月の幾日だかに起工式が始まるんだと、それがどういうふうなことでやったのかと言いますと、榛東村の村長の阿久澤さんがこういうメッセージを出しています。これを見ますと、ちょっと読ませていただきます。メガソーラー誘致したきっかけはということです。東日本大震災を村うちの土地を利用して太陽光発電ができないかという考え方があった。その中で、私もこのことは議会で町長に質問したことがあります。声をかけてほしいよと言ったことを思い出すんですけれども、ソフトバンクがメガソーラーをつくっていこうという動きがあったため、誘致の手を挙げた。そして、県内は日照時間が長く、全国でもトップクラスの太陽の熱量がある。土地もまだまだ開発されていないことから、こういう考えを持ったと。そして、遊休地を活用することで、村の自主財源の確保や経済対策につなげたいというねらいもある。榛東村、上野原の土地は村の土地であって、以前はゴルフ場として使われていたが、メガソーラー用地として貸すことにしたと。これが年間300万円ほどの地代だそうです。これは固定資産税の収入を見込んでいる。そういう中、太陽光を選んだのはなぜかと。ゴルフ場の跡地をそのままにしておくだけでは人が来ない。公害があったり、危険があるものならば誘致できない。跡地利用を考える中で、牧場や工場に活用する案もあったが、水を汚さないなど、環境に優しくなければいけない。メガソーラーについては、住民への説明会を行ったが、クレームはなかった。村には温泉や公園などの施設が多い。メガソーラーを見たいという人が多く、これからも人々を

受け入れる中で、メガソーラーの見学と施設の利用を組み合わせることで、村への滞在の宿泊にもつなげたい。これからの榛東村が腕の見せところだというふうに考えているという、こういうコメントを出しています。

そして、このことが決定して、事業所が太陽光発電があるからということでほかの企業が、企業誘致をしてほしいよということで工場ができたり、あるいはほかの誘致ができたんだ。それが今３カ所ぐらい申し込みがあって、それを全部受け入れるつもりでいるというような話もございます。

そういう中、私はぜひ吉祥にある伊豆急さんからご寄附をいただいた町有地、あるいは天神原とか、いろいろ町は探せば遊休地というのはたくさんあるわけですけれども、そういったものを今後、どんなことをしてでも取り入れていくという一方、前に進むというような考え方を町長に持っていただきたいんですけれども、その辺の考え方をお聞きできればなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、いわゆる電力への自然エネルギー活用に向けての基本的な考え方は、先ほど申し上げました。

今、渡邉議員から先進地を視察をされて、そして既に実施をされているところの、いわゆる先進地の事例等が細かく今申されました。資料もいただきましたので、私も見させていただきました。

ただ、太田市の場合であるとか、榛東村はこれは別としても、相当規模的なことも結構大きい規模でやっているということもあったりして、当町で例えばこれを取り組むとした場合のいろいろなケースについても担当課でいろいろ検討したりして、報告を受けております。

この新電力については、やはり我々も同じ考え方で今後進むべきかなという思いはしておりますので、そんな中でこの自然エネルギーについてやはり今言われるような太陽熱、これを利用した資源活用については、検討していかなければならないかなという思いはしております。これをどういう形でやるにしても、まず土地の問題、それから電力会社とのいわゆるいろんな詰めの問題もあります。

我々としては、そういったいろいろな問題を含んでおりますので、今後はこのいわゆるクリーンエネルギーについては、太陽光発電という面からもう少し詳細に検討していきたいな

という思いはしておるところであります。

今の質問には以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ここの太田にはちょうど北関東自動車道がわきを通っているような立地条件ももちろんあるでしょうけれども、太田市は何でこの土地がこういうふうにあいていたのかというと、工業用団地として開発をしてきた土地だと。そして、たまたまこの群馬県のカインズホームのホームグラウンドでもあるところなものですから、近くに流通センターの大きいのがあったり、工業団地の中に、そういうようなところでほとんど今工業団地が使われていないような中で、ここに誘致をしたんだということでした。ですから、４ヘクタールしか使っていないわけですけれども、そういう中、年間に3,000万ぐらい残っていけば、私は本当に町の財源としては立派なものではないのかなと。そして、今後もこのことは前向きの姿勢で、財源をふやすためにもそういったことの開発は乗り出してもっともっといきたいと、遊休地を使いながら、そういうことを言っておりました。

そういう一方、片方の米倉山は山梨県の企業局のやっている、これは本当にばかでかいものでございましたけれども、これは我が町にも対象にならないということではなく、やはりこれをいかに対象にしていくのかなという前向きの姿勢で、そして先ほども町長の行政報告の中に、このメガソーラーの問題で数社手を挙げて来ているところがあるというような報告がございましたけれども、正確には何社くらい来ておりますか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

現地調査を含めまして、５社程度でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ、私はその５社を大事にしながら、この太田市もプロポーザル方式でやって、高いとか安いとかじゃなくて、一番いい中で効率のいいことをやって、そして町にリスクの負わないやり方、それが一番今言ったリースが一番いいんだろうというようなことで、ある企業を、ここに書いてありますけれども、読むわけにいきませんので、その企業にお任せをすることにしたということを言っておりました。

ですから、やはり町が余りリスクをしょわない、5,000万、あるいはどのくらいになるの

かわかりませんけれども、土地の形状にもよって、工事のやり方が違うだろうし、延びることもあるでしょうけれども、私もそういう中、町長のほうにもキャッシュフローまで私は記事を集めてつくってぶつけてあります。そして議員の皆さん方のところにも私の資料を集めてきた中のキャッシュフローをお配りしてありますけれども、町にすればやってそんなに損のないような事業かなというふうに思いますので、ぜひこのことを前向きの姿勢で、ともかく前へ一歩出すと、足を出していくんだということで、この今言った榛東村の村長みたいにソフトバンクに手を挙げたんだと、やはりそういうことが私は何のことにでも重なってこようかと思います。

そういった中で、もう一度町長にリスクの支障がない私はやり方でもって、前に進むということが聞ければお聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　また、渡邉議員からぜひ一歩踏み出してほしいというようなご質問であります。

確かに私も議員の言わんとすることは理解いたします。ただ、先ほど申し上げましたように、例えば配線系統への接続協議であったり、あるいは町がこれを実施する方向で進む場合に、直営でやるのかあるいはリースなのか、企業進出を目的とするのか、そういったことを含めてもう少し我々としては先進地の視察もしたりして、もう少し太陽熱エネルギーについては検討してみたいと思っておりますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　心強い答弁をいただいて、町長本当に先進地をもっと自分たちの目で、そして肌で感じてきていただきたいなというふうに思います。そしてやはりこの町でもやっていけるんだという確信がとれたときには、やっぱりリスクのしょわないやり方でもって将来に向かって、次世代の子供たちに継いでいくというような形の財源をこのメガソーラーばかりでなくて、いろんな産業を考えていっていただきたいということを私は要望しておきたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君の質問を終わります。

◇　谷　　正　君

○議長（梅本和熙君）　４番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　通告によりまして、自然再生エネルギーと、それから大規模災害対策、これ地震、津波についての質問をさせていただきます。

午前中から同僚議員、それから今の渡邉議員の質問、答弁の中にも自然エネルギー等の関係の質問、答弁がありました。それで、前向きの答弁も町長からいただいているんですが、私も質問の表題については、若干ダブっているところもあります。角度を変えての質問等もございますので、答弁のほうをよろしくお願いします。

まず最初に、自然エネルギーについてでありますが、本町は既に設置、事業化をされています風力発電や、午前中同僚議員から質問がありました緑の分権改革における地熱エネルギーの利活用の可能性の調査、実証検証等や、それから先ほど渡邉議員からの太陽光等の質問、それから太陽熱、火力、海流、潮流発電や地中熱等のいわゆる自然エネルギー、これについては原子力発電事故や地球温暖化対策を見据えたエネルギー環境の変化に対応できる自然エネルギーの資源が南伊豆町につきましては、いわゆるその筋の専門家に言わせますと南伊豆町は豊富だよというようなご意見もございます。

今回は、それらを踏まえまして、現在国や静岡県が進めております自然（再生可能）エネルギーの可能性についてお伺いします。

まず、１番目としまして、南伊豆町における自然エネルギーの位置づけ、基本的な考えについて町長にお伺いします。

町長は過去の質問、同僚議員の質問の答弁で、原子力発電所、特にこれは浜岡原子力発電所の関係でございますが、再稼働、再起動について反対との答弁がありましたが、現在もその気持ちというのは変わらないのかということと、もう一つはいわゆる全般の日本の原子力発電そのものについてどういうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私はまずこの原子力発電については、将来的にはもう廃止すべきであるという考え方は変わっておりません。いろいろ安全性の問題が今問われておりまして、やはりそれが今問題になっておりますし、まだ未解決の問題が幾つかあるわけでありまして、私はやはり将来はこの原子力発電でなくて、ほかのエネルギーに切りかえていくべきだという考え方は変わっておりません。

その中で、この自然エネルギーについて、町における位置づけでありますけれども、平成23年３月11日のいわゆる3.11の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機として、原子力発電に関するさまざまな議論がなされております。

そこで、このような中で現在停止中の浜岡原子力発電所につきましては、安全性が確実に保障されない以上、再稼働はすべきではありませんし、福島の事故を教訓として、代替エネルギーの確立に向けて、国を挙げて取り組み、将来的には脱原発の方向で進めていくべきものであるというふうに考えております。これは先ほど述べたことと一緒であります。

そこでまた、原発にかわるエネルギーとして今議員も言われたように風力、あるいは水力、太陽光、地熱などがありますけれども、地球温暖化防止対策の面からもますますこの導入は進んでいくものと理解をしているところであります。

町としましては、防災上の観点も含めて、町有施設への導入を研究するとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置補助金を活用しながら、町民の皆様への普及啓発に努めてまいりたいというふうに思っておるところであります。

また、住宅以外への太陽光発電システム普及のための支援制度や、ほかの自然エネルギー導入の可能性等につきまして研究をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　その辺もう一度確認いたしますが、今の答弁の中で、町長が浜岡原子力発電所が安全性が確認にされれば、再稼働もというような意味のご答弁だったと思うんですが、当然、国なり何なりの第三者的な立場で検証はすると思うんです。そういうものがＯＫというゴーサインが出ればやむを得ないというようなお考えですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この先ほどの私の答弁の中で、安全性が確実に保障されないということを申し上げましたけれども、現段階では私はまず原子力発電は将来にわたってこの面は保障されないと思います。今日、昼のテレビでやっていましたけれども、使用済み燃料がもう満杯になると、もうあと６年ぐらいで保管できなくなって来ているということも報道されておりました。ということは、これらの始末ができないということは、私は安全性が将来にわたって保障されていることにならないと思います。したがって私は、浜岡原子力発電所についてはもう再稼働はすべきではないというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それではまず、先ほど来午前中から出ておりますいわゆる太陽光発電の可能性について、これ先ほど冒頭で申し上げましたように、質問の内容等がダブるかもしれないですけれども、その考えについてお伺いいたします。

南伊豆町につきましては、大規模太陽光発電施設事業については、地形的にいわゆる半島先端の石廊崎、これは先ほど来から石廊崎の位置については同僚議員からもその観光面、それからジャングルパーク等の問題でお話がありましたが、軸に太陽が昇る南東方向、それから沈む南西方向が海に面して、前面に障害物がなくて、太平洋が広がっているというような位置。それから、その前面に山林等がないということで、何ていうんですか、いわゆる前面が開けているというような、地形上のものとなっています。また、山林も確かに南伊豆町山が多いんですが、ほかの賀茂郡の市町に比べまして、比較的山の傾斜はなだらかだよと、いわゆる河津とか、西伊豆町みたいに急峻ではないよというような現状があります。

それで、平成24年７月24日付の静岡県の公式ホームページの「ふじのくに」によりますと、いわゆる気象庁の全国気候表の昨年2011年のデータですと、平成23年における静岡県の日照時間は2,361.7時間、これは平成22年度１位の山梨県を抜いて全国１位だよと、これは現静岡県知事の川勝知事も記者会見で述べているところであります。ちなみに、全国平均は1,925.7時間であります。

それからまた、全国のすべての観測地点による比較でも、これは主に中部から西部になるんですが、浜松市が2,386.2時間で全国１位、静岡県で2,361.7時間で全国２位、３位も静岡県の御前崎市で2,339.7時間で上位３位を静岡県が占めております。

またもう一つのデータの気象庁のメッシュ気候2000というデータがあるんですが、それに

よりますとこれちなみに下田市を含む賀茂郡を例にとりますと、いわゆる伊豆地域賀茂地区の静岡の天気観測ヤチョウという細かいデータですと、１月の日照時間では下田市が159.2時間、それから東伊豆町が157.2時間、河津町が152.6時間、松崎町が158.3時間、西伊豆町が163.8時間で、南伊豆町はいわゆる一番高くて171.3時間、これ１月にあるというようなデータがあります。

また、８月の日照時間につきましては下田市が208時間、東伊豆町が197.9時間、河津町が171.1時間、松崎町が211.1時間、西伊豆町が200.9時間で、南伊豆町が216.2で、年間の日照時間でも下田市が1,956.3、東伊豆町が1,877.5、河津町が1,798.3、松崎町が1,959.1、西伊豆町が1,939.8、それから南伊豆町が2,028.4で、2,000時間を超えているというようなことがあります。これ今の数字でも、年度ごとに若干違うかもしれませんが、この賀茂地区でも南伊豆町が日照時間が一番長くなっているよと。

もう一つ視点を変えますと、先ほど申し上げました石廊崎を中心に半島先端の南伊豆町では、沖を流れる海流や潮流や波力、これ波高なんですが、の高さや激しさでこれについては、過去の江戸時代からの歴史を見ますと、いわゆる石廊崎を通過する船の難破の事故が相当あったというような歴史事実もあります。それらをいわゆる逆転の発想というんですか、目線を変えて今回の自然再生エネルギーと考えたときには、資源としてとらえることが十分考えられると思いますが、それらを踏まえ、南伊豆町における自然再生エネルギー事業の位置づけ、それから可能性に対するこれらについての、基本的な考え方について再度お伺いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、谷議員から細かく日照時間の問題はいろいろ報告はございました。確かに我が南伊豆町は伊豆半島の最先端ということで、そういった面では非常に恵まれている地形にあると思います。それと風力もしかりであります。ですから、こういった自然的、地理的条件を生かした中で、今後は既に稼働している風力を含めて、太陽熱を利用した自然エネルギーということは大いに我々としては検討すべき価値があると思います。

そういうことで、この自然エネルギーの中の太陽熱の関係につきましては、先ほどの渡邉議員の質問の中にもございましたけれども、我々としてはまだまだ検討、勉強をしなければならない点が多々あります。したがって、今後の重要課題の一つとして我々としてはこの問題を取り上げて、取り組んでまいりたいという思いでおります。

この我が町における位置づけということでありますけれども、何度も申し上げますように、自然的な地理的な条件の中で恵まれた我が南伊豆町でありますので、これを生かすことを考えるということは当然のことながら我々に課せられた行政の責務であると思いますので、そういうことで今後は取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、２番目に移らせていただきますが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等についてであります。

これについては、皆さんご存じと思いますが、７月からいわゆる再生エネルギーの固定価格買取制度が始まっております。

また、静岡県では平成23年３月に作成した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づいて、先ほど来同僚議員からの質問で答弁をいただいています、県内の豊かな自然資源を生かした新エネルギーの導入の倍増を目指していると。この平成24年７月からの国の再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まりまして、細かなそれぞれのいわゆる太陽光だとか、風力だとかについての細かな買い取りの期間の差異はありますが、基本的にはおおむね20年間が基準として主なものになっていると思います。

それで、ちなみに太陽光発電につきましては、１キロワットで42円、風力が23.1円、水力が25.2円、地熱はこれはちょっと買い取り期間が20年ではなくて15年で、27円から42円と、それからバイオマス等については、13.65円から40.95円となっており、いわゆる川勝知事も記者会見等で述べていますように、いわゆる大規模太陽光発電施設、これはメガソーラーなんですが、国民や静岡県民や住民の関心が高くなっているというのが事実だと思います。

またもう一つは、ある大手の家電量販店が、これは全国展開している業者なんですが、業務用太陽光発電はやり方によりまして、見方によりまして、それからこれ場所にもよると思うんですが、５年前後で採算ベースに乗るというような宣伝も新聞の全国紙上で展開しているというのが事実であります。これらの動向について、南伊豆町に置きかえたときに、どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。これについては、当然南伊豆町は先ほど来同僚、それから私の答弁などでもいわゆる自然エネルギーの町長は前向きの答弁等もあるますから、それをいわゆる事業チャンスと受けとめるのか、単なる先ほど来の原子力発電がストップすると電気料金が上がると、もう既に９月２日から東京電力が10.何％上がってい

るという事実がありますが、電気料が上がって困るよということなのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私はやはり一番の問題は原発を将来的にはもうなくすという前提があると思います。それを考えたときに、やはりじゃ、代替エネルギーとして自然エネルギーを考えるべきだということがまずあります。あとの電気料金云々ということについては、これはまた別の段階として考えなければならないという、次の段階として考えておりますので、あとのことは担当課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

メガソーラーの件なんですけれども、先ほど来から町長のほうからもお話がありますけれども、平成24年６月上旬に静岡県から各市町を対象といたしまして、いわゆる民間企業によるメガソーラー建設促進のための適地情報の収集の調査依頼というものがございました。

町といたしましては、吉祥の町有地を利活用の可能性を探るという一つの手法として回答を行ったところであります。現在、数社から照会があるといったような状況でございます。

ただ、先ほど来町長も申し上げておりますけれども、吉祥町有地でのメガソーラー建設の可能性というのは、まだいろんな問題がございますので、未知数だというふうに考えております。

このいわゆる固定価格買取制度というものができまして、いわゆる事業のチャンスということにも一つ考えられるとは思います。それと、やはり地球温暖化防止ということの一つでもあります。さらに、吉祥といった町有地の利活用の一つの手法という、以上３点ほどの考え方で現在進めているというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の買取制度について、もう少し質問しますけれども、太陽光発電の買取価格は20年間で42円ということなんですが、これにつきましては、いわゆるスタートした時点の価格がいわゆるあと残りの期間にずっと続くんだよということだものですから、そ

れについては先ほど来同僚議員が、いわゆるスピード感を持ってやったほうがいいというような趣旨の質問をしているものですから、そういうもののいわゆるやる考えがありましたら、早急にそういうものが必要ではないかと思うんですが、お答えお願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、そのスタートの時点から20年間ということだものですから、ただ特例といたしまして３年間の特別な配慮があるということはございますが、通常考えれば今現在といいますか、今回示された価格が多分一番高いのかなというふうに考えますので、事業者としては早急に事業化を進めたいんだろうというふうには考えますので、やはりそういったものでやはりスピード感を持って対応したいというふうには考えてはいるところではありますけれども、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、いろんな問題がございます。やはり何といっても東京電力との電力のいわゆる協議ですか、そういったものも必要になるというふうにも考えます。

また、その町有地以外の場所というお話になりますと、やはり場所のいいところになりますとやはり国立公園でありますだとか、名勝地でありますだとかと、そういった法規制の問題もございます。ですから、そういったところを加味しながら、なるべく早くといいますか、検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、企画調整課長の答弁の中で、東京電力との調整というのがありますけれども、それは当然でありますけれども、現実的にいわゆる民間の工場、それからいわゆる行政体でも東京電力からの配電を高いからということでやめまして、民間の新しい電力供給事業者と当然電気のいわゆる買い方をやって、実践しているところがあるんですが、それらについて情報をとって検討というのはなされてはいないということですか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

南伊豆町の町内のいわゆる電気の系統といいますか、配線といいますか、送電の関係につきましては、やはり東京電力管内だというふうに考えておりましたので、それ以外の方法があるということは、ちょっと検討はしていませんでした。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　当然、東京電力管内なものですから、送電についてはそうなんですが、送電のいわゆる賃貸とかという話の中での解決は、可能性があるのではないかと思うんですが、その辺をもう一度お願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほど来から申し上げておりますのは、メガソーラーを建設して、そのメガソーラーで発電した電気を東京電力の送電線なり、配電線なりに接続するという場合には接続のいわゆるアクセス協議というものが必要になるというふうに伺っております。

2,000キロワット以上になりますと、通常の電線ではなくて、いわゆる鉄塔といいますか、特別高圧線ということになりますので、いわゆる鉄塔が必要になるというように聞いています。2,000キロワット未満であれば、通常の電柱につながっている線というものには接続はできるというふうには伺ってはいるんですけれども、それで接続ができるかどうか、それからどれだけの電力の購買というのですか、そういったもの等々細かいものにつきましては、やはり三、四カ月はかかるというふうに聞いております。そちらのお話をしている次第です。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　その協議につきましては、南伊豆町は既に実績はあるわけですよね。いわゆる風力発電で東京電力の送電網に接続をしているわけです。だからそういうものを参考にすれば、不可能ではないと思います。それは検討していただきたい。答弁は要らないです。

次に、自然再生エネルギー事業における事業環境の整備・運用についてお伺いします。

国、主に経済産業省は太陽光発電施設の生産施設の面積率の上限の緩和のため、一定規模以上の太陽光発電施設を設置する際に適用される工場立地法の規制のうち、敷地に対して設置が可能である生産施設の面積の割合の上限、今まで50％だったのを75％に引き上げる規制緩和を行ったと。これは、平成24年１月31日に工場立地法に関する準則の一部を改正、また、工場立地法施行令の一部を改正する政令が平成24年６月１日に公布、施行されたと、これに

つきましては、具体的にネックになっていました太陽光発電設備の中で、敷地面積9,000平方メートル以上で、太陽光パネルの面積が3,000平米以上のものが該当するということでありました。

また、静岡県でも平成24年７月20日ふじのくにメガソーラー情報バンク、先ほど来も答弁がありましたが、県内市町村を通じてメガソーラーの候補地の募集、メガソーラー事業に関するワンストップ相談窓口、公募状況、県内のメガソーラー候補地の公表とか、候補地の紹介、法規制や必要な手続や各種支援制度、情報提供を行っているということになっています。

先ほど来、企画調整課長の答弁ですと、いわゆる自然公園法だとか、文化財保護法というのがあるんですが、こちらのほうについても県のほうではいろんなアドバイスなり情報提供を行っているということになっています。

またもう一つは、支援制度の一つとして、新エネ、省エネ設備等導入促進、いわゆる資金制度で、融資対象はこれは個人、会社、医療、それから農業組合とか漁業組合を含んだ中小企業で、融資限度額は１億円、それから事業者向け太陽光発電等の導入補助金、自治体の事業者向け新エネ、省エネ機器補助金制度との併用が可能となっていまして、これについても県のほうでは新たにまた上乗せの予算措置をするというような動きがあるということだそうです。

メガソーラーというのは、御存じかも知れませんが、発電量が1,000キロで、必要面積はおおむね１万5,000平方メートルだよということの中で、現在いろんな答弁の中で、お答えいただいているのは町有地に町がやるというようなことで答弁いただいたのですが、いわゆる国は先ほど来の町長の答弁の中で、当然原子力発電とか、化石燃料のものについては、いろんな疑問符があるというふうな趣旨の答弁の中で、南伊豆町へ民間事業者、純粋な民間事業者の誘致と、先ほどのいわゆる気候とか、その地形のデータをパンフレットとかに作成して、企業誘致を考えているのか、どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

ただいまの点につきましてですけれども、町が直営、先ほど来のリース方式、あと企業誘致というパターンが考えられますけれども、町といたしましてはいろいろな検討すべきところがございますので、町長の答弁、先ほど来しておりますけれども、早急に先進地等の事例研究もさせていただきまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ちょっと私の質問の趣旨が十分に伝わらないと思うんですが、先ほど同僚の渡邉議員からソフトバンクのいわゆる太陽光発電の事例を質問していましたが、そういう形で純粋な民間の事業者が南伊豆町の山林なり、そういうところに事業展開したときに、いわゆる町としてどういうお考えがあるのかということであります。

もう一度お願いします。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

多分、議員がおっしゃっているのは土地利用の点をおっしゃっているのではないかと思うんですけれども、メガソーラーなどの再生可能エネルギーの施設につきましては、工場、研究施設や遊戯施設、保養施設等特定建築物がございますけれども、町の土地利用事業等の適正化に関する指導要綱の対象にはなりません。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、副町長の答弁をいただいたものですから、そちらのほうの質問に移りたいと思いますが、副町長は南伊豆町の土地利用対策委員会の委員長であります。南伊豆町は南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱でいわゆる土地利用事業等に対応していますよね。当然、私はこの大規模太陽光発電の施設が現土地利用の段階ですと、先ほど言いましたように１つのメガソーラーが１万5,000平米程度という面積が必要ということになりますと、現行の土地利用が3,000平米以上は土地利用の対象ということ。

それから、土地利用の中ですと、いわゆる農村地域工業導入促進法の第５条の関係のいわゆる工場導入地域と工業立地法の工場適地化という形の中で、いわゆる国の工場立地法の準則等の先ほど申し上げました変更があったときには、当然そこの段階で土地利用の対象になるという考えが出てくると思うんですが、それらについてならないということでいいのか、いわゆるそれを適用された場合は、その農村地域のものにするのか、工場立地でやるのか、どちらなのかお答え願います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

今、副町長がお話ししましたけれども、南伊豆町の土地利用事業等の適正化に関する指導要綱というのがございますけれども、この指導要綱ではいわゆる土地利用事業というものの定義というものがもう決まっております。これうちのほうもいわゆる静岡県のほうの土地利用事業の指導要綱に準じております。そうした中で、先ほど副町長がおっしゃったように、住宅、工場、研修・研究施設、教育施設等々列挙されております。いわゆる建築物という考え方でございます。

この中の今言ったような特定施設のいわゆる建築物でないということになりますということなものですから、3,000平米とか何とか以前の段階で、いわゆる特定の建築物にならないということでございまして、実は静岡県のほうのいわゆる土地利用の指導要綱の担当課にもこれは確認させていただいたところです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　そうしますと、先ほど来からもう一度質問しますと、国のほうでは、工場立地法の関係で、規制緩和でいわゆる50％を75％にしたよと、南伊豆町にしてみたら当然この土地利用の指導要綱というのは、いわゆる太陽光発電等の新エネルギーの施設等については、これができたときに想定はしていないと思うんですが、いわゆる国のほうでは工場立地法で網を、網というかそういうものの中で、規制緩和をするよということの中で、南伊豆町では言葉は悪いんですけれども、野放しという考えでよろしいですか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

ですから、工場立地法のほうの対象になってくるということであれば、やはり工場立地法のほうの規制の中でもって対応をしていただくということにはなろうかと思います。

ただ、野放しと言ってもやはり例えば南伊豆町のいわゆる町有地ということになってきますので、その辺は当然、検討ということは必要になってこようかと思います。いわゆる町有地としての必要性とか、問題が発生しないようにということでは、検討はしていくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　そうしますと、基本的なことをもう一度伺います。

個別法はちゃんとしたものが、国、それから県の条例でちゃんとしてあった場合、町の指導要綱はその範囲内で指導するということではないという考えでよろしいですか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

範囲外でないということではなくて、そのいわゆる土地利用の指導要綱の対象になるかどうかということでもって判断させていただきます。

その県のほうの今データがちょっとございまして、工場立地法のほうで、いわゆる売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電については、水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第６条に規定する届け出の対象からは除外するという文言もございます。いずれにしましてもそういった個別の法律をその都度検討はしていくということにはなろうかと思います。

あと、やはり土地利用の指導要綱につきましても、基本的には先ほど来から申し上げておりますとおり対象外ということにはなろうかと思いますけれども、実は風力発電施設も数年前にはつくられたわけなんですけれども、風力発電施設につきましても基本的には土地利用の対象外だったんですけれども、いろんな問題があったということでもって指導はしてきました。そういう形になる可能性はないわけではないというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　これは議論が平行線になるものですから、わかりました。あとでまた私のほうで新たな形で質問したいと思います。

次に、先ほど来いわゆる南伊豆町の太陽光発電の窓口が企画調整課と町民課という形で２つになっています。先ほど来、申していましたように、静岡県ではワンストップサービスの窓口として整理がされて、それの事業者等に情報提供なり何なりのサービスをしているということですが、本町でもいわゆるそういうものは総務課長が常々言っていますワンストップサービスが可能だと思うんですが、それについてワンストップサービスということで一本化すべきではないかと思いますが、どういうお考えかお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

町民課はその町民に直結する生活環境業務として住宅用太陽光発電システムの補助金制度に関する業務を行っているもので、静岡県におきましても同様にくらし・環境部が所管して

おります。

また、企画調整課は土地利用対策委員会に関することや、まちづくりに関することを基本業務としているために、新エネルギー事業に関する業務を行っているものであります。

静岡県のワンストップサービスは、メガソーラー事業に関する相談窓口として県内のメガソーラーの法治情報、必要な手続、支援制度などを一元的に情報発信するふじのくにメガソーラー情報バンクを開設したものです。

今後、再生可能エネルギーに関する相談窓口につきましては、ワンストップサービスの点から、企画調整課で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　一本化はじゃ、企画調整課ということでよろしいわけですね。

はい、わかりました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、その中でいわゆる先日の日本再生戦略の中の、いわゆるこれ来年度の予算等も絡むんですが、いわゆる自然再生エネルギー、それから医療、福祉、農林漁業部門は平成25年の予算でいわゆる相当の要求をしてもいいよというような新聞に出ていたんですが、その中で自然再生エネルギーの中で、いわゆる波力、海流、潮流発電等について、国、通産省の意向を受けて実証実験を行うというような経済産業省の意向があります。この中で、早速造船会社や重電機メーカー、総合商社、それからいわゆる製鉄メーカーが参加の動きがありますが、先ほど言いましたように町長の答弁がありましたように、波力とか海流とか潮流等の実証実験の場として南伊豆町が手を挙げる気があるのかないのかお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

波力発電等々、最近非常に新しいエネルギーといいますか、新しい発電の手法というものが非常に研究開発等が行われております。

南伊豆町につきましても、非常に自然豊かというところで、自然エネルギーが豊富なところだということでございますけれども、やはりそういった実験、あるいは開発等につきまし

ては、どういった条件というものが必要なのかということが非常にちょっとわかりにくいということでございます。

例えば、海を使うということになりますと漁業の関係はどうなのかとかということで、あるいは環境上どうなのかというところもございますので、やはりそういったところを慎重に見きわめながらいかなければいけないなというように考えております。

そういうことで、現段階ではちょっと考えていないというところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、企画調整課長が答弁したように、いろんな問題というのはそれはわかっているけれども、だから国のほうで実証実験という、事業化ということではなくて、実証実験を当然の方向でということで、先ほど来申し上げていますように、南伊豆町は半島先端で、そういう資源が豊富ではないですかと。そういうものを含めた中でいわゆる手を挙げるべきではないですかと。こちらのほうでいろんなことを事前に考えてということではなくて、逆にこちらから経済産業省のその部門なら部門にアポなり、アクセスをして話をしたらどうですかという意味の質問です。

もう一度お願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

実証実験ということではございますけれども、なかなか情報等伝わってきておりません。議員のおっしゃることももっともだと思いますので、また今後とも情報収集に努めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　一応じゃ、南伊豆町はやる気はないということで、今回の質問は別の質問に移ります。

前にいわゆる災害の関連で、南伊豆町に井戸が何本ぐらいあるのかというような質問をしましたら、お答えをいただいておりません。この地中熱エネルギーの関係で当然井戸になりますが、井戸は現在何本ありまして、どのくらい生きているのかお答えをお願いします。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えいたします。

先般といいますか、24年６月１日現在ということで調査のほうを実施させていただきました。各地区、34区すべての区を調査いたしまして、34区のうち４区は井戸がないということでございまして、実質30の地区に井戸がございます。井戸数といたしましては403でございます。回答いただいたものをすべて把握したところで403ということでございまして、このうち使用が不可能なものは26ございました。使用可能な井戸といたしましては377でございます。これは、使われ方につきましては、飲料水は若干無理があるということで、飲料水以外の生活水に使っているというようなことでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の使用可能な井戸が403のうち377ということでありますが、このいわゆる自然再生エネルギーの関連で、ご存じのように地中を５メートルほどおりますと気温が15度で安定しているよと。これについて民間の研究所がもう実績があるんですが、この井戸の15度の空気を冷暖房、冬は暖房、夏は冷房に使ったらという形のものが、もう民間業者が、研究所がやっています。これについて、南伊豆町でもそういうものを奨励すると同時に、災害に対する井戸の確保ということがあれば、言葉は悪いんですが、一石二鳥という考えがあるんですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　大変不勉強で申しわけございませんが、５メートルで15度、この井戸を冷暖房とか、そういうものに使うというのは初めて私もお伺いをいたしましたので、ぜひその点につきましては、研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、自然エネルギーについてはそのくらいにしまして、次の大規模地震災害等についてお伺いします。今の庁舎のいわゆる発電システムについては、ちょっと時間の関係で、次回の12月に改めてお願いします。

それから、次の大規模災害等について、１番の防災から減災への基本的な考えという、こ

れも時間の関係で次に回しまして、２番の避難経路の住民との連携・協力体制についてということでお伺いします。

昨年３月11日以来、南伊豆町でも住民の方々がその被害を深刻に受けとめ、自主的に行動を起こしています。行政、南伊豆町でも原材料支給等を用意して、住民の行動をバックアップしていると過去の議会の中で総務課長の答弁がありました。

それで、前回の６月議会で同僚議員からも質問がありましたが、救命胴衣の関係でございます。これについて８月１日現在で9,000人の人口を割ったということで、海岸線が恐らく5,000人から6,000人、夏のハイシーズンですとそれ以上になるんですが、これはある程度救命胴衣を各町内会へ用意するとか、各区に配ればいいのではないかと思うんですが、６月の同僚議員ですと補助金をということですが、救命胴衣が大体平均5,000円として、9,000人あっても4,500万、当然いわゆる国の交付金なり補助金等の対象になると思うんですが、それらについてもう一度そこの関係を救命胴衣を5,000人分とか6,000人分、5,000円として3,000万ぐらいになるんですが、そういうものをそろえる考えはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えいたします。

６月の議会のほうでもご質問がございまして、対応といたしましては、地区の自主防災会を通しまして、新たに設けました助成制度で対応したいということで、お話をさせていただきました。

実際9,000人の中で、実際必要となる人数というのが、9,000が全部いるというようなことなのかということはありますが、現行の態勢といたしましては、補助金をご利用いただいて、自主防災会等々で態勢をとっていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　先ほどちょっと触れましたけれども、こちらに住んでいる方については補助金でも結構だと思うんですが、いわゆる外からの流入の、具体的には観光客とか、そのようについては町内会、具体的には海水浴客とか、民宿があるところの人たちがその補助金の補助残を出せというのはいろいろ酷だと思うんですが、そちらのほうの検討もぜひお願いしたいと思います。それは答弁要らないです。

もう一つは、当然いわゆる昨日８月29日の津波の中で、15メートルという形で観光客が一番多く来ます弓ヶ浜が11メートルとか、12メートルということがあるんですが、そういう中で先ほど来の総務課長の答弁の中に、下田土木事務所で津波監視カメラとか、水位のカメラを設置したとかというようないろんな形があるんですが、伊豆半島、いわゆる弓ヶ浜沖の10キロか11キロ沖に神子元島という灯台があるのはご存じだと思うんですが、そちらのほうに津波監視カメラを設置していただければ、より津波が襲来する情報が伝達する可能性があると思うんですが、当然、上級官庁、海上保安庁との調整が十分考えられますが、その辺をぜひ早急に神子元島に津波監視カメラを置いていただくというのを、協議をしていただきたいと、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　行政報告のほうにもございましたように、今回の被害想定に基づいて、当然国も県もそれぞれハード面の対応が推進されるというふうに考えてございます。確かに、議員のおっしゃるとおりですね。非常に海面監視といいますか、津波監視においても重要な位置づけにある、神子元島というのはそういうところなのかなというふうには思います。これも含めて、その対応などもあわせまして、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、避難路等の関係でもう一つお伺いしますが、当然今まで避難路等に係るところに、古いブロック塀、それから塀等が点在しています。それについては、今まで行政のほうで撤去なり補強というような運動があったんですが、この８月29日の段階で南伊豆町が平均で震度６強というような数字が出た中で、行政と住民が合同で、これはブロック塀だけではないんですが、よりきめ細かく調査をして、そのブロック塀を撤去なり、いわゆる老人世帯等が多いものですから、それが可能かなのかというのはそちらのほうで検討していただきたいんですが、ブロック塀を撤去なり補強する補助なり、それからそれの費用、所得制限を設けてもそれは結構だと思うんで、それはそちらのほうで検討していただきたいんですが、そういうものをよりきめ細かく、それからより大胆に公表して、行政として活動をしていただければと思いますが、そちらのほうのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　お答えいたします。

ブロック塀等の除去等につきましてですけれども、24年５月１日に要綱を定めまして、今言ったような避難路とか、その辺の危険なブロック塀の除去、この辺を町のほうで補助するという制度を新設いたしまして、今実施しているところですけれども、現実にはまだ申請は１件もございませんけれども、そういう制度はございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それはぜひ広報等で周知徹底をお願いしたいと思います。

ではもう一つ、教育長にお伺いします。

学校等の防災教育等を絡めまして、時間の都合ではしょってお伺いしますが、いわゆるこれは教育委員会だけではないんですが、昨年３月11日の東日本大災害の中で、最近また８月29日の発表後、テレビ等のアニメ等でもやっているんですが、俗に言う釜石の奇跡、石巻市の大川小学校の悲劇というような問題がクローズアップされて、これ対比されています。

南伊豆町もご存じのように通学路・通園路が平均15メートルの津波ですと、道路そのものが波に覆われるというような箇所が相当ありますが、それらについてのいわゆる防災教育、それを釜石の奇跡とか、大川小学校の悲劇を基本に、最近ですと前にも総務課長のほうに答弁いただいたのですが、その今の26メートル、15メートルなら15メートルの津波が来るというようなシミュレーションを３ＤのＤＶＤで可能ということなものですから、それらをつくって、これは学校だけではないんですが、そういうものを防災教育に役立てる考えがあるのかということの教育委員会としての見解をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　それでは、お答えいたします。

大規模災害における防災教育ですが、学校関係者等にとっても非常にこれ重要な問題で、緊急性のある課題であると認識しておるところです。各学校等では、防災マニュアルはもちろん随時見直しをしております。とともに下田警察署、それから下田土木事務所、それから地域と連携を図りながら通学路、それから通学路の現地調査も始めました。これを速やかにこの結果はまず防災教育に役立ててまいります。あわせて、東小学校関係は現在津波対策を重要視する必要があるため、避難訓練を毎月１回程度行っているわけですが、避難の仕方も

授業中、それから休み時間中を問わず、所定の避難場所への移動を訓練しております。所要時間も５分以内ということで設定しています。あわせて、認定こども園も同様に避難訓練を実施しているところです。

さらに、先ほど町長のほうの行政報告等にもございましたが、南中小学校、それから三浜小学校ではこの夏休みに防災キャンプを実施し、炊き出し訓練、暗闇等歩行訓練、そういうところで防災訓練、防災学習を実施しているところです。

加えて、東中学校の教職員は、この８月24日でしたが、教職員が一丸となって全石廊崎から青市までの全区域を避難所、通学路からの視点から見直しました。どこが危ないか、また地域の方々と、自主防と関連しながらこれを再点検していきたい。あわせてまた南伊豆中学校区、これは小学校も合わせて８月30日には、児童引き渡し訓練を一斉にしました。

そういうことで、今後とも関係機関、地域と連携を図りながら子供たちの安全・安心については、これを命を守る立場から防災教育にぜひとも努めていきたいということでございます。

とりあえずまず以上、申し述べておきます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の教育委員会の実情をお伺いしたんですが、先ほど私が言いましたように、いわゆる大川小学校の悲劇ということではなくて、これ学校だけではなくて町全体のことなんですが、釜石の奇跡というのが南伊豆町も当てはまると、それが震災が起こりましたら、南伊豆町の奇跡だったというような形になるようにぜひ町長、それから教育委員会のほうにお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君の質問を終わります。

ここで２時40分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時２９分

再開　午後　２時３９分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（梅本和熙君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をさせていただきます。

観光という問題で質問をいたしたいと思います。

前に同僚議員が質問をいたしました。重複する点があると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

さきに町長の行政報告にもありましたが、夏の入り込み状況をもう一度お願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

行政報告でも今年の４月から７月末までの観光客の入り込み状況につきまして、ご報告をいたしました。全体的には対前年同期比では昨年を上回る120.4％となりました。

分野別に見ますと、弓ヶ浜、小浦海水浴場が対前年同期比で60％台と減少しておりますが、反面新しい観光スポットとして定着しております中木海岸のヒリゾ海岸につきましては8,301人、前年同期比で164.7％と大きく上回り、全体的には106.11％と対前年同期比を上回る結果となっております。

また、７月の宿泊施設につきましては、１万7,071人と前年同期比で100.95％となりました。

さらに観光施設、各種イベント、温泉施設につきましては、ジオパークビジターセンターの開設、それから石廊崎灯台の２日間における一般開放、指定管理に移行したことによる企業努力などもありまして、前年同期比を上回る結果となっておるところであります。

８月の観光客の入り込み状況につきましては、まだ集計がまとまっておりませんが、好天が続いたこともありまして、好調に推移したものと推測しているところであります。

今後もさらに通年型の観光地を目指した取り組みを進めるとともに、関係団体と連携しながら、誘客に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今、町長のお答えにもありましたけれども、やはり私はこの20％増、去年は12％減でありましたので、単純計算で約８％ぐらいの増かなということを思うんですが、今も町長が述べましたけれども、弓ヶ浜海水浴場、小浦海水浴場が大分減っていますよね。そして、この海上アスレチック等がふえております。これは子供たちがやっぱり近くにそういう遊び場があるということで割と行くみたいなんですよね。ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり弓ヶ浜、小浦海水浴場においては減だということですね。

私もちょっとある同僚議員がこれは臨海学校の点で減っているのではないかということを言っておりましたけれども、やはりこれは防災のほうの問題とリンクするんですが、やはり海水浴場に来たお客さんに対して、結局やっぱりある程度風評被害があったのではないかなということを思っております。その点、やはり早い防災対策もやっぱり観光客を取り入れる中ではやっていかなくてはならないのではないかと思います。ですから観光に対しての、海水浴に対しては結局風評被害が私はこれマイナス面に対して大きな影響を与えているのではないかなと思っております。

８月に入りましてからは、ある程度海水浴客がふえたということは私も聞いております。夏のお盆の前後でありますけれども、やはり宿泊客は大変空き室が目立ったと、お盆中は大盛況というか、そういうことであったということですが、お盆前後大分民宿等では空き家が目立ったよということを聞いております。

その点で私も前回の６月の質問で、結局イベントのことを伺いましたよね、それでここの行政報告にも載っていますけれども、ビーチバレーフェスタですか、128チーム参加し、512人が同地区の民宿に分宿ということでありました。やはりイベントを打てばお客さんは来るよというこれ一つの例ではないかなと思うんですが、その点におきましては、私は南伊豆町に11月の秋祭り、これらを通しまして南伊豆町はどこでもお祭りがありますよと、それをやはり観光に結びつけて、町として宣伝をする考えはないのかを伺います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

秋の祭りを誘客に結びつけるかというお話でございます。毎年11月１日、２日に行われます町内の祭典につきましては、町や観光協会のホームページを利用いたしまして各地のサイトに広くＰＲをしているということでございます。また、小稲の虎舞であるとか、湊の獅子

舞、それと下賀茂の籠獅子といったもう既に各地の観光イベントに出演されている団体もあります。当町の伝統芸能として高く評価をされているところでもございます。

さらに、ほかの地区にも伝統芸能としてすぐれた祭典もありますので、桜祭りを視野に入れながら観光と結びつけるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　前に同僚議員が質問しましたよね、それは祭りを多くとり入れて宣伝をしながらやはり町に観光ということだと思います。文化財だとかいろいろな面で観光に結びつけようということを言ったと思いますが。やはり私も一つはこれは町の一大イベントの１つではないかと思うんです。ですから、今までのホームページとか何とかではなくて、もっと大きなやはり町、観光協会はもっと大きな声を上げて、誘客に結びつけていってもらいたいなと思っております。これはどの程度まで誘客ができるかということは今後のまた町での取り組みもあるし、今下賀茂、加納地区、土日という祭典の方法に持っていったということもあります。でもほかの地区は全部１日、２日ということをうたっておりますよね。そうしますとやはりもう南伊豆町の１日、２日は南伊豆町の祭りだよというようなことで、これは宣伝していってもらいたいと、これは要望ですからお願いをしておきます。

私が前回質問していたあいあい岬のユウスゲ公園の件なんですが、やはり夏ですと遊歩道ですか、手入れをしていると思うんですが、やはり足に引っ掛かる程度の草が生えておりました。それと、またこの間ちょっと行って見ていましたら、やはり片方は全然もう歩道の形態をなしていないと、歩けないということであります。ですから、その点はやっぱり公園ということでありますと、やはりもう少し管理をしていただきたいと思います。

それと、私がちょうど行ったときに、あの鐘のあるところ、あそこでほかの人たちが七、八名ですかね、観光客が集まってまいりました。そして、ちょうど石廊崎のほうを見ると島が見えますよね。それで、あの島は何だとか、この島は何だとかというような話をしていました。私はたしか昔、上のほうには何か島のあれがあったと思って行ってみたんですが、ありませんでした。結局、ユウスゲの花とか、そういうものの看板はありましたけれども、ですけれども、やっぱりそういうものも一つの公園として、あそこで朝日から夕日まで眺められるところですから、この島が何だとか、私なんかもちょっと変な話ですけれども、勉強不足で、下田方面から見る島の位置と、石廊崎の鼻から見る島の位置ではちょっと違うんです

よね。ですから、そういう点も看板で、看板というかそういうものを整備したらどうかと思っております。その点ちょっと。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　ユウスゲの草刈りのほうの関係、また再度調査させていただいて手入れしたいと思っています。

それと、今の島の看板ですけれども、当時あそこができた時点で、島を案内する看板が鐘よりももう少し奥のほうに行ったところにあったというふうに私、それもなかったということで、わかりました。また再度検討させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私も昔あったんではないかなという頭があって見に行ったんです。そうしたらそういうものは余り見えなかったもので、それも一つの観光客へのサービスではないかなと思っております。

それと、あいあい岬のインフォメーションセンター、多いときは１日に500人を超えるお客さんがあったと聞いております。大変にこれはよかったのではないかと思っております。ですから、１人でも多くのお客さんがそこへ来てもらえるということをまた願っておきますけれども、またこれも６月の定例会で１回質問をいたしました。着地型の観光の件ですが、県は観光を担う人材を育成するために、地元の観光資源を発掘、商品化して集客する着地型観光に特化した研修を開催すると載っておりました。東部地区は９月24日、27日、28日と載っておりましたけれども、町の考え、町の動き方はどういうふうにするのか、ちょっと伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

今議員が言われました着地型観光ですけれども、県の観光政策室、こちらのほうが中心になりまして今５月からこの事業を進めております。このメンバーですけれども、実は行政がメンバーに入っておりません。南伊豆町につきましては、観光協会の山口さんが今メンバーとして参加していただいていると。このネットワーク着地型観光地の目的でございますけれども、今までＪＲさんであるとか、ＪＴＢさんの大手の旅行会社のつくった観光商品を地元でそれをつくろうということで今進んでいるということでございます。既に、５月から始ま

りまして、３回ほど会合を重ねているんですけれども、来年３月31日にはある程度の結果を出せるだろうと。それで、25年４月にはちゃんとしたネットワークをつくるということになっているそうです。今準備段階というか、メンバー等々の各地区の情報を集めたりとか、そういうことで今事業を進めているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　そういう一つのものがあるということは、やはり誘客にしてもこの南伊豆町の商品を売り出すためにおいてはいいことではないかと思いますので、ぜひともこれに力を入れていってもらいたいと思います。

また、ここにちょっと町長の行政報告の中にもありますけれども、オープンウオータースイムレースの費用対効果はどのくらいを見ているのか伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

北京オリンピックから正式種目となりましたオープンウオータースイムレースにつきましては、一般社団法人日本国際オープンウオータースイミング協会が中心となりまして開催をしております。そこで町としましては、このレースの開催が町の活性化につながることから観光協会も含めて、町を挙げてその支援に取り組んでいるところであります。今年で３年目になります。

初年度であります平成22年度は、国内大会が弓ヶ浜において６月に開催をされ、130人以上の参加を得ることができ、うち103人は県外からと広域的な展開が期待できる滑り出しとなったところであります。

また、同年10月にはアクアスロン大会を弓ヶ浜で開催し、これにも県外を中心に160人の参加がありました。２年目となる昨年度は、６月に国内大会、９月に国際大会、10月にアクアスロン大会が開催をされました。６月の国内大会には158人の選手が、９月の国際大会には178人の選手が、そして10月のアクアスロン大会には183人の選手が参加をして、大会関係者のほか半数近くの選手に町内に宿泊をしていただいたところであります。

なお、この大会自体につきましては、主催者及び選手の費用負担で開催されておりますので、町の経費負担はありませんが、町としましては選手をおもてなしするために、昨年度は

国際大会の前夜祭として黒潮ウエルカムファンクションを開催して、町民や大会参加者以外の宿泊者の方々も含め480人に参加をしていただいたところであります。

今年度は６月24日開催の国内大会には132人の参加があり、また９月９日開催の国際大会には８月31日現在183人が、さらに10月７日のアクアスロン大会には140人以上がエントリーをしております。

町単独事業としては、国際大会における黒潮ウエルカムファンクションのほかに、想定規模25.3メートルの津波の風評被害対策も含め、ブラジルサンバの踊りを付加してのＯＷＳＧＯに臨んでいるところであります。オープンウオータースイムレース事業につきましては、まだまだ始まったばかりですが、ほかの地域では800人規模の大会もありますので、今後とも町としましては、大会関係者や選手などをおもてなしすることで誘客に努め、町内経済への活性化につなげてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　こういうイベントをすると要するに費用対効果は上がるということでありますので、ぜひともこういうものを成功させて、それには先ほども言いましたけれども、やはり誘客をするために海水浴場は安全ですよと、ですから臨海学校が来なくなったということではなくて、やっぱりまたもう一度誘致をするとか、そういうものに関しましてもやはり力を入れていってもらいたいと思います。

その中で結局イベントをする中で今南伊豆町では、みなみの太鼓がいろんなイベントに参加をしていますね。今現在は指導者は別として小学生、中学生がこれの主体となって演奏をしておりますけれども、今後、この活動を町としてどのように支援し、考えていくのかを伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

みなみ太鼓振興会は町制施行の40周年を記念いたしまして南伊豆町の文化・芸能の創造・発展を目的として平成７年８月に創設されたものであります。当初は、町の若手職員が中心となって活動しておりましたが、その後希望者を募りまして、最近では大人のほか小・中学生が中心となってみなみの桜と菜の花祭りでありますとか、ツーデーマーチ、それから差田希望の里祭り等各種イベントで活躍しています。

また、９月８日には、第２回国際マスターズオープンウオータースイムレースの前夜祭への出演も予定されております。

活動の中心は今議員のお話のありましたとおり小・中学生でありますけれども、高学年になるに従いまして、やはり勉学やクラブ活動等との両立が難しいということで、活動が困難になりつつあるということを聞き及んでおりますので、後継者対策など今後の対応につきまして、みなみ太鼓振興会の会員と相談していきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　結局、始まったときには町の若手職員ということでありましたですよね。ですから、町の職員の中でも指導者的な人がたくさんおると思うんですよね。そういう点を踏まえながら、あれだけの備品があるんですよね。ですからむだにしないように、これから後継者をもっと町として、今育てていかなくてはいけないのではないかなと思っております。

変な話ですけれども、今先ほどもお祭りの話をしましたよね。正直に言いまして、お祭りには太鼓はつきものですよね。そういう点において、やはり各地区、お祭りの好きな人というか、太鼓の好きな人が大変いるのではないかと思いますので、そういう人たちを集めながら、祭りと合致しないでしょうけれども、そういう人たちも集めながら話し合いを持っていくという方向はありませんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

そういった面も含めまして、会員とやはり相談して検討していきたいというふうには考えております。非常に継続というものは非常に大変な労力を要します。しかしながらやはりこういったすばらしい文化、芸能の振興会でありますので、何とか存続はしていきたいなというふうには考えているところでありますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　あれだけのものがあるのですから、何しろなくさないで、ぜひとも後継者を育てて、長くこれを行っていってもらいたいと思います。まただからその点におき

ましても、町としても十分な支援をしていってもらいたいと思いますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

次に、町有地利活用についてで質問させていただきます。

現在、町有地先ほどもちょっと出ていましたけれども、現在町の委員会はどのような動きをしているのかを伺っております。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

町有地の利活用につきましては、昨年度から私をリーダーといたしまして全課長をメンバーということで、町有地以外の跡地利用も含めまして検討しているところでございます。

昨年度につきましては、３回開催させていただきました。本年度につきましては、８月23日に１回目を開催させていただきました。会議では、企画調整課のほうから先ほど来の吉祥の町有地の利用につきまして、県のメガソーラー建設候補地として提案したということを報告させていただきました。

町有地自体につきましては、平地が少ないこと、森林が多いと、連続した一団の土地になっていないことなどいろいろ問題がございますが、先ほど５社程度の照会が来ておりますので、企業の動向等も注視しながら先進地の調査を行ってまいりたいと考えております。

また、それ以外の土地につきましては、全体面積71.8ヘクタールありますので、仮にメガソーラーというような話になったといたしましても、残りまだ山林部分がかなり残っておりますので、そこらの利活用につきましては、引き続き検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　先ほどもお答えをもらったというか、結局先ほども同僚議員が質問した中で、結局メガソーラーだとか、自然エネルギー、その話もありましたが、それも１つのプランでありますよね。ですから私は前にも質問しておりますこの吉祥の町有地についてでありますが、何しろ全体図の絵をかいて、いろんな面において有識者を入れた中で、絵をかいたらということも質問しました。そしたらなんか、虫食い状態だから絵がかけないというような前には答弁がありましたけれども、現在もその点は変わっておりませんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

確かに虫食い状態というのは事実でございます。今後、費用対効果も含めまして、有識者等ご意見を聞きながら検討するということも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　何しろ先ほども同僚議員が言いましたけれども、やはり何か一歩先に踏み出さないことには何もできないと思うんですよね。ただ今使っているのが市民の体験農園だけでありますよね。体験農園だけですと、前のほうでちょこちょことやっているだけであります。ですからやはり絵を一度かいて、結局ここにメガソーラーならメガソーラーを持っていくとか、ここにメガソーラーが来れば、じゃそれを利用した公園をつくろうとか、草花を植えようとか、いろんな観点で有効利用ができるのではないかと思います。

私は前にも行ったことがあるんですけれども、今どうなっているのか私も見ていませんけれども、前はミカンの木が植わったり、田んぼがあったりということがありました。ですから、やはり果樹園でも、観光にあれした果樹園でもいいだろうし、少しでもそういうものに利用できればと思うんですが、何しろ一歩踏み出すということが大事ではないかと思います。その点を副町長に伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

いろいろなご意見を伺いながら、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　もう一度伺っておきますけれども、有識者を入れた中で、早急に今自然エネルギーの件もあります。ですから、その利用方法を考えていってもらいたいと思いますが、どうでしょうか、もう一度。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

その点も含めまして、検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　しつこいようですけれども、やはりそういういろんな提言があった以上、なるべく早い行動をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

次に、防災ということで少し伺っておきます。

海抜表示がいろいろというか、次々に電信柱に書いてありますね。それで、私がちょっと見たところによりますと、以前からあった海抜表示と今度の新しく電信柱へ設置された海抜表示が少し前後しているのではないかなというところがありました。

それは青市地区のことなんですが、民間の前から表示してある場所と今度新しく表示された場所等が少し高さがおかしいのではないかという点がありました。湊地区だとか海岸線だと1.5メートルだとか、1.3メートルだとか、1.2メートルだとかという細かい数字が出ていますけれども、青市地区なんかですと8.5メートルだとか、割と大ざっぱな数字でしております。私のところなんか37メートルぐらいあるということでいいんですが、上と下なんかがちょっと私も近くあるもので、自分なりにはかってみたんですが、そうするとやっぱり１メートルぐらいの誤差があったりしまして、それは高いところですからどうっていうことないですけれども、やはり低いところにおきまして、そういう誤差があるということはやはりちょっとおかしいのではないかと思いますので、その点、ちょっと防災室長に聞いておきます。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えします。

海抜表示板の設置につきましては、東電柱の関係でございますが、先ほどの行政報告の中にもございましたが、迅速な対応を心がける中で、夏の観光シーズンの到来に合わせて７月中に455カ所設置をさせていただきました。

この事業は平成23年度に実施をいたしました約5,000本の電柱を対象とした調査結果に基づいた中で、正確を期して取りつけを行ったところでございます。ただ、設置場所の形状変化などによりまして、取りつけ後に数値等の差異が確認できたものについては、随時取りかえ作業等々は進めているところでございます。いずれにいたしましても、津波避難対策の指針として役立つよう努めているところでございます。

ご指摘の民間の表示のものというのがちょっと私どもちょっとわからないんですけれども、基本的にはデータに基づいた中で、正確を期してつけてございますので、万が一、またお気づきのことがございましたら、ぜひご指導いただければ調査をさせていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これ、はっきり言いますと、青市のガソリンスタンドの件ですね。農協の事務所ので見ると海抜13メートルと書いてあります。そして、はっきり言いまして、青市の志戸弁当ですか、あそこに行くと11メートルですね、結局高さが前後しているわけですね。そうすると、やはり皆さん通った中で、何でここは13メートル、こっちは何で11メートルだと、やはりそういう点も見てもらったり、結局、青市なんかの場合は、結局野辺田んぼという田んぼがありますよね、広い田んぼになります。あそこが大体海抜４点ちょっとですかね。ですから、皆さん青市の中だから津波は来ないのではないかというような認識もあるんですよ。ですから、そういうところやっぱりある程度の正確なものはしてほしいなというのも私の一つの希望でありまして、ほかの人たちからもそういう意見がありましたので、この点、またあとでまた精査しておいていただきたいなと思っております。それは要望しておきます。

私はこの各地への防災の意識向上ということで通告してあるんですが、先ほど同僚議員からも言われました災害の避難地、避難路への考えということで、やはり避難地における場所において、やはり危ない障害物があったり、何かをするときにはやはりそれも考えながらそういうところをつくってほしいよということで質問をしたいと思ったんですが。

それともう一つは、湊地区には自主防災で今立て看板が立っていますね。避難地とこっちへ何百メートルだとかっていう避難地の看板がありますよね。そういうのをこれ自主防災でやったということなんですが、やっぱり内陸のほうの地区にもやはり町主導でそういうものをこういうところには設置したほうがいいよとかというものを、区長さんたちと話し合ったことがあるかないかをちょっと伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えいたします。

避難路、避難地の整備の関係だけではなくて、当然、今回湊のほうも新しく新設いたしました補助金をご利用いただいて、看板等の設置をされてございます。この補助金も含めた各地区への補助金の内容の説明であるとか、それぞれの自主防災会の事業につきまして、こういう補助金制度がございますので、ご利用いただきたいということで区長会を通しましても文書でもご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点、今の時期ですから、早めにやはり立て看板等立てて、やはり１人でも多くの犠牲者を出さないようにお願いをしたいと思っております。

それと、もう一つちょっと伺っておきたいんですが、南伊豆町は国立公園の中にありまして、ここは国立公園法という法律がありますよね。その中で、避難路や避難タワー等を建てるのは全然問題がないんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　制度的な部分で、当然これは国立公園法もあるいは名勝伊豆西南海岸もかかっている分が当然ございます。今回、湊地区のほうでいろいろと看板をつけていただきまして、これについても若干のお話の中で、こちらのほうとの協議がございましたけれども、事この避難看板等々につきましては、これやはり早急にやらなければならないということと、やはりそれは人命にかかわることでございますので、その辺につきましては、監察官のほうからも色合いであるとか、そういうものについては遠慮なくというわけではございませんけれども、ご希望に沿った形で対応させていただきたいということで看板につきましては設置をさせていただきました。これから、行政報告の中にもございましたように、津波のまた避難タワーというようなこともあろうかと思います。当然これも公園法の規制地域でございますので、優先されることはやはり人命にかかわることだということでございますので、その辺を何とか協議をさせていただいて、素早く対応できるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　先ほどもちょっと言いましたけれども、やっぱり海水浴場を安心して泳げるためには、やっぱりそういうものも必要ではないかと思うんです。ですから、早急にそういうものに着手をしていただきたいと思っておりますので、これもいろいろあるでしょうけれども、要望ですけれども、挙げておきます。

そして次に、教育問題ということでちょっと教育長に伺っておきます。

私は、渡邊前教育長にも質問しました。また、現在大きな問題となっておりますいじめで

あります。大津市の問題、浜松市の中学生の自宅マンションからの転落死、いじめを受けての自殺ではないかとのことでありますけれども、昨年私も質問しまして、昨年は下田市内小中学校で30件のいじめがあったということでありますね。そしてまだ７件不登校ということでありました。前教育長に伺ったときには南伊豆町では大きな問題はないと、でもないことはないというようなお答えでありました。それで、町として、教育長の立場でどのような対応をして、どのような考えを持っているのか伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

昨年の10月でした、滋賀県の大津市の中学校におきまして生徒がみずから命を断つという本当に痛ましい事件が発生して、いじめと自殺の因果関係、また学校と教育委員会の対応の不備等についてマスコミで大きく取り上げられたところでございます。本町におきまして、現在深刻ないじめは１件もございません。

本町としても、いじめの問題につきましては、基本的にいじめは決して許せないことであり、また一方どの学校でも、どのクラスでも、どの子供にも起こり得るものであると、このように基本的にはとらえております。そういうことで、いじめ問題の対応につきましては、被害者の立場に立って、まずいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がございます。したがいまして、いじめの早期発見、それから早期の対応のために各学校では定期的なアンケート調査、それから児童・生徒への交換ノートなどを通して、いじめの実態把握に努めるとともに、全教職員の共通理解のもとに、継続的それから組織的に現在取り組んでおります。

一方、教育委員会のほうでございますが、重大な事態に至るおそれがあるというように認識した場合、学校、保護者、それから地域、県教育委員会等と関係機関、連携協力をして、迅速かつ適切な支援体制が図られるよう対策を検討しております。

今後ともかけがえのない子供たちの命を守って、いじめのない学校づくりを目指して、保護者、町民の信頼にこたえるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　現在、前の教育長と同じようなくらいでありまして、大きな問題はないということであります。これはよかったなということでありますけれども、いじめとい

うのは、割ともう目に見えないというのがいじめではないかなと私は思っておるわけですが、教育長もいじめは一過性のものではなく、子供たちの間に広く根をおろした社会病理であるということはもう重々わかっていると思うんですが、その中で、やはり他方面では、学校の全生徒にアンケートをしたというようなところがあります。

南伊豆町としてアンケートをとったことがあるのかないのかを伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

教育委員会みずからがアンケートを全部の学校にせよという形ではございませんけれども、各学校はアンケートをそれぞれ各校において、例えば年３回、あるいは４回とかやっております。その結果もこんなことがありますよということで、教育委員会のほうでも受けたのもございます。

そういうことでございます。以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　南伊豆町はないということで、これは大変よかったなと思っています。これからもないことを願っていますけれども、ただ大津市のケースではいろいろな面で大きく批判されましたよね。情報の隠ぺい工作という問題がありました。

ぜひともそういうことのないように、少ない生徒でありますので、目の行き届く教育をお願いして私の質問を終わります。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

平成２４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２４年９月６日（木）午前１０時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議第６６号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃する条例制定について

日程第　３　議第６８号　平成２４年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）

日程第　４　議第６９号　平成２４年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　５　議第７０号　平成２４年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第　６　議第７１号　平成２４年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　７　議第７２号　平成２４年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第　８　議第７３号　平成２３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　９　議第７４号　平成２３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　議第７５号　平成２３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　議第７６号　平成２３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　議第７７号　平成２３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　議第７８号　平成２３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４　議第７９号　平成２３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５　議第８０号　平成２３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６　議第８１号　平成２３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７　議第８２号　平成２３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第１８　議第８３号　平成２３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１９　議第８４号　平成２３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　議第８５号　平成２３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第２０まで議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	小澤義一君	総務課長	松本恒明君
防災室長	橋本元治君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	渡辺公夫君	産業観光課長	大野　寛君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　山　田　昌　平　　主　　幹　　大　年　美　文

開会　午前　９時５０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第３日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎議第６６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第66号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　清水清一君登壇〕

○第１常任委員長（清水清一君）　第１常任委員会委員長の清水でございます。

委員会報告をさせていただきます。

第１常任委員会に付託されました議第66号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成24年９月５日、南伊豆町役場議場でございます。

会議時間、開会午後３時20分、閉会午後４時。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のために出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第66号、南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第66号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定について。

問　公民館廃止後、建物を町の施設として活用できないのか。

答　補助金で建設した建物であり、建物耐用年数は50年で、現在建築後40年で耐用年数がまだ残っている。解体すれば補助金の返還は必要ない。

ここの今ちょっと漢字が、真ん中辺ですけれども、現在後と書いてありますけれども、建築後の間違いでございます。訂正してください。

問　公民館の解体後、新たな福祉に関する施設を考えてもらいたい。

答　今後、必要に応じて検討してまいりたい。

問　公民館の維持管理が大変であるので、解体したほうがよいと思うが。

答　新庁舎建設時、調査建設検討委員会において、庁舎、役場庁舎、多目的ホール、湯けむりホールを建設し、公民館を解体し、その代替機能を持たせることを前提に事業を進めてきた。町民の湯けむりホールの利用状況は、利便性がよく、大変ふえている。

問　次年度に福祉に関する施設の予算を考えてほしい。

答　総合的な検討が必要であると考えている。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第66号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定については、委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第66号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第68号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第68号の提案理由を申し上げます。

補正予算額１億4,427万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億402万6,000円とするものであります。

補正の主なものは、１として、地域づくり推進事業に221万3,000円、２つ目、障害者福祉事業に1,260万円、３、森林整備事業に940万円、４、海岸保全施設整備事業に1,200万円、５、商工振興事業に850万円、６、観光振興事業に690万4,000円、７、橋梁維持事業に3,710万円、８、防災施設管理事務に430万3,000円、９、教育委員会事務局事務に1,237万3,000円などを計上いたしました。

また、これらの歳出に対応する主な財源として、国庫支出金1,276万4,000円、県支出金1,826万4,000円、繰越金8,177万5,000円、諸収入2,484万5,000円などをそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　松本恒明君登壇〕

○総務課長（松本恒明君）　それでは、よろしくお願いいたします。

南伊豆町一般会計補正予算（第３号）の詳細について説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳出から説明させていただきます。

18ページをお開きください。

18ページ、１款１項１目議会費でございます。ここは人件費、給料の関係の調整でございます。以下、特別大きなものを除きましては、説明を省略させていただきます。人事異動等に伴う給料の関係の調整でございます。

次のページをお開きください。20ページでございます。

２款総務費でございます。

２款１項１目一般管理費でございます。ここは給料、20事業の一般職給471万円、ちょっと大きいんですが、５月から防災室が新設されたということで、１人増ということに伴うものでございます。

その下の旅費関係でございますが、研修を充実するということで、後半につきましても、より多くの研修に職員を出すということで52万3,000円をお願いしたいものです。

その下の需用費、光熱水費でございますが、123万9,000円、東京電力の値上げに伴うものでございます。新庁舎ということで、当初予算には値上げ分はなかなか見込めないということで反映しておりませんので、今回値上げ分を計上させていただきました。

その下の委託料、訴訟代理人業務委託料でございますが、これは石廊崎の訴訟関係の弁護士の費用に伴う旅費とか、終わりました鹿児島裁判に伴うもの40万円、合計72万円をお願いしたいものであります。

その下の43事業、企画調整事務の無線システム普及支援事業費等補助金でございます。これは、地デジ化が一段落しておるわけでございますが、一町田地区でまだ難視聴地区がございます。一町田が残っています。それで、伊浜からデジタルのケーブルが行っているんですが、それの引き込み250メートルを行うことに伴う補助金でございます。

その下、60事業、地域づくり推進事業でございますが、南伊豆町バス問題対策協議会委員報酬を減をしまして、南伊豆町地域公共交通会議委員報酬を計上いたしました。これはバス

通問題対策協議会の組織がえとして、地域公共交通会議を創設するものでございまして、それに伴う人数等も変わってきますので、それに伴う増減でございます。

その下の報償費でございます。記念品代、これはスポーツ、文化等を含む表彰に伴う記念品代を計上したものであります。

一番下の委託料、婚活事業業務委託料でございます。200万円、これは県の助成をいただきまして、婚活を実施するということで200万円の委託料でございます。

次のページ、22、23ページでございます。

これにつきましては、大きなものが人件費関係、給料でございます。これも人事異動に伴うものでございます。予算編成時期と人事異動の時期がずれていますので、その関係で減をしたものでございます。

24、25ページをお開きください。

３款民生費でございます。

民生費、３款１項１目社会福祉総務費、補正額が1,923万7,000円をお願いしたいものです。

主なものは、右の171事業の扶助費、自立支援介護給付費でございます。1,200万円、前期の実績等から推計して補正増をしたいものであります。

その下の172国保基盤安定繰出金の繰出金でございますが、761万500円、これにつきましても、実績等から推計したものでございます。

それから、３目老人福祉費、180事業の老人福祉事業の賃金でございます。53万4,000円、これは高齢者の実態把握調査を行うものでございます。これは臨時の職員の賃金ということでございます。

一番下の198南崎保育所運営事務の890万3,000円の減、次のページの、26、27ページでございますが、200事業の認定こども園運営事務、これが一般職給812万9,000円増がありますが、これもやはり認定こども園の開設に伴いまして、南崎保育所との人事異動等の調整に伴いますものでございます。南崎保育所のほうを減らして、認定こども園のほうがふえているというような状況でございます。

28、29ページをお開きください。

４款の衛生費でございます。

衛生費の４款１項２目予防費112万8,000円を補正増したいものであります。

主なものは、225事業の需用費、医薬材料費でございます。99万5,000円、ポリオワクチンの接種回数がふえたことに伴うものであります。

その下の３目上水道費の１目上水道費でございます。270事業の水道事業会計繰出金が44万4,000円をお願いしたいものであります。

次、30、31ページでございます。

５款の農林水産業費関係でございます。

大きなものは、２項の林業費、１目林業振興費でございます。980万円の増をお願いしたいものでございます。

内容につきましては、321林業振興事業で委託料、林道青野八木山線埋木調査委託料でございます。これは林道青野八木山線が今施工中でございますが、もう既に施工しました県営林の中の林道をつくりました残地が2,400平方メートルほどございます。それの立木調査でございます。県営林の除外のためということでございまして、それの調査委託料でございます。

その下の322、森林整備地域活動支援推進事業補助金でございます。940万円、これは林業体によります森林経営計画の作成、対象面積が172ヘクタール分でございます。これは国・県で４分の３の財源充当がございます。

次のページをお開きください。

６目の海岸保全施設整備事業費1,200万円の補正増をお願いしたいものでございます。

内容としましては、右の347事業、海岸保全施設整備事業、工事請負費で下流海岸保全施設工事ということで、下流と小稲の間の打越の海岸がございます。ここがちょうど波よけブロック等が途切れているところがございまして、延長34.8メートルでございます。これのコンクリートブロック積み工を施工したいというもので、1,200万円をお願いしたいものであります。

34、35ページをお開きください。

６款商工費でございます。

１目の商工総務費につきましては給料関係でございますので、省略させていただきます。

２目商工振興費でございます。850万円の補正をお願いしたいものでございます。

この内容につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、プレミアム商品券の発行事業の補助金でございます。１万円を5,000口で5,000万円、その分のプレミアム15％ということで750万円、印刷代等で100万円、計850万円をお願いしたいものでございます。

その下の３目観光費でございます。観光費690万4,000円をお願いしたいものであります。

主なものとしましては、358観光振興事業のまず需用費の中の施設修繕料でございます。

これはジオパークのビジターセンターの関係の手すり等の補修、それから弓ケ浜の派出所でございますが、先日の落雷事故で配電盤、配線等が壊れました。それの分とか、出会橋あずまやの補修とかというものを含めまして184万4,000円をお願いしたいものであります。

その下の委託料でございます。ゆうすげ公園改修計画策定業務委託料、ゆうすげ公園の改修に伴う設計計画を委託するということで27万円、一番下の負担金補助及び交付金でございます。伊豆半島ジオパーク構想推進事業費等補助金420万円を計上いたしました。あいあい岬のジオパークのビジターセンターのトイレ改修に伴う補助金でございます。

次の36、37ページをお願いいたします。

７款の土木費でございます。

１目の土木総務費191万6,000円をお願いしたいものでございます。

これは主なものにつきましては、職員の手当等もございますが、負担金補助及び交付金のところ、120万6,000円がございますが、主なものは民間建築物の吹付けアスベスト対策事業費補助金でございます。湊のコミュニティーセンターを対象としたものであります。

その下の２項の道路橋梁費をお願いします。道路新設改良費でございます。140万円をお願いしたいものです。

単独道路改良事業としまして、加納前ノ原線歩道測量設計委託料でございます。前原橋のバス停から旧賀茂自動車のガソリンスタンドの裏側に通ずる歩道の設計をお願いするものでございます。桜の見物客等の利便性を向上したいというものを目的とするものであります。

その下の３目橋梁維持費でございます。3,710万円をお願いしたいものであります。

主なものは、工事請負費としまして、落居１号橋２号橋の補修工事に2,610万円、来宮橋の高欄取替工事に1,100万円をお願いしたいものでございます。

その下の５項の都市計画費の３目公共下水道費200万8,000円をお願いしたいものでございますが、これは公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

38、39ページをお願いいたします。

８款消防費でございます。

消防費、５目の災害対策費でございます。824万円をお願いしたいものでございます。

主なものとしましては、446事業、災害対策事務の真ん中辺、委託料がございます。ハザードマップ作成委託料で300万円でございます。これは既に町営の漁港の区域につきましては、８地区については漁港単位のハザードマップが、ちょっと厚手の紙でつくったものがあるんですが、港湾の手石、湊地区、それから県営の妻良漁港関係、妻良、子浦、吉田があり

ません。それを同様につくるということで、単純に印刷物ということではなくて、データを成果品としていただくということを含めた委託料でございます。

それから、備品購入費でございますが、26万1,000円でございます。これは当初予算で認めていただいた衛星携帯電話がございますが、屋内ではなかなか電波が拾えないということで、屋上にアンテナをつけたいと思います。それに伴って、利便性を向上するということで、そういったものの備品購入でございます。

447防災施設管理事務の工事請負費でございます。屋外子局新設工事でございます。これは昨年も１基をお願いしまして、昨年は結局、湊の逢ヶ浜が土地の関係がうまくいかなくて、町営差田グラウンドに１基増設しましたが、土地等の地権者、周辺の方の合意が得られましたものですから、湊の逢ヶ浜に１基増設したいというものでございます。

次、40、41ページをお願いいたします。

９款教育費でございます。

９款１項２目事務局費でございます。1,137万3,000円をお願いしたいものでございます。

主なものとしましては、工事請負費1,405万2,000円でございます。464事業の中に委託料ということでございますけれども、中央公民館の解体工事設計委託料、これは当初で計上していたものでございますが、何とか自前で庁舎職員で対応できましたもので、その分を減額するというものでございます。工事請負費は、中央公民館解体工事ということで1,405万2,000円をお願いしたいというものでございます。よろしくお願いします。

それから、その下の２項小学校費でございます。小学校費の１学校管理費の523万6,000円でございますが、これは次の中学校の学校管理費等の、行ってこいといいましょうか、人事異動に伴うものでございますが、小学校管理事務のほうをふやしまして、次の中学校管理事務の一般職給を減らしたものでございます。これは人事異動に伴うものでございます。それに伴いまして、片方に臨時職員を配置するというようなところでございます。小学校と中学校が逆になったということで、今回補正をお願いするものであります。

次、42、43ページをごらんください。

５項社会教育費の３目文化財管理費90万2,000円でございます。

これは、主なものは514事業、文化財管理事務の報酬でございます。町史編さん委員の委員報酬と編さんの調査協力謝礼ということでございます。なかなか調査し始めますと、いろいろな資料が出てきますので、それに伴う回数がふえるということで、報酬等を増額をお願いしたいというものでございます。

歳出につきましては、主なものは以上でございますので、48ページをごらんいただきたいと思います。

48ページ以降に給与費明細書がございます。これは、まず特別職でございますが、64万7,000円ふえていますが、今申し上げました町史編さん委員の分の増加分となっておるものでございます。

次のページは一般職給でございます。一般職給につきましては、合計で585万1,000円ふえておりますが、先ほど申し上げましたように防災室で防災室長が１名ふえたということと、特別会計から一般会計へと移ってきたとか、そういった静岡県への派遣から戻ってきたとか、そういった人事異動に伴うものの調整を報告しているものでございます。

それでは、14ページ、歳入について説明をさせていただきます。

14ページにお戻りください。

14ページ、歳入を説明させていただきます。主なものを説明させていただきます。

まず、14款国庫支出金でございます。

１項の国庫負担金でございます。１目民生費国庫負担金663万円でございます。主なものは、障害者自立支援給付費負担金、これは事業の変更、事業上の支出の変更に伴う増でございます。

その下の２項国庫補助金でございます。大きなものは６目農林水産業費国庫補助金でございます。467万8,000円、先ほどの林業体の計画策定に伴うものでございます。国の分、２分の１分の国庫補助金でございます。

その下、15款をお願いいたします。県支出金でございます。

15款１項１目の民生費県負担金でございます。808万1,000円の増でございます。主なものは、右の国保会計保険基盤安定負担金に508万1,000円、障害者自立支援給付費負担金に300万円でございます。

その下の２項の県補助金でございます。２目の民生費県補助金352万円でございます。主なものは、子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業費交付金、これは婚活関係の補助金でございます。

その下の４目農林水産業費県補助金でございますが、243万円、森林整備地域活動支援事業補助金でございます。国とあわせまして、これは県が４分の１の部分でございます。

あと、６目の消防費県補助金でございます。133万3,000円でございます。大規模地震に伴う補助金でございまして、屋外子局に伴う３分の１の補助金でございます。

９目の商工費県補助金が260万円でございます。ジオパーク観光施設整備事業費補助金に260万円でございます。

次のページをごらんください。

19款の繰越金でございます。

19款１項１目繰越金で8,177万5,000円で、前年度繰越金を充当するものであります。

20款の諸収入でございます。

20款４項４目雑入ということで2,484万5,000円をお願いしたいものでございます。主なものは、後期高齢者療養給付費負担金精算金でございます。2,457万5,000円でございます。

21款町債でございます。

町債としまして、土木債、消防債がそれぞれ190万円と330万円ございます。先ほど支出のほうで報告いたしましたように、道路改良ですとか、橋りょうの長寿命化は、これは減でございますが、これはヒアリングの結果、ゼロとなったものでございます。橋梁改良整備事業債（過疎）ということで、これは来宮橋の高欄関係、

それから、その下の消防施設整備事業ですとかにつきましては、入札結果に伴う調整でございます。

それから、003と004の防災対策事業債と緊急防災・減災事業債、これは上の防災対策事業債から有利な緊急防災・減災事業債にかえたものでございます。

詳細につきましては、８ページ、９ページにありますので、後でごらんいただきたいと思います。

12ページ、13ページにお戻りください。

歳出合計であります。補正前の額41億5,975万2,000円、補正額１億4,427万4,000円、計43億402万6,000円でございます。

補正額の財源内訳としましては、国県支出金が3,102万8,000円、地方債が520万円、その他が42万円、一般財源としまして１億762万6,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○４番（谷　　正君）　お伺いしますけれども、予算書の９ページ、地方債の関係で、利率等の関係、それから現状はどうなっているかということと、現在、二、三日前の新聞とかテレ

ビ等で、普通交付税の配給の繰り延べというか、先延ばしという形で、あれは２カ月に一遍でしたか、３カ月に一遍でしたか、支給は。２カ月でしたか。

その中で、市町村を優先的に地方交付税に影響がないように支給するというようなこともあるんですが、先に借り入れのほうで、政府資金は指定利率、それでその他は５％ということでなっていますが、これはほかの地方公共団体の資料を見ますと、政府資金の指定利率は指定利率で、その事業によって当然率が変わってくると思うんですが、南伊豆町は５％で、ほかのところは４％というような数字の公共団体も見受けられるんですが、それがどのようなことということで、現状、南伊豆町はどうなっているかということ。

それから、総務課の関係はそれでいいんですが、もう一つは35ページの観光の関係で、需用費の施設修繕料の先ほど総務課長の説明の中で、ビジターセンターの手すり等の修繕料だよというご説明がありまして、184万4,000円計上されてあります。それから、その下の負担金補助及び交付金の中で、伊豆半島ジオパーク構想推進事業費等補助金420万円とあるんですが、この手すりの所有者というのはどなたですか。伊豆急さんですか、町ですか、県ですかということ。

それから、もう一つは43ページの文化財管理事務、町史編さん委員会委員報酬の関係ですが、これについて町史編さんのいわゆる進捗状況、当然いろいろな資料が出て、解読もなかなか進まないよということで、当然当初よりおくれてくると思うんですが、そういう中での、今の段階ではわからないと思うんですが、どういう形になっているのかということ。

それから、前にもこれはご質問しましたけれども、古文書の所有者のお宅から借りていって返さないというような事例があったものですから、私が聞かれたんですが、そんなもの出す必要ないよというような話をしたことがあるんですが、そういう面について十分気をつけて今回事業を進めているのかということ、その点を各担当でお答え願いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、補正予算書の８ページ、９ページの地方債の補正について説明をさせていただきます。

今、谷議員ご指摘のとおり、政府資金につきましては指定利率でございますが、その他は５％ということで、他の自治体によっては４％というのがございます。

この起債につきましては、地方自治法に基づいて予算書を編成するわけでございまして、この様式自体は地方自治法の施行規則に基づいています。それで、この中身につきましては、はっきり申し上げて任意です。政府指定資金は指定利率ということで、ちなみに参考に、例

えば地方公共団体金融機構でいきますと0.5％、これは緊急防災の関係でございますが、あと例えば過疎になると0.7％だとか、かん水・下水になると1.5％だとか、臨財債になると0.7％だとかということで、これは政府資金ですので指定金利ということでございますが、その他は5.0％以内という表現でどこでもいっていると思います。

ちなみに、近隣でいきますと、下田市ですとか、一組の消防組合は４％でございます。それで、東から西までの町は本町を含めて５％ということで、おおむね大枠、限度枠を定めたというような解釈でよろしいかと思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　その関係で、ごく一般的に民間の企業に当てはめますと、金利が高いやつは財政的にちょっとおかしいよと。ということになりますと、一般的には、下田市さんに悪いんですが、下田市さんのほうが南伊豆町よりは財政的には悪いという風評の中で、言い過ぎかもしれないですけれども、いわゆる下田市が４％で南伊豆町が５％ということになりますと、南伊豆町のほうが信用ないのかという考えも出てくるんですが、そこはそれとして、今の総務課長の答弁で結構です。

次の交付税のほうお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　先ほどの交付税の話でございますが、新聞等で大きく取り上げられまして、通常、事業の前倒しというのがあるんですが、交付税は後倒しだというようなことで、市中金融機関も交付税が１兆円単位で全国で動きますので、資金不足に陥る可能性があるということで、日銀のオペレーション介入ということで１億数千万円ですか、動くというようなニュースもありました。

特に財政力の弱い市町村につきましては、遅配はやらないよというようなことなんですが、ただ県としましても、100万円、200万円のお金ではないものですから、莫大な金が動く中で、当然県に遅配がすれば、県も資金手当てをしなければならない、借り入れを起こさなければならない。それによって、市町への補助金もおくれる可能性もあるということで、ちょっとまだ具体的な影響がなかなか見えにくいところでございますが、最悪そういった資金が我が町に遅配が起きても、未来永劫遅配ということはないと思いますので、会計と連絡をとりながら資金の供給については調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　ジオパークの手すりの関係ですけれども、所有者ということですけれども、所有者については伊豆急さんと認識しています。伊豆急さんから私どものほうでお借りをしているので、その中の一部という形で、危ないということで今回手すりを直させていただくということです。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　そうしますと、いわゆる民間の施設に対して公金を、いわゆる修繕料で出資していいのかという問題が出てくるんですが、民間の所有の場合、下にある補助金等があるものですから、そちらのほうが適当じゃないかなとはちょっと感じたんですが、その辺の考えをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　下のバイオパークのトイレ等の先ほどの説明の分につきましては、私ども町で借りて観光協会にお願いしているという部分で、その中にトイレということだったので、補助金という形で計上させていただいて、今言った手すりのほうにつきましては総体的に町が借りている部分ということで、町のほうで処理というふうに考えて計上させていただきました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　そうしますと、お借りしていれば、民間所有でも直接支出しても構わないということでよろしいですか。これは総務課長のほうがお詳しいと思うんですが。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

小規模修繕で現状維持という解釈でよろしいかと思います。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

それと、発言者はマイクのランプの点灯を確認してから発言してください。よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいですか、谷さん。文化財のほうへ。

文化財の進捗状況等、教育長。

○教育長（小澤義一君）　ただいまご指摘ありましたが、まず文化財関係の進捗状況の編さん委員のほうですが、昨年から寺院調査を悉皆で行いました。現在は、それを残ったのをもう一回再調査をしながら、本年度中にできれば文化財の寺院に関する部門だけを冊子としてまとめる方向で今動いております。そのためには、史実はやはり大事ですもので、再々調査と

いうことも本当に大事になって、それをやりながら今まとめている段階です。

あわせて、この経費などにも報酬が追加されたわけですが、仏像に関しましては上原仏教美術館の学芸員、上原学芸員と桜井学芸員、この方々にも入っていただいて、南伊豆町の寺院の仏像あるいは仏画、これがまだ調べられていなかったもので、この際に徹底してやってもらっています。その中でもいろいろ平安後期から室町の珍しいものが幾つか見られるというお答えもいただいて、これも報告の中にまとめていく文化財になる可能性が大いにあるものが幾つか出てきました。

そういう進捗状況で今目下進めている段階です。

次に、古文書の今言ったお借りしておきながら返却していないではないかというご指摘、まさに私も伺っております。昨年からことしに特に、これについては借用書、それから確かに返却しましたと現物、それがるるわかるような期間まで示して、その処理ができて、それで動いております。

目下、現地へ行って現地でお借りするのを原則にしておりますもので、特別にお借りして調べなければならないもの、これについては今言ったような、絶対にそういうことがあってはならないわけであって、持ち主に対してこれは失礼のないように今書類関係でちゃんと借りたものはお届けしているという形で動いておりますので、ご安心ください。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　今教育長から答弁いただいたんですが、私も実は関係するものを、県の埋蔵文化財研究所へお貸ししたら、半年のやつが１年半だか、２年間返ってこなかったんですが、それは借用書等をいただいたものですから返ってきたんですが、ぜひそれは所有者に不信感を与えると、そのケースの場合、何か売り払ったとかというようなよからぬうわさも出ているものですから、それはぜひ今回の調査の中で間違いのないようにお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　質問いたします。

予算書の34ページでございますけれども、商工振興費、今回の町長の行政報告でもございましたけれども、プレミアム商品券事業、これについての１万円で5,000組つくるという話でございますけれども、この効果、前回の効果を踏まえて今回もやるわけですけれども、ど

のような効果を見込んでおられるのか、担当課としてはどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　昨年度もこういうような形でプレミアム商品券を発行させていただきました。それなりの成果は出たというふうに認識をしておりますし、景気がよくなってきているとはいいながら、まだまだ景気もよくなっていないのが現状でございます。そういうふうな形で、昨年度以上にそういった活性化が図れればいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　大変いい考えではございますけれども、１つ提案がございますけれども、よその市町村でやはり今度プレミアム商品券を出すんだけれども、量販店の使える券と一般商店でなければ使えないという券と分けて出すという市町村もあると聞いております。量販店の券については一般商店でも使えるけれども、一般商店のものでしか使えないものについては量販店では使えないという、そういうようなプレミアム商品券を伊豆市だったか、どこだか忘れましたけれども、つい最近の新聞等での記事でも見ておりますが、そのような考え等はあるのかないのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　今初めてそういうご意見をお聞きいたしましたので、検討もまだしておりませんけれども、そういうところがあれば、商工会ともまた相談をいたしまして、調査をしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかには。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　１点お聞きします。

ページ41の中央公民館解体工事、先ほど設置条例、それから管理条例、これが廃止案については全員で可決したんですけれども、この条例が可決された後というのは行政財産から普通財産になると思うんです。その辺、それをこの教育委員会のほうの予算に計上してやるということでいいのか、この辺の考え、もうこの条例が廃止になったわけでしょう。そうすると、当然普通財産になって、そして告示か何かするわけ、そういう手続は必要ないでしたか。

たしかそうやって、その後解体ということになると、普通財産になったものを教育委員会の予算で施工するというのは、ちょっと何かそぐわないような気がするので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　まだそういった手続をしていませんので、条例も当然今回の審議でございましたので、教育委員会の９款へと計上させていただいたところでございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　その辺、総務課長の言うこともわかります。ぜひその辺、検討してみてください。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　産業観光の課長に１点お聞きいたします。

今、前の同僚議員がジオパークの件でちょっと話をしましたけれども、ジオパークに認定されたところは南伊豆町にあるのかないのか、何カ所あるのか、それから認定されない場合は候補と候補地として何点ぐらい、どこがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、まだわからないのかな。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　８サイトです。

○９番（齋藤　要君）　そんなにたくさんあるのか。

○議長（梅本和熙君）　挙手お願いいたします。

齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　課長、そんなにたくさんあるの。どこらがあるのかな。調べるところが。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　天神蛇石、それが１カ所、妻良・子浦、それと波勝崎、奥石廊崎、石廊崎池の原、それから石廊崎の断層、それから弓ケ浜、下賀茂温泉でございます。

以上の８カ所です。

○議長（梅本和熙君）　齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　大体わかりましたけれども、海岸を見るのに船で行かなければ見られないところがあるものですから、そういうところが多いと、また船で行くようになると、海、

天候に結構左右されるものですから、観光的にはどうもちょっとあれではないのかなと、歩いていったりとか、車で行けるところなら大変よいと思いますけれども、海へ行かなければならない、歩いて車で行けないところになると、なかなか大変だなと思いますものですから、今ちょっとお尋ねしたところでございます。

また、はっきりしたところがわかりましたら教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか、答弁。答弁しますか。

副町長。

○副町長（渥美幸博君）　ただいまの件でございますけれども、観光協会のほうで海からのジオということで、漁船を使ってお客様に見ていただけるような手法ができないかと検討している最中でございます。またはっきりすれば、観光協会のほうから私どものほうに情報が入ることになっております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　先ほど谷議員のほうから文化財の件でご質問がありましたけれども、本当に教育長、見落としのないような形で私は各地区、旧６カ村を回って調査していただきたいなということを要望しておきます。

そして、もう１点は、この下賀茂遺跡が文化財の１つに入ってくると思いますけれども、これが私どもはまだ見たことがないんですけれども、前回も町長のほうに聞いてみたんですけれども、由比のほうに預けてある文化財、それは教育長は見たことがあるのかないのかわかりませんけれども、私どもは見たことがない。町長もまだ見たことがないということなものですから、この辺をもう一度、我々も見に行きたいものですから、こういう文化財の管理費の中にこういったことを、いずれにしても次回のときにはそういうものを盛り込んだ中のことで目を通してきてみたいなというような気がするものですから、この辺を教育長と町長にちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　恐らく日詰遺跡のことだろうと思います。これについては、議員もご案内かもしれませんが、県のほうへ重要なものはいって保管されていると。それ以外の幾

つかのものがそちらの別館にございます。私も見てまいりました。本当に貴重なものもあるんです、まだほかにいっぱい入ったものも。

ただ、あれが今ご指摘のように、一般の方々に知られていないと、知られていない、どういうものがあるか。かろうじて、そこの湯の花会館のほうで幾つか展示されている。これは別のあれでやっているようです。

そういうことですもので、今のお話はまた十分こちらで検討してまいりたいと思いますので、そういうことで日詰遺跡のほうの文化財のほうも検討してまいりたいと思いますので、進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

県で保管していただいている日詰遺跡が前は由比にあったようですけれども、今は大仁高校に移ったそうです。ですので、これをまた見るとなると、それなりに県のほうにお願いをしたりしてということになりますので、その辺は果たして我々が行ってすぐ見られるのか見られないのか、どういう保管がされているかわかりませんので、調査してみます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　本当に話は貴重なものがあるんだというような話なものですから、ぜひ私たちも目を通しておきたいなというふうに思いますので、このことは前向きでお願いをしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　県へ預けてある重要文化財が由比だというものですから、私は由比に友人がいるものですから、ちょっと一緒に行って見せてもらおうかなと思ったら、何だか由比にはそんなものはないよと言われまして、今町長が言ったように大仁のほうへ直ったようで、空振りをくいました。残念でした。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　補正の21ページの婚活事業委託料の事業の大体の概要がわかれば教えていただきたいということと、31ページの森林整備地域活動支援推進事業補助金、これは林業体ということですが、172ヘクタールの広大な整備、これは林業体が幾つなのか、ある

いは１つでこれだけなのかという、これについてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

婚活事業でありますけれども、この事業は静岡県が少子化対策としてつくりました子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業というものでございます。補助が10分の10ということで、それで300万円が限度額になっております。それで、健康福祉課のほうの事業とセットで行うものであります。

一言で言えば、いわゆる婚活パーティーというものを町内でもって実施いたしまして、それから町内の観光をしていただきまして、いわゆる婚活の環境づくりでありますとか、子育ての支援活動というものを実施するというものでございます。

今現在といいますか、考えておりますのが、男性と女性それぞれ30名ぐらいを対象に応募しようかというふうに思っております。交通費でありますだとか、宿泊費のいわゆる補助といいますか、そういったものあるいは広告の宣伝費、そういったものでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　事業体ですけれども、３事業体です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　清水。

38ページの災害対策についてお伺いいたします。

委託料としてハザードマップ作成ということで、妻良港と手石港のところのハザードマップが国の県の分だからできなかったと、町の分にはできていて公表しているけれども、手石港と妻良港についてはまだ公表ができていなかったという話でございますけれども、いつごろこれは公表してまいるのか、その公表したものをどのように活用していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをします。

現状でごらんになったかと思いますけれども、現状こういうふうな形で各町内の漁港についてのハザードマップというものができてございます。ですから、こういう形のものが、所

管が違っていたというところもございますし、予算的に対応ができなかったということがございましたので、残った部分といいますか、子浦、妻良、吉田、それから湊、手石と、こちらも同様なものを作成をしたいということでございます。

また、これにつきましても、現行のものにつきましても今回の８月29日の南海トラフの発表を受けまして、浸水域であるとか、そういうものも含めた中で、あるいは避難地でございますとか、そういうものを処理をして各地区にお配りをしたいというようなことでございます。活用方法としては、ハザードマップということでお配りをしたいということでございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　つくってくれることは大変いいことなんですけれども、いつごろまでにつくって配布とか、公表をしていく予定なのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　今回の議会で予算のほうの計上をさせていただきましたので、これでご理解をいただければ、早速着手をさせていただきまして、年度内にはお配りをするように努力といいますか、年度内には完成をさせたいということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者……

〔発言する者あり〕

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　まずは反対討論。

○議長（梅本和熙君）　反対討論で結構です。

○６番（稲葉勝男君）　この９月補正に対する反対の意見を述べさせていただきます。

私は当初予算のとき、中央公民館の解体に対する設計委託には賛成いたしました。しかし、その後、地域の皆さん、それから福祉関係の皆さん、町民の多くの皆さんのいろいろなご意見を伺ったところ、今回これから申し上げる理由により反対させていただきます。

本町の高齢化率も平成23年には36.3％、平成24年から平成26年にかけて年々増加し、平成26年には41.6％という推計も出ております。このように人口減、少子高齢化がますます進む中、今後必要不可欠な施設として仮称保健福祉センターと、そして社会福祉協議会の充実をすることが必要だと確信しております。

過去に保健福祉センター建設が本町に必要不可欠な施設であることと町社会福祉協議会、身障者福祉会、老人会等からの強い要望を受け、事業費３億5,400万円、国庫補助金9,000万円、起債がその当時約２億4,000万円、そして町費2,490万円という財源を確保し、２年計画で施工する予定でありましたが、鈴木町長も当時議員だったのでご承知のことと思いますが、財政事情が厳しいを理由に議会が否決し、断念した経緯もあります。

その後、鈴木町長は町長選挙の公約で、当時町が国より購入してあった旧厚生省薬用植物試験場の施設を活用して、保健福祉センターを建設するんだということでございましたが、検討した結果、転用というか、活用することは不可能だという結論を出して、その後、保健福祉センターについては中央公民館だとか、そういう現有施設を利用して、今後は財政面の上からも検討していくと言われましたが、いまだ検討さえされていない状態でございます。

第５次総合計画では、保健福祉活動の拠点の整備とし、保健福祉活動の機能を有した拠点を本庁舎建設にあわせて整備します。また、社会福祉協議会の活動拠点の機能強化を図ることを掲げておりますが、残念ながら、これも実行されておりません。武道館に間借りしている社会福祉協議会事務所は、狭い上に相談室もないなど、利用される皆さんから不満の声も上がっております。

今後、保健福祉センターを新設するとなれば、３億円から４億円の事業費を見込まなければならないと思います。平成16年当時は国庫補助もありましたが、現在では補助制度も打ち切られ、財政上非常に厳しいと感じられます。

今後、本町に不可欠であると認められている保健福祉センター、社会福祉協議会の機能充実のため、設置計画のない現状で耐震性が劣るし、代替施設の湯けむりホールができたので取り壊すという中央公民館を、耐震補強に１億円かければ機能を維持できるという結果も出

ておりますので、取り壊すことより有効活用することが、住民福祉の上からも、また厳しい財政上からも得策と思うので、取り壊しが計上されている本補正予算に反対の意を示すものであります。

また、町財産及び施設有効活用の委員会等に、できるだけ町当局だけではなくて、住民の意見を広く反映させるため、住民を採用することをまたここで希望し、反対意見といたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第68号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第69号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第69号の提案理由を申し上げます。

本案は、本算定実施による保険税の調整並びに医療費の動向を勘案した保険給付費の調整が主な内容となっております。

歳入については、国民健康保険税を減額し、国庫支出金等を増額するものであります。

また、歳出については、保険給付費等を増額し、介護納付金等を減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,947万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億2,681万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　大年清一君登壇〕

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第69号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

14、15ページをごらんください。

２款１項１目一般被保険者療養給付費でございますが、1,950万円を増額し、７億6,800万円としたいものであります。

内容につきましては、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者療養給付費につきまして、直近の給付実績に基づき年間の給付費を推計し、1,950万円の増額をお願いするものでございます。

次に、２目退職被保険者等療養給付費は980万円増額し、１億1,880万円としたいもので、内容は19節の負担金、補助及び交付金の退職被保険者等療養給付費につきまして、これも直近の給付実績に基づき年間の給付費を推計し、増額をお願いするものでございます。

次に、２項の高額療養費でありますけれども、１目一般被保険者高額療養費につきまして1,170万円、２目退職被保険者等高額療養費につきましては330万円、これも直近の給付実績に基づきまして年間の給付費を推計し、19節の負担金、補助及び交付金の増額をお願いするものでございます。

次に、少し飛びまして、24、25ページをお願いいたします。

11款１項３目償還金でございますけれども、23節償還金、利子及び割引料の療養給付費等負担金償還金を1,333万1,000円、療養給付費交付金償還金を112万1,000円、出産育児一時金補助金償還金を４万円それぞれ増額するもので、これは前年度における超過受け入れ額を返還するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10、11ページをお開きください。

１款１項国民健康保険税でありますけれども、１目一般被保険者国民健康保険税を1,331万3,000円減額、２目の退職被保険者等国民健康保険税を611万3,000円減額したいものであります。

内訳でございますけれども、一般、退職とも、７月に実施いたしました本算定により額の調整を図るもので、一般分の１節療養給付分現年課税分から退職分の３節介護納付分現年課税分までそれぞれ記載の金額を減額もしくは増額するものでございます。

３款１項１目療養給付費等負担金でございますけれども、601万8,000円を増額し、２億6,050万5,000円としたいものであります。

内容につきましては、１節の現年度分の増額でありまして、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

２項１目財政調整交付金でございますけれども、1,049万円増額し、7,870万9,000円としたいもので、普通調整交付金の増額でございます。

４款１項１目療養給付費交付金でございますけれども、2,408万7,000円を増額し、１億5,536万7,000円としたいもので、１節現年度分、退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

５款１項１目前期高齢者交付金でございますけれども、337万円を増額し、２億7,071万2,000円としたいものであり、１節現年度分でございます。

次のページをお願いいたします。

６款の県支出金でございますけれども、１項２目特定健康診査等負担金を47万7,000円増額、２項１目財政調整交付金を655万4,000円増額するもので、１節普通調整交付金を135万4,000円、２節特別調整交付金が520万円でございます。

10款１項１目一般会計繰入金でございますけれども、761万5,000円を増額し、１億1,789万5,000円としたいもので、これは保険基盤安定繰入金でございます。

それから、11款１項の繰越金でございますけれども、１目１節の療養給付費交付金繰越金の前年度療養給付費交付金繰越金を112万1,000円、２目１節その他繰越金の前年度その他繰越金を1,869万4,000円それぞれ増額するものです。

８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額14億6,734万1,000円、補正額5,947万7,000円、計15億2,681万8,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金2,378万円、

その他2,745万7,000円、一般財源824万円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第69号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第70号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第70号の提案理由を申し上げます。

本案は、本算定実施による保険料の調整並びに広域連合納付金の調整が主な内容となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料等を減額し、繰越金等を増額するものであります。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、諸支出金を増額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ373万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億1,078万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　大年清一君登壇〕

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第70号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをごらんください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担起因を486万円、事務費負担金を15万5,000円、計501万5,000円を概算交付額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

14、15ページをお願いします。

３款２項１目一般会計繰出金でございますけれども、127万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10、11ページをお開きください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料を569万4,000円減額するもので、内容は本算定の実施により１節の現年分保険料の特別徴収保険料を440万8,000円、普通調整保険料を128万6,000円それぞれ減額するものでございます。

４款１項１目事務費繰入金でございますけれども、広域連合からの本年度の事務費繰入金が確定したため、19万円を減額するものでございます。

５款１項１目繰越金ですが、１節繰越金の前年度繰越金を86万9,000円増額するものであります。

６款４項１目雑入でありますけれども、前年度の事務費負担金精算額を127万7,000円増額するものであります。これは先ほど説明しました歳出の一般会計繰出金に対応するものでございます。

８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額１億1,452万6,000円、補正額マイナス373万8,000円、計１億1,078万8,000円、補正額の財源内訳ですけれども、一般財源マイナス373万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第70号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第71号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第71号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億8,434万円とするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道建設事業を17万9,000円、下水道施設管理事業を165万5,000円増額するものであります。

なお、これらの歳出に対応する財源として、一般会計繰入金を200万8,000円追加するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第71号の内容についてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

補正予算の歳出からご説明いたします。

１款下水道費、１項１目公共下水道建設費を17万9,000円増額し、２億1,399万8,000円としたいもので、800公共下水道建設事業の３節職員手当は、人事異動により扶養手当を３万3,000円、通勤手当を２万6,000円、児童手当を６万円増額したいものです。

14節使用料及び賃借料は、複写機の使用料を６万円増額したいものです。

次に、14ページをお開きください。

２款業務費、１項１目総務管理費を５万4,000円増額し、1,515万1,000円としたいもので、801事業、下水道総務事務の３節職員手当のうち、扶養手当を５万4,000円増額したいものです。

２項１目管渠費を12万円増額し、343万5,000円としたいもので、804事業、下水道管渠維持管理事業の11節需用費のうち、光熱水費を12万円増額したいものです。これはマンホールポンプの電気料金値上げに伴うものでございます。

２項２目処理場ポンプ場費を165万5,000円増額したいもので、805事業、公共下水道施設管理事業の11節需用費のうち、高熱スイッヒを50万5,000円増額したいものです。これは処理場及び湊ポンプ場の電気料金値上げに伴うものでございます。

また、今後の修繕見込みとして、修繕料を100万円増額したいものでございます。

13節委託料は、水質汚濁防止法の改正に伴い、水質検査項目が増となるため、15万円増額したいものです。

次に、10ページの歳入でございます。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金を200万8,000円増額し、１億6,681万5,000円としたいもので、１節一般会計繰入金の建設費繰り入れを17万9,000円、公債費等繰り入れを182万9,000円増額したいものです。

次に、８ページの歳出合計でございます。

補正前の額３億8,233万2,000円に補正額200万8,000円を増額し、合計３億8,434万円としたいものでございます。財源内訳としまして、特定財源のその他を17万9,000円、一般財源を182万9,000円増額したいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第71号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第72号　平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第72号の提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち、営業外収益を44万4,000円増額、営業費用を10万9,000円増額、営業外費用を47万6,000円減額し、水道事業収益を２億6,248万4,000円、水道事業費用を２億7,145万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出予算のうち、建設改良費を1,000万円増額し、資本的支出を２億1,639万3,000円とするものです。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第72号の内容についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

１款水道事業収益を44万4,000円増額し、２億6,248万4,000円とするものでございます。

内訳としまして、２項営業外収益、４目他会計補助金を44万4,000円増額し、333万2,000円としたいものです。これは児童手当から子ども手当に制度が変わったことによる一般会計からの繰り出し基準変更に伴う増額でございます。

次に、14ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を36万7,000円減額し、２億7,145万5,000円とするものでございます。

内訳としまして、１項営業費用、３目総係費を３万6,000円増額し、4,022万3,000円とするものです。これは職員の昇格に伴い、職員給与費を３万6,000円増額するものでございます。

４目簡易水道等費を７万3,000円増額し、4,236万4,000円とするものです。これも扶養手当の職員給与費を７万3,000円増額するものでございます。

２項営業外費用、３目消費税を47万6,000円減額し、307万6,000円とするものでございます。これは資本的支出の増額補正に伴う減額でございます。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

１款資本的支出を1,000万円増額し、２億1,639万3,000円とするものです。

内訳といたしまして、１項建設改良費、１目水道施設改良費を1,000万円増額するもので、今年度、水道施設の老朽化等に伴う機器の故障が多く、工事請負費のうち機械及び装置を交換する費用を増額するものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　14ページでちょっとお伺いいたします。

この営業外費用の消費税ということでございますけれども、今ちょっと聞いていてよくわからなかったんですけれども、これは事業を行わない予定になったから、約1,000万円分の消費税ということ、四十何万円ということは、1,000万円近いものなんですけれども、その消費税を払う必要がなくなったのか、それとも収入として水道売り上げ、給水したことによって1,000万円ぐらいの水道収入が少なくなるから、消費税が約50万円近く払う必要がなくなったという解釈なのか、どちらなのかをお教え願います。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えいたします。

消費税につきましては、資本的支出のほうで1,000万円増額いたしました。それに伴う消費税を払わなくていいといったらおかしいんですけれども、それの仕入れ課税の部分がございますので、その分を払わなくていいもので、それを減額させていただきました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　だから、消費税の科目が２つあって、それを入れかえたからということなんでしょうか。それとも、資本的ということは工事を行う行わないという形なのか、どちらなのかを聞きたいんです。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　工事を行って、それに伴う消費税を払います。よって、収入のほうはその分ありませんので、払うほうで消費税を仕入れ課税ということで減額させてもらいました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに質疑は。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　15ページでございます。

工事請負費の1,000万円、これもう少し明細を教えていただけないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えいたします。

今後の予定としましては、浄水場監視操作設備の無停電装置、これの交換、これが約330万円ぐらい、それから監視用パソコンの部品取りかえ、これは今使っているパソコンのふぐあい及び今使っているパソコンの取りかえ部品が平成25年、来年７月に部品供給の打ち切りがあるということで、これに備えるための費用ということで250万円、それから手石の大京の別荘地の中にあります非常用発電機、これの充電器とバッテリー取りかえ、現在故障していて動かないような状況になっております。

それから、予備としまして、その他ポンプ取りかえ等で300万円程度を予定しております。合計で1,000万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　申しわけございません、今ちょっと聞きそびれてしまったかもしれないんですが、その別荘地の補充用のバッテリーですか、そのところは幾らかかっているんですか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　概算110万円でございます。すみません。

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第72号　平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり、賛成

の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第73号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度は、第５次南伊豆町総合計画及び過疎自立促進計画等を、整合性を図りつつ事業を推進するとともに、昨年３月11日に発生しました東日本大震災を教訓とした防災対策や風評被害等に伴う経済対策などを実施をいたしました。

平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額57億1,912万9,801円、歳出総額53億5,753万2,821円で、歳入歳出差引残額３億6,159万6,980円となり、事故繰越額402万2,250円を差し引いた実質収支額は３億5,757万4,730円となりました。これを平成22年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては３億8,965万4,388円で7.3％の増、歳出につきましては10億7,693万6,523円で25.2％の増となりました。

主要な事業といたしまして、自立のまちづくりに向け、今後一層厳しさを増す財政状況にかんがみ、歳出削減に努めつつ、基金等を活用し、長年の懸案事項でありました役場庁舎及び認定こども園が完成いたしました。また、各種防災対策の推進や経済対策として、利子補給やプレミアム商品券の発行補助などを実施し、さらに新たなイベントとしてオープンウオータースイムレースの開催支援及び広告宣伝等を実施してまいりました。

加えて、第５次南伊豆町総合計画等に基づく事業や、今後予想される地方分権に伴う各種

事業などを見据え、１億5,000万円の財政調整基金及び１億円の公共施設整備基金を積み増すなど、財政の強化及び健全化に努めました。

詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉幸雄監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　監査委員の渡邉でございます。

監査結果を報告いたします。

平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第１　審査の概要。

１　審査の対象。

平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

２　審査の期間。

平成24年７月18日から平成24年８月17日。

３　審査の方法等。

（１）南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。

（２）南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項明細書。

（３）財産に関する調書。

（４）主要施策の成果を説明する書類。

（５）その他説明のために提出された関係書類。

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調整されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか審査を実施した。

第２　審査の結果。

平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

１　一般会計決算及び財政状況。

（１）一般会計決算収支及び概況、別表１をごらんください。

歳入については、57億1,913万円で前年度比３億8,965万5,000円、7.3％の増加であった。

歳出についても、53億5,753万3,000円で前年度比10億7,693万7,000円、25.2％の増加となった。

また、実質収支は３億5,757万5,000円で実質単年度収支は、１億7,134万2,000円となり黒字となった。

（２）歳入決算状況。

一般会計の款別決算額は別表２のとおりである。総額は57億1,913万円で増加した。増減の大きいものは、繰越金７億4,134万7,000円の増加、繰入金４億3,058万3,000円の減少である。

①町税。

町税全体の決算額は10億2,391万1,000円で前年度と比較すると9,839万1,000円増加した。

増加したものは、固定資産税１億662万1,000円、町たばこ税735万9,000円、入湯税413万1,000円である。

減少したものは、町民税1,958万9,000円、軽自動車税13万1,000円である。

町税の収入状況は別表３のとおりである。

町税全体の収納率は、89.17％で前年度（86.50％）より2.67ポイント上がっている。

②町税を除くその他の収入。

別表２により前年度と比較してみると、科目別で増加している主なものは、繰越金７億4,134万7,000円、町債１億6,800万円等である。

減少している主なものは、繰入金４億3,058万3,000円、地方交付税１億2,034万円、国庫支出金3,878万9,000円等である。

（３）歳出決算状況。

一般会計歳出の款別決算額は別表４のとおりである。

予算現額55億4,522万4,000円に対し支出済額53億5,753万3,000円で、執行率は96.62％であった。

決算額を前年度と比較してみると、平成23年度は10億7,693万7,000円の増加となった。増加した主なものは総務費６億8,803万5,000円、民生費３億5,709万3,000円、消防費6,416万円、農林水産業費4,587万7,000円である。

減少した主なものは、土木費4,100万円、公債費2,195万3,000円、災害復旧費2,044万

9,000円である。

（４）財政構造。

財政構造については、地方財政状況調査表（普通会計決算）に従って分析的に考察すればおおむね次のとおりである。

①歳入の構成。

自主財源と依存財源に区別し、年度別に比較すると次表のとおりである。

自主財源と依存財源の構成割合は43.5対56.5となっており、自主財源の占める構成比率は、前年度と比較すると4.5％増加している。

経常的収入と臨時的収入。

経常的収入と臨時的収入の構成割合は63.6対36.4となっており、前年度と比較すると経常的収入が5.3ポイント減少している。

②歳出の構成。

歳出決算額を性質別に区別し、前年度と比較すると次表のとおりである。

義務的経費17億854万4,000円は前年度と比べ4,599万6,000円で、2.62ポイント減少となった。

歳出総額に占める割合は31.9％で、前年度より9.1ポイント減少している。

投資的経費14億4,928万3,000円は前年度に比べ８億6,015万9,000円で、46.0ポイントの増加となっている。

その他の経費21億9,970万6,000円は前年度と比べ２億6,277万4,000円で、13.57ポイントの増加となっており、これらの経費に充当された経常経費充当一般財源26億1,430万1,000円は、前年度に比べ１億1,851万1,000円で4.33ポイントの減少となった。

（５）財政構造の弾力性、財政分析指標です。

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら、経済変動や町民の要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。当町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりである。

財政分析指標の状況。

１つ目が、財政力指数。

自治体が標準的な行政活動を行うのに最低限必要な自前の収入の割合である。

「１」を超えるほど財政力が強く、財源に余裕がある。

当町の財政力指数は平成23年度0.31で前年度と同率である。平成22年度県平均は0.86、郡

平均は0.44です。

町税等の収入が増加したが、指数が変動するほどの増加にはならなかった。

次に、実質収支比率。

財政運営の健全性を判断するために用いられているもので、決算剰余または欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね３ないし５％が望ましいと考えられている。

当町の実質収支比率は平成23年度10.8％で前年度より1.0ポイント上がり少し悪化している。平成22年度県平均は7.0％、郡平均は6.8％です。

次に、経常収支比率。

財政構造の弾力性（経常一般財源に余裕があるか）を判断するために用いられる指標で、町村にあっては75％を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。

当町の経常収支比率は、平成23年度79.6％、前年度より2.5ポイント下がり少し改善された。平成22年度県平均は82.2％、郡平均は80.8％です。

次に、基金残高比率。

すべての基金残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。

当町の基金残高比率は平成23年度36.9％で前年度より2.7ポイント上がった。平成22年度県平均は25.9％、郡平均は48.5％です。

公債費負担比率。

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって公債費の財政負担の状況を把握しようとするものである。

当町の公債費負担比率は、平成23年度10.9％で前年度より1.1ポイント下がり改善されている。平成22年度県平均は13.8％、郡平均13.3％です。

（６）町債の状況。

町債は、平成19年度末50億7,224万円、平成20年度末49億3,846万3,000円、平成21年度末47億2,033万6,000円、平成22年度末44億4,453万3,000円、平成23年度末43億5,214万2,000円で年々減少している。

第３　財産の概要。

１　公有財産の状況。

行政財産、土地28万3,023平方メートル、建物４万2,649平方メートル。普通財産、山林288万2,745平方メートル、その他21万2,168平方メートル、建物1,442平方メートル。山林、所有239万6,116平方メートル、分収87万269平方メートル。物件、温泉権16.5平方メートル。

有価証券、伊豆急ケーブルネットワーク50万円。出資による権利、静岡県道路公社出資金外20件7,151万7,000円。

物品の状況。

取得価格50万円以上の物品は、平成23年度末現在346点であった。

３　基金の状況。

基金の状況は別表５のとおりである。

平成23年度末で基金の残高は12億2,748万4,000円である。

平成23年度福祉振興基金は認定こども園工事費として、２億75万6,000円の取り崩しがあった。

一方財政基盤の安定化等を図るため、財政調整基金として１億5,000万円、南伊豆町公共施設整備基金条例に基づく公共施設整備基金として１億円をそれぞれ積み立てた。

４　資金事情。

過去には年度末になると一時的に資金不足となり、基金から一時借り入れ等をし、やりくりをしてきたが、平成23年度もその必要はなかった。

また、歳計現金の運用等により、19万205円の利息収入があった。

第４　審査意見。

１　一般会計決算収支について。

形式的収支は３億6,159万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は３億5,757万5,000円となった。なお、実質収支から前年度の実質収支を控除した単年度収支額は2,134万2,000円となり、これに財政調整基金へ１億5,000万円の積み増しがあり、実質単年度収支では、１億7,134万2,000円となった。

庁舎建設や認定こども園建設事業等近年にない大型事業を執行し決算は53億を超えたが、手がたい運用により基金の積み立てもできた。

２　一般会計歳入について。

町税については、前年を上回り10億2,391万1,000円となったことは画期的なことである。

増加した主な原因は、風力発電による固定資産税の増加である。その他、町たばこ税、入湯税も微増となった。

しかし、町民税は減少し、その他各種交付金もほとんど減少している。

特に自主財源がふえたことにより、地方交付税を減額されるのはいたし方ないと考えるが、残念なことである。

町税全体の収納率は89.17％で前年より、2.67ポイント改善されたが、ほとんどの市町が90％を超えているので、収納率の向上には今後とも努力されたい。当町は平成10年度県内35市町中38位の収納率であります。

歳入が前年歳入と比較し多くなった主な原因は庁舎建設に伴う繰越金の増加等である。

３　一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成23年度は10億7,693万7,000円の増加となった。

増加した主な原因は総務費の庁舎建設、民生費の認定こども園建設に伴うものである。

さらに性質別に前年度と比較してみると、別表６のとおりである。

扶助費は増加しているが、義務的経費である人件費、公債費は減少している。

４　財政分析。

財政力指数は0.31と相変わらず低い。自主財源がふえたので少しは改善されるかと思ったが、財政力指数は単年度財政力指数の３年間の平均値で算出するので、この程度の増加率では数値は変わらない。

経常収支比率は80％を下回り79.6％となったが、これは大型公共事業の繰入金、繰越金によるところが大きい。

基金残高比率は、今後積み増しを続ければ40％台に回復する。

全体的には、おおむね良好である。

５　公有財産について。

新築移転等により不要となった施設については、当面解体工事をするものが多いと思われるが、有効活用について町有施設跡地利用検討委員会等で検討されたい。

６　町債について。

年々減少してきており、一般会計残高は43億5,214万2,000円となった。大型事業も一区切りつき、当面は「借入額は償還額以内」を原則進めれば健全財政が確保できる。

７　基金について。

平成23年度は公共整備基金が１億円積み立てられた。

今後も計画的に積み増しをし、将来公共施設の整備のために活用されたい。また、財政基盤の安定化を図る財政調整基金は１億5,000万円の積み立てがされ、残高は９億7,171万9,000円となった。常に10億円以上の財政調整基金があれば財政運営は安心である。

第５　むすびに。

平成23年度は東日本大震災の発生により、観光客の激減、景気の低迷等、町のあらゆる分

野へ影響が出てきている。

そのような中でもかねてより懸案事項であった庁舎建設、認定こども園建設を予定どおり実施できたことは評価できる。

また、健全経営が求められる銀の湯会館及びみなと湯については民間の指定管理となり、サービスの向上、経営の効率化が図られるものと思われる。

当面の課題は「防災まちづくり」である。当町ではいち早くその体制をつくり室長以下３名で取り組まれているので今後その成果が上がることを期待する。

少子高齢化、人口減少は予想以上に早いテンポで進んでいくので、将来を見据えた健全な財政運営を今後も推進するよう一層の努力をされたい。

平成24年８月17日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の１ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

それでは、第１款の町税でございますが、収入済額10億2,391万668円、不納欠損額1,605万9,679円、収入未済額１億834万5,077円となっております。

１項町民税２億9,404万4,380円、317万3,159円、3,036万2,824円。

２項固定資産税６億1,962万8,209円、1,178万1,700円、7,506万5,911円。

３項軽自動車税2,276万5,000円、21万7,000円、179万9,200円。

４項町たばこ税6,082万8,289円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

５項特別土地保有税ゼロ、２万4,400円、47万6,602円。

６項入湯税2,664万4,790円、86万3,420円、64万540円。

２款地方譲与税6,552万9,080円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、11款１項までと14款から19款１項までは収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１項地方揮発油譲与税1,822万6,080円、２項自動車重量譲与税4,730万3,000円。

３款１項利子割交付金233万7,000円。

４款１項配当割交付金142万3,000円。

５款１項株式等譲渡所得割交付金40万6,000円。

６款１項地方消費税交付金8,970万1,000円。

７款１項ゴルフ場利用税交付金1,069万6,000円。

８款１項自動車取得税交付金1,888万1,000円。

９款１項地方特例交付金1,637万2,000円。

10款１項地方交付税21億5,680万9,000円。

11款１項交通安全対策特別交付金87万3,000円。

12款分担金及び負担金4,828万6,011円、不納欠損額ゼロ、収入未済額108万5,500円。１項分担金180万3,034円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

次のページに移りまして、２項負担金4,648万2,977円、不納欠損額ゼロ、収入未済額108万5,500円、これは保育料５人の未納でございます。

13款使用料及び手数料9,052万171円、不納欠損額１万9,000円、収入未済額75万2,850円。１項使用料6,576万9,605円、不納欠損額１万9,000円、収入未済額75万2,850円、これは道路、河川の占用料、町営住宅使用料及び幼稚園使用料の未納でございます。２項手数料2,475万566円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

14款国庫支出金２億5,255万8,438円、１項国庫負担金１億6,519万792円、２項国庫補助金8,711万5,552円、３項委託金25万2,094円。

15款県支出金２億5,670万1,112円、１項県負担金１億187万9,413円、２項県補助金１億2,910万2,955円、３項委託金2,571万8,744円。

16款財産収入400万7,683円、１項財産運用収入388万2,587円、２項財産売払収入12万5,096円。

17款１項寄附金185万4,049円。

18款繰入金２億365万3,882円、１項特別会計繰入金289万7,882円、２項基金繰入金２億75万6,000円、これは福祉振興基金からの繰り入れでございます。

19款１項繰越金10億4,887万9,115円。

20款諸収入6,533万1,592円、不納欠損額ゼロ、収入未済額331万1,464円。１項延滞金、加算金及び過料91万7,092円。２項町預金利子19万205円。３項貸付金元利収入、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。

４項雑入6,422万4,295円、不納欠損額ゼロ、収入未済額1,600円、収入済額の主なものとしまして、17ページに記載されております在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金428万9,000円、市町村振興宝くじ交付金386万9,545円、介護予防サービス計画費収入304万8,520円、後期高齢者健診委託金316万1,430円、後期高齢者療養給付費負担金精算金1,246万5,563円などで、収入未済額につきましては、保育所送迎バス利用料１人の未納でございます。

次の21款１項町債３億6,040万円。

歳入合計は、予算現額55億4,522万4,164円、調定額58億4,870万3,371円、収入済額57億1,912万9,801円、不納欠損額1,607万8,679円、収入未済額１億1,349万4,891円、予算現額と収入済額との比較は１億7,390万5,637円のプラスでございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

３ページをごらんください。

歳出につきましては、支出済額及び翌年度繰越額の欄を説明いたしますが、７款土木費までは翌年度繰越額がありませんので、支出済額の欄のみの説明といたします。

まず、１款１項議会費6,930万1,806円。

２款総務費14億9,833万7,049円、１項総務管理費13億9,241万4,005円、２項徴税費5,270万7,741円、３項戸籍住民基本台帳費2,668万7,938円、４項選挙費1,591万5,753円、５項統計調査費976万6,400円、６項監査委員費84万5,212円。

３款民生費14億2,238万8,920円、１項社会福祉費５億2,572万3,296円、２項児童福祉費７億6,438万2,092円、３項災害救助費3,480円、４項介護保険費１億3,228万52円。

４款衛生費５億2,083万1,435円、１項保健衛生費２億928万6,636円、２項清掃費２億787万67円、３項上水道費3,367万4,732円。

５款農林水産業費１億8,292万718円、１項農業費8,241万9,378円、２項林業費1,409万1,421円、３項水産業費8,640万9,919円。

６款１項商工費１億8,745万3,653円。

７款土木費３億2,786万654円、１項土木管理費5,391万3,525円、２項道路橋梁費１億325万2,663円、３項河川費1,267万428円、４項港湾費305万7,500円、５項都市計画費１億4,750

万5,323円。

次のページをお願いします。

６項住宅費746万1,215円。

８款１項消防費、支出済額２億8,758万3,536円、翌年度繰越額402万2,250円。

次の９款教育費から11款公債費までは支出済額のみの説明とさせていただきます。

９款教育費３億2,568万3,923円、１項教育総務費5,335万7,492円、２項小学校費１億3,028万9,412円、３項中学校費5,332万4,137円、４項幼稚園費2,561万7,001円、５項社会教育費5,710万8,971円、６項保健体育費598万6,910円。

10款災害復旧費539万372円、１項農林水産業施設災害復旧費241万9,200円、２項公共土木施設災害復旧費297万1,172円。

11款１項公債費５億2,978万755円。

12款１項予備費については、支出額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額55億4,522万4,164円、支出済額53億5,753万2,821円、翌年度繰越額402万2,250円、不用額１億8,366万9,093円、予算現額と支出済額との比較は１億8,769万1,343円でございました。歳入歳出差引残額３億6,159万6,980円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。このうち402万2,250円は事故繰越の財源となっており、実質収支額は３億5,757万4,730円でございます。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書、118ページの実質収支に関する調書及び119ページから123ページの財産に関する調書並びに別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第73号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで昼食のため、午後１時30分まで休憩といたします。

休憩　午後　０時０８分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　１時半からの再開を宣言しましたが、訂正し、ただいまから休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午後から、渡邉議員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

◎議第７４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　それでは、議第74号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第74号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度の決算額は、歳入決算額14億9,640万5,645円、歳出決算額14億2,158万9,159円、差引残額7,481万6,486円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、124ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

先ほどの一般会計と同様、朗読説明させていただきます。

１款１項国民健康保険税、収入済額３億910万8,971円、不納欠損額933万3,728円、収入未済額9,877万937円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、収入済額18万100円、以下、収入済額のみの説明となります。

３款国庫支出金３億6,311万7,607円、１項国庫負担金２億8,198万6,995円、２項国庫補助金813万612円。

４款１項療養給付費交付金１億3,249万4,036円。

５款１項前期高齢者交付金２億5,309万7,486円。

６款県支出金7,091万1,004円、１項県負担金903万3,401円、２項県補助金6,187万7,603円。

７款連合会支出金はありませんでした。

８款１項共同事業交付金１億7,090万5,869円。

９款財産収入、１項財産運用収入１万6,193円。

10款繰入金8,044万742円、１項他会計繰入金8,044万742円、２項基金繰入金ゼロ。

11款１項繰越金１億1,493万5,586円。

12款諸収入119万8,051円、１項延滞金及び過料56万5,268円、２項預金利子ゼロ、３項雑入63万2,783円、これの主な者は一般被保険者第三者納付金54万5,794円でございます。

歳入合計、予算現額14億7,116万5,000円、調定額16億451万310円、収入済額14億9,640万5,645円、不納欠損額933万3,728円、収入未済額9,877万937円、予算現額と収入済額との比較2,524万645円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

125ページをごらんください。

翌年度繰越額がありませんでしたので、支出済額のみの説明となります。

１款総務費601万5,084円、１項総務管理費583万8,749円、２項徴税費５万7,325円、３項運営協議会費11万9,010円。

２款保険給付費９億6,446万7,670円、１項療養諸費８億4,273万5,376円、２項高額療養費１億1,538万9,774円、３項移送費ゼロ、４項出産育児諸費504万2,520円、５項葬祭費130万円。

３款１項後期高齢者支援金等１億6,916万1,067円。

４款１項前期高齢者納付金等50万1,455円。

５款１項老人保健拠出金３万3,027円。

６款１項介護納付金8,425万134円。

７款１項共同事業拠出金１億8,102万5,353円。

８款保健事業費1,143万13円、１項特定健康診査等事業費718万7,379円、２項保健事業費424万2,634円。

９款１項基金積立金１万6,193円。

10款１項公債費ゼロ。

11款諸支出金468万9,163円、１項償還金及び還付加算金468万9,163円、２項延滞金はありませんでした。

次のページに入りまして、12款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額14億7,116万5,000円、支出済額14億2,158万9,159円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに4,957万5,841円となっております。歳入歳出差引残額7,481万6,486円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、145ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料であります主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第75号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第75号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度の決算額は、歳入決算額９億3,401万9,210円、歳出決算額９億3,060万9,055円、差引残額341万155円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、146ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

１款保険料、１項介護保険料、収入済額１億2,231万5,700円、不納欠損額116万5,500円、収入未済額360万7,400円。

３款１項手数料３万4,300円。

４款国庫支出金２億3,265万1,966円、１項国庫負担金１億5,558万2,842円、２項国庫補助金7,706万9,124円。

５款１項支払基金交付金２億6,765万6,586円。

６款県支出金１億3,555万4,124円、１項県負担金１億3,117万562円、２項県補助金438万3,562円。

７款財産収入、８款寄附金は、ともにゼロ円です。

９款繰入金１億6,709万9,492円、１項一般会計繰入金１億3,018万7,492円、２項基金繰入金3,691万2,000円。

10款１項繰越金811万2,542円。

11款諸収入59万4,500円、１項延滞金、加算金及び過料2,900円、２項預金利子ゼロ、３項雑入59万1,600円。

歳入合計、予算現額９億4,021万8,000円、調定額９億3,879万2,110円、収入済額９億3,401万9,210円、不納欠損額116万5,500円、収入未済額360万7,400円、予算現額と収入済額との比較マイナス619万8,790円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

１款総務費、支出済額1,183万1,554円、１項総務管理費532万4,384円、２項徴収費15万7,219円、３項介護認定審査会費634万9,951円。

２款保険給付費８億8,968万5,695円、１項介護サービス等諸費８億485万5,680円、２項介護予防サービス等諸費2,498万6,010円、３項その他諸費77万3,025円、４項高額介護サービス等費1,369万3,610円、５項特定入所者介護サービス等費4,537万7,370円。

３款財政安定化基金拠出金及び４款公債費とも支出はございませんでした。

５款地域支援事業費2,869万3,903円、１項介護予防事業費795万4,848円、２項包括的支援事業（任意事業）費2,073万9,055円。

６款１項基金積立金、支出はありませんでした。

７款諸支出金39万7,903円は、２項償還金及び還付加算金の支出のみでございます。

８款１項予備費、支出はありませんでした。

歳出合計、予算現額９億4,021万8,000円、支出済額９億3,060万9,055円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに960万8,945円となっております。歳入歳出差引残額341万155円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、148ページからの事項別明細書、168ページの財産に関する調書及び別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第75号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第76号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第76号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認

定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度の決算額は、歳入決算額１億708万386円、歳出決算額１億620万9,786円、差引残額87万600円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、169ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料、収入済額6,718万4,800円、不納欠損額２万4,100円、収入未済額35万8,100円。

２款使用料及び手数料、１項手数料１万2,000円。

３款１項寄附金ゼロ。

４款繰入金、１項一般会計繰入金3,694万304円。

５款１項繰越金89万3,600円。

６款諸収入204万9,682円の主なものは、２項償還金及び還付加算金13万3,800円、４項雑入190万5,882円です。

歳入合計、予算現額１億1,009万3,000円、調定額１億746万2,586円、収入済額１億708万386円、不納欠損額２万4,100円、収入未済額35万8,100円、予算現額と収入済額との比較マイナス301万2,614円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

１款総務費、支出済額233万6,711円、１項総務管理費150万3,106円、２項徴収費83万3,605円。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金１億185万5,093円。

３款諸支出金201万7,982円、１項償還金及び還付加算金11万2,100円、２項繰出金190万5,882円。

歳出合計、予算現額１億1,009万3,000円、支出済額１億620万9,786円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ388万3,214円でありました。歳入歳出差引残額87万600円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７７号～議第７９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第77号、議第78号及び議第79号の提案理由を申し上げます。

本３議案はすべてが財産区特別会計歳入歳出決算であります。地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げる次第であります。

議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額111万5,225円、歳出総額74万8,540円、差引残額36万6,685円となりました。

議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額45万6,753円、歳出総額34万円、差引残額11万6,753円となりました。

議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額900万7,733円、歳出総額891万8,570円、差引残額８万9,163円となりました。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、177ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明申し上げます。

１款財産収入、収入済額63万5,736円、１項財産運用収入5,736円、２項財産売払収入63万円。

２款１項繰越金47万9,489円。

３款諸収入、１項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額109万4,000円、調定額及び収入済額とも111万5,225円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は２万1,225円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額74万8,540円。

歳出合計、予算現額109万4,000円、支出済額74万8,540円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ34万5,460円でありました。歳入歳出差引残額

36万6,685円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、182ページの財産に関する調書及び別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、183ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

１款１項繰越金、収入済額は11万6,980円。

３款財産収入、１項財産運用収入33万9,773円。

歳入合計、予算現額45万7,000円、調定額、収入済額とも45万6,753円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス247円となりました。

次のページの歳出でございますが、１款総務費、１項総務管理費34万円。

歳出合計、予算現額45万7,000円、支出済額34万円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ11万7,000円、歳入歳出差引残額11万6,753円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、188ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

続きまして、189ページをお願いいたします。

平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額が887万3,153円。

２款繰入金、１項基金繰入金ゼロ。

３款１項繰越金13万4,580円。

４款諸収入、１項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額900万8,000円、調定額及び収入済額とも900万7,733円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス267円となりました。

次のページの歳出をお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額891万8,570円。

歳出合計、予算現額900万8,000円、支出済額891万8,570円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ８万9,430円、歳入歳出差引残額８万9,163円は、平成24年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、194ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで３件の財産区特別会計の決算内容説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第77号議案、議第78号議案、議第79号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで資料の訂正の必要が生じましたので、暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時３１分

再開　午後　１時３７分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎資料の訂正について

○議長（梅本和熙君）　資料の訂正がありましたので、事務局より説明をさせます。

事務局。

○議会事務局長（山田昌平君）　それでは、訂正の説明をさせていただきます。

議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての中の平成23年度の南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

先ほど南伊豆町の渡邉監査委員長が報告したものでございます。そこの資料の欄でございます。

ページでいいますと、10ページが朗読したもので、その後に別表１、別表２、次が別表４となっておりまして、その次が別表３となっております。ちょっとそこのページが、これはそのまま別表３が別表２の次に来るものでございまして、つづり方が逆というような形でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議第８０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　それでは、議第80号　平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第80号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度の歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに593円となりました。差引残

額はありません。

詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、195ページをお願いいたします。

平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額593円。

歳入合計、予算現額1,000円、調定額及び収入済額とも593円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス407円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款繰出金、１項基金繰出金、支出済額593円。

歳出合計、予算現額1,000円、支出済額593円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに407円、歳入歳出差引残額ゼロでございました。

この詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第81号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第81号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成23年度の歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに２億8,208万1,635円となり、差引残額はありません。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、200ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額1,568万6,592円、不納欠損額24万6,000円、収入未済額286万9,208円。

２款使用料及び手数料3,797万5,644円、不納欠損額２万1,115円、収入未済額41万9,570円

で、主なものは１項使用料3,796万4,244円であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金5,600万円。

４款県支出金、１項県補助金ゼロ。

５款繰入金、１項一般会計繰入金１億4,688万299円。

６款１項繰越金ゼロ。

７款諸収入13万9,100円、１項預金利子ゼロ、２項雑入13万9,100円、主なものは下水道事業協賛金11万4,000円です。

８款１項町債2,540万円。

歳入合計、予算現額３億1,479万1,000円、調定額２億8,563万7,528円、収入済額２億8,208万1,635円、不納欠損額26万7,115円、収入未済額328万8,778円、予算現額と収入済額との比較はマイナス3,270万9,365円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款下水道費、１項下水道建設費、支出済額１億1,174万5,820円。

２款事業費3,773万3,462円、１項業務費1,548万396円、２項施設管理費2,225万3,066円。

３款１項公債費１億3,260万2,353円。

４款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額３億1,479万1,000円、支出済額２億8,208万1,635円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ3,270万9,365円でありました。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、211ページの財産に関する調書及び別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第81号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８２号～議第８４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第82号、議第83号及び議第84号の提案理由を申し上げます。

本３議案は、すべてが漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額、歳出総額ともに1,287万9,921円となり、差引残額はありません。

議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入総額、歳出総額ともに1,404万5,893円となり、差引残額はありません。

議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入総額、歳出総額ともに1,659万5,885円となり、差引残額はありません。

それぞれの詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　藤原富雄君登壇〕

○会計管理者（藤原富雄君）　それでは、212ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額24万1,007円。

２款使用料及び手数料、１項使用料416万7,895円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金842万1,198円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万9,821円。

歳入合計、予算現額1,362万1,000円、調定額及び収入済額とも1,287万9,921円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス74万1,079円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額469万9,729円。

２款１項公債費818万192円。

歳出合計、予算現額1,362万1,000円、支出済額1,287万9,921円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ74万1,079円でありました。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、217ページの財産に関する調書及び別冊の決算資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、218ページをごらんください。

平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額ゼロ円。

２款使用料及び手数料、１項使用料434万8,010円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金965万1,640円。

４款１項繰越金ゼロ円。

５款諸収入、１項雑入４万6,243円。

歳入合計、予算現額1,519万円、調定額及び収入済額とも1,404万5,893円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス114万4,107円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額439万4,253円。

２款１項公債費965万1,640円。

歳出合計、予算現額1,519万円、支出済額1,404万5,893円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ114万4,107円です。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、223ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、224ページをごらんください。

平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額28万5,075円。

２款使用料及び手数料、１項使用料382万2,400円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金1,241万747円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入７万7,663円。

歳入合計、予算現額1,746万5,000円、調定額及び収入済額とも1,659万5,885円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス86万9,115円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額630万8,513円。

２款公債費、１項公債費1,028万7,372円。

歳出合計、予算現額1,746万5,000円、支出済額1,659万5,885円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ86万9,115円で、歳入歳出差引残額はありませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、229ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第82号議案、議第83号議案、議第84号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第85号　平成23年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第85号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、平成23年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算を認定いただきたく、提案申し上げるものであります。

当期の事業収益は、前年度に比べ4.1％減の２億4,681万7,862円となりました。これは一般会計から3,000万円を繰り入れましたが、東日本大震災の影響等により減資となったと思われます。また、収益の大部分を占める給水収益は、前年度に比べ5.5％減の２億956万4,590円となりました。

事業費用は、前年度に比べ2.1％減の２億4,668万5,193円となりました。主に原水浄水送水配水給水費の修繕費、減価償却費及び資産減耗費の減などによるものであります。この結果、当期の損益は13万2,669円の純利益を計上することになりました。

資本的収支の決算額は、収入額が6,205万9,536円、支出額が１億4,640万4,681円となり、収入が支出に不足する額8,434万5,145円につきましては、過年度損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉代表監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　監査結果を報告いたします。

平成23年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第１　審査の概要。

１　審査の期間、平成24年６月１日から同年７月31日。

２　審査の実施場所、役場庁舎。

３　審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

次いで、本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第２　審査の結果。

１　決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

２　経営状況について。

（１）経営成績について。

南伊豆町水道事業の平成20年度から平成23年度までの推移は別表（１）のとおりである。

平成23年度の状況は、事業収益２億4,668万5,000円で前年比4.1％の減となり、13万3,000円の当年度純利益となった。

事業収益の減少した要因は、東日本大震災の影響による有収水量の減少により給水収益が前年と比較して1,224万円減少したことによる。

事業費用減少の要因は主に原水浄水送水配水給水費の修繕費、減価償却費及び資産減耗費の減少によるものである。

南伊豆町水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は平成22年度のマイナス0.03％と比較して、平成23年度はマイナス0.19％と給水収益の減少によって悪化している。

また、年鑑指標と比較しても下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本回転率と営業収益営業利益率に分解することができる。

平成23年度において経営資本営業利益率が悪化した原因は、経営資本回転率は前年度の0.07に対し0.06と減少したが、営業収益営業利益率が前年のマイナス0.48％からマイナス3.00％と悪化したことにあることがわかる。

営業収益営業利益率悪化の主たる原因は給水収益等の営業収益が減少したことによるものである。

この結果、営業収益対営業費用比率は平成20年度94.66％、平成21年度101.91％、平成22年度99.53％、平成23年度97.09％となり、平成23年度は前年度に引き続き100％以下となった。

①施設利用状況（業務量）について、別表（２）。

南伊豆町の水道事業の１日配水能力は、第５次拡張事業完了により平成19年から各年とも１万1,643立方メートルである。

これに対する１日平均配水量は平成20年度5,149立方メートル、平成21年度5,475立方メートル、平成22年度5,345立方メートル、平成23年度5,027立方メートルと減少が続いている。

この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は平成20年度44.2％、平成21年度47.0％、平成22年度45.9％、平成23年度は43.2％と50％以下である。平成22年度年鑑指標は50.74％である。

施設利用率は、負荷率と最大稼働率に分解することができる。

今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると１日の最大排水量が、平成20年度7,476立方メートル、平成21年度7,978立方メートル、平成22年度7,203立方メートル、平成23年度6,869立方メートルと年々低下し、負荷率は平成20年度68.9％、平成21年度68.6％、平成22年度74.2％、平成23年度73.2％となり、平成22年度を除き平成22年度年鑑指標73.49％を下回っている。

また、最大稼働率は平成20年度64.2％、平成21年度68.5％、平成22年度61.9％、平成23年度59.0％、平成22年度年鑑指標69.04％を下回っている。

以上、施設の利用状況では平成22年度に比べ平成23年度は低下しており、総配水量の減少は今後も続くものと思われる。

②人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費（給与費）は別表（３）のとおり平成20年度4,500万9,000円、平成21年度5,411万7,000円、平成22年度5,016万2,000円、平成23年度4,722万1,000円となっており、人事異動により平成23年度は対前年比94.1％と減少している。

その総費用に占める割合は、平成20年度17.5％、平成21年度21.5％、平成22年度19.9％、平成23年度19.1％で平成23年度は平成22年度に比較して減少している。

また、給水収益に対する人件費の割合は、平成20年度21.5％、平成21年度24.0％、平成22年度22.6％、平成23年度22.5％となっており、平成23年度は平成22年度と比較して低下しているが、平成22年度年鑑指標15.78％と比較するとまだ高い。

人件費をさらに分析するため、南伊豆町水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると次表のとおりである。

この表から、南伊豆町水道事業の労働生産性を示す指標の職員１人当たり有取水量、職員１人当たりの営業収益を平成22年度と比較してみるとそれぞれ低下しているが、職員１人当

たりの給水人口は向上している。年鑑指標と比較するといずれも下回っている。

次に、南伊豆町の職員数を平成22年度年鑑指標と比較すると次のようになる。

この表から、給水量１万立方メートル当たり職員数は、原水配水施設関係職員数、損益勘定職員数ともに平成22年度年鑑指標を上回っている。

また、職員の平均給与を年鑑指標と比較すると次表のとおりである。

平成21年度年鑑指標と比較して基本給、手当は下回っており、平均勤続年数は上回っている。

さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると次表のとおりである。

平成22年度に比較して平均給与、労働生産性、労働分配率も下がっている。

③支払利息について。

支払利息は、別表（３）性質別費用構成表のとおり、平成20年度2,953万5,000円、平成21年度2,748万7,000円、平成22年度2,657万8,000円、平成23年度2,578万7,000円となっており、その総費用に占める割合は、平成20年度11.5％、平成21年度10.9％、平成22年度10.5％と年々減少してきているが、平成21年度より簡易水道等施設整備事業の開始による企業債等の借入金により、平成23年度は前年度と同じく10.5％となっている。

また、給水収益に対する支払利息の割合を見ると、平成20年度14.1％、平成21年度12.2％、平成22年度12.0％と減少傾向であったが、平成23年度は12.3％で若干増加した。

財政状態について。

南伊豆町の水道事業の平成20年度末から平成23年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、それぞれ別表（４）、別表（５）のとおりである。

また、正味運転資本基準の資金運用表を作成すると次のようになる。

正味運転資本が3,738万7,143円増加している。

ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財務比率を算出すると次表のとおりである。

流動比率が平成23年度上がったのは、未収建設改良工事負担金によるものである。

（３）建設改良工事等について。

建設改良費の水道施設改良費で主なものは、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設がえ工事（第１工区）4,170万8,000円、同じく簡易水道等施設整備事業市之瀬地区配水管布設がえ工事1,932万9,000円等の工事を実施した。

（４）未収金について。

平成24年３月31日現在、合計で1,458万4,000円です。

現年度未収金については、納入期限３月31日までに金融機関に支払ったが金融機関から上下水道課に入金通知が届いていないものも含む。

平成22年度に比べて現年度未収金において149万525円、過年度においても、23万2,701円減少した。

これは、大口利用者の滞納が大きく影響しているので、今後も特に注視し、早目に対応することが肝要である。

不納欠損処分の内訳、21万1,841円。

地方自治法施行令第236条第１項及び民法173条の規定による消滅時効に該当し、対象者が死亡又は所在不明等により納付困難となっているため不納欠損処分を行ったもの。

不納欠損処分については、件数、金額ともに前年より増加している。

第３　むすび。

平成23年度は、継続中の南上地区簡易水道施設整備を、国県補助事業により1,264メートル配水管の布設がえ工事が実施できた。

また、下水道事業に合わせて施工した下賀茂地区配水管布設がえ工事は280メートル実施した。

経営成績は総収入２億4,681万8,000円に対し、総費用２億4,668万5,000円となり、13万3,000円の当年度純利益となった。

しかし、収入のうち3,000万円は一般会計からの繰り入れによるものであり、これがなければ大幅な赤字である。

平成23年度は東日本大震災の影響も受け、一段と厳しいものがあったが、今後も人口減少、観光産業の低迷は続くものと想定される。

水道料金審議会の答申もあり、水道事業の安定経営のため料金改定についてもやむを得ないと考えるが、あわせて一般会計からの繰り入れについても継続していくことが必要であろう。

平成24年８月17日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、平成23年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（１）収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

第１款水道事業収益は、補正予算を含めました予算額２億5,791万1,000円に対しまして、決算額は２億5,752万9,316円で、予算額に比べ38万1,684円の減となっております。

収益の内訳としまして、第１項営業収益２億2,484万756円、第２項営業外収益3,268万8,560円となっております。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用は、補正予算を含めました予算額２億7,284万9,000円に対しまして、決算額は２億5,492万2,324円で、不用額は1,792万6,676円となっております。費用の内訳としまして、第１項営業費用２億2,375万8,321円、第２項営業外費用3,095万2,162円、予備費は支出がありません。

第４項特別損失21万1,841円でございます。

なお、決算報告書の計算説明が35ページに記載されておりますので、ごらんください。

次に、2ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第１款資本的収入は、予算合計額6,823万9,000円に対しまして、決算額は6,205万9,536円で、予算額に比べ617万9,464円の減となっております。

内訳といたしまして、第１項他会計繰入金63万8,786円、第２項国県補助金1,937万円、第３項企業債2,520万円、第４項給水負担金522万2,000円、第５項建設改良工事負担金1,162万8,750円となっております。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は、予算額合計１億5,968万8,000円に対しまして、決算額は１億4,640万4,681円で、不用額は1,328万3,319円でございます。

内訳といたしまして、第１項建設改良費9,513万9,791円、第２項企業債償還金5,126万

4,890円、第３項予備費ゼロでございます。

資本的収入が資本的支出額に不足する額8,434万5,145円は、過年度損益勘定留保資金8,195万2,007円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額239万3,138円で補てんをいたしました。

次に、３ページの平成23年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、損益計算書につきましては消費税抜きとなっております。

初めに、１、営業収益は、（１）の給水収益から（３）のその他の営業収益までの合計額２億1,413万5,136円となっております。

次に、営業費用ですが、（１）の原水浄水送水配水給水費から（７）その他営業費用までの合計額２億2,055万4,624円で、差引営業損失は641万9,488円です。

次に、４ページをお開きください。

３、営業外収益は、（１）受取利息及び配当金と（２）雑収益及び（３）他会計補助金の合計3,268万2,726円です。

４、営業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費、（２）雑支出の合計2,592万8,814円で、差引営業外損益は675万3,912円の黒字です。営業外損失と営業外利益との差額、経常利益は33万4,424円となりました。

５、特別損失は、（１）過年度損益修正損20万1,755円を計上いたしましたので、当年度純利益は13万2,669円となります。前年度未処理欠損金が7,234万5,612円ございますので、当年度未処理欠損金は7,221万2,943円となります。

次に、５ページの平成23年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、資本剰余金につきましてご説明いたします。

国県補助金は、前年度末残高４億2,635万9,390円、当年度変動額1,778万9,557円で、当年度末残高は４億4,414万8,947円となりました。

受贈財産評価額は、前年度末残高２億5,271万229円、当年度の変動額はありませんでしたので、当年度末残高も同額でございます。

工事負担金は、前年度末残高５億6,648万602円、当年度変動額は1,604万8,335円で、当年度末残高は５億8,252万8,937円となりました。

他会計補助金は、前年度末残高１億5,090万7,548円、当年度変動額はありませんでしたので、当年度末残高も同額でございます。

翌年度繰越資本剰余金の合計額は14億3,029万7,723円でございます。

次に、利益剰余金でございます。

前年度末未処理欠損金残高は7,234万5,612円で、当年度変動額は当年度純利益の13万2,669円でしたので、当年度末未処理欠損金は7,221万2,943円となりました。

次に、６ページをお開きください。

平成23年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書につきましてご説明いたします。

１、当年度未処理欠損金は7,221万2,943円。

２、欠損金処分額はありませんので、翌年度繰越欠損金は7,221万2,943円となります。

次に、７ページの平成23年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表につきましてご説明いたします。

初めに、資産の部でございます。

１、固定資産のうち、（１）有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの件が償却累計額を控除しました有形固定資産合計は36億8,645万421円でございます。

詳細は、30ページの明細書をごらんください。

次に、８ページをお開きください。

（２）無形固定資産は、水利権電話加入権とその他無形固定資産で無形固定資産合計は1,036万8,277円でございます。固定資産合計は36億9,681万8,698円となります。

２、流動資産の（１）現金預金は１億634万9,741円で、（２）未収金はイの給水未収金1,458万4,000円、ロの未収他会計補助金２万円、ハの未収補助金447万円、ニの未収建設改良工事負担金の1,146万750円となっております。（３）貯蔵品は24万4,020円ですので、流動資産合計は１億3,712万8,511円で、資産合計は38億3,394万7,209円でございます。

次に、負債の部でございます。

３、流動負債は（１）未払金と（２）預り金で流動負債合計は627万6,962円、負債合計も同額の627万6,962円でございます。

次に、９ページをお開きください。

資本の部でございます。

４、資本金、（１）自己資本金は12億7,435万4,146円でございます。（２）借入資本金は、企業債の11億9,523万1,321円で、資本金合計は24億6,958万5,467円となります。

５、剰余金、（１）資本剰余金は、イの国県補助金からニ他会計補助金までの資本剰余金合計は14億3,029万7,723円でございます。（２）利益剰余金のイ、当年度未処理欠損金は

7,221万2,943円で、欠損金合計も同額でございます。剰余金合計は13億5,808万4,780円となります。

資本合計は38億2,767万247円でございます。負債資本合計は38億3,394万7,209円で、資産合計と一致をいたします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第85号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

各委員会に付託された議案審議のため、あすより９月21日までを休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時３０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

平成２４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２４年９月２１日（金）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第６４号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
日程第　３　議第７３号　平成２３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第７４号　平成２３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第７５号　平成２３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第７６号　平成２３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第７７号　平成２３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第７８号　平成２３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第７９号　平成２３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第８０号　平成２３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第８１号　平成２３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第８２号　平成２３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第８３号　平成２３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第８４号　平成２３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第８５号　平成２３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１６　発議第２号　南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書について

日程第１７　閉会中の継続調査申出書について

日程第１８　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	小澤義一君	総務課長	松本恒明君
防災室長	橋本元治君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	渡辺公夫君	産業観光課長	大野　寛君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。議会最終日、よろしくお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第４日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎議第６４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

第２常任委員会委員長。

〔第２常任委員長　谷　　正君登壇〕

○第２常任委員長（谷　　正君）　議第64号について、常任委員会委員長報告を行います。

お手元にあります委員長報告を朗読して報告いたします。

平成24年９月21日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

第２常任委員会委員長、谷正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成24年９月６日、南伊豆町役場３階議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午前９時35分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下、記載のとおり委員総員６名であります。

委員外議員の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決するものに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

意見　今回の値上げは、消費税、電気料金などの値上げと同時期になってしまう。もう少し早く値上げをすべきではなかったのか。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第７３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（長田美喜彦君）　委員会報告を行います。

朗読をもって行います。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

平成24年９月21日。

予算決算常任委員会委員長　長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成24年９月７日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後２時24分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。総員10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

開催月日及び会場、平成24年９月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後１時15分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。総員10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第１款議会費、第２款総務費、第８款消防費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について、問、答ということで朗読させてもらいます。

問　交通安全対策推進基金の質問がなされた。

答　現金がある。使い道を考えていく。

問　庁舎建設、認定こども園の経済効果の質問がなされた。

答　町内業者が請け負った。効果は今後もある。

問　職員への報償費の質問がなされた。

答　66件あったが、報償費は廃止した。

問　消防団員協力事業所の質問がなされた。

答　当該制度を活用していく。

問　職員研修の質問がなされた。

答　数値は人数である。

問　半島振興の負担金の質問がなされた。

答　今後、下田市と連携していく。

問　遊休土地調査の質問がなされた。

答　県からの調査依頼である。

問　財政への質問がなされた。

答　依存財源であるが、町民生活の向上を図っていく。

問　町税過誤納付金還付及び償還金の質問がなされた。

答　０～５年は還付金、６～10年は償還金である。

問　滞納、不納欠損額、翌年繰越額の質問がなされた。

答　22年度以前の未納額を滞納繰越額としている。また、未収で請求ができないものは欠損額としている。

問　入湯税についての質問がなされた。

答　今後も申告するよう指導していく。

問　地域防災計画の質問がなされた。

答　国の防災対策基本法及び県の第４次被害想定をもとに対処していく。

問　消防団員の確保の質問がなされた。

答　区長会などでお願いをしていく。

問　住民基本台帳カードの質問がなされた。

答　普及に努めている。

第３款民生費、第４款衛生費、第９款教育費及び関連歳入について。

問　不法投棄監視員について質問がなされた。

答　３カ月に一度の報告は受けているが、回収実績はない。

問　給食費滞納による給食への質の質問がなされた。

答　滞納はなく、影響もない。

問　水産教室への質問がなされた。

答　ボランティアの協力によって行っている。

問　保育料滞納の質問がなされた。

答　通知で納付を促している。

問　太陽光発電システム利用の質問がなされた。

答　23年度は７件である。

問　焼却灰等処理の質問がなされた。

答　今後、10年以上の搬入が可能。

問　こども園周辺の危険箇所の質問がなされた。

答　協議対応する。

問　ごみ袋の価格後の質問がなされた。

答　ごみの量は減っている。

問　焼却場の指定管理の質問がなされた。

答　現在は、考えていない。

問　母子、父子医療扶助費の質問がなされた。

答　所得税が非課税の世帯である。

問　文化財管理の質問がなされた。

答　専門家を交えて調査中である。

問　日詰遺跡の質問がなされた。

答　今後、調査し努力していく。

問　浄化槽設置整備事業の質問がなされた。

答　平成27年度まで予算化していく。

問　焼却施設補修工事の質問がなされた。

答　複雑であり、メーカー独自の構造である。

問　焼却施設随意契約の質問がなされた。

答　もう一度、再確認していく。

問　こども園子育て支援センターの質問がなされた。

答　広くなり、使いやすくなった。

問　こども園、保育所の保育士の質問がなされた。

答　臨時を含め、対応している。

問　臨時職員と正規職員の質問がなされた。

答　今後、検討していく。

問　高齢者等食事サービスへの質問がなされた。

答　現状維持でいく。

問　ＥＳＤ教育の質問がなされた。

答　今後、検討し取り組んでみる。

問　図書館利用の質問がなされた。

答　減少はしていない。

第５款農林水産業費、第６款商工費及びその関連歳入について。

問　農地利用効率化対策事業の質問がなされた。

答　農地台帳の整備である。

問　有害獣等防止対策事業の質問がなされた。

答　補助率は、今後、検討する。捕獲は積極的に取り組む。

問　差田町有地測量業務の質問がなされた。

答　図面の作成です。

問　森林整備事業の質問がなされた。

答　今後、下田を参考に対応していく。

問　三坂漁港供給基盤機能保全計画策定業務の質問がなされた。

答　漁港の長寿命化の計画策定である。

問　有害獣の一次産業への被害の質問がなされた。

答　人的被害を考え、認識を持っていく。

問　水質検査等の質問がなされた。

答　保健所の関係である。来年は前向きに考える。

問　道の駅食事処開設調査の質問がなされた。

答　仮設の販売所で弁当を販売し、調査した。

問　稚貝稚魚放流事業の質問がなされた。

答　アワビ、マダイ、イセエビなど漁協で行っている。

問　ＯＷＳ協会の質問がなされた。

答　外国への宣伝費である。

問　足湯への温泉供給受益者負担金の質問がなされた。

答　２本分で権利は20年である。

問　新規就農者への助成金補助金の質問がなされた。

答　ハウスへの一部補助金である。

問　プレミアム商品券発行事業の質問がなされた。

答　地元商店で54.4％、大型店舗で45.6％の利用であった。

問　太鼓祭り等のイベントの質問がなされた。

答　太鼓祭りは効果が少なかったので、別のイベントに組み込んだ。

問　石廊崎灯台通年開放の質問がなされた。

答　現在は考えていない。

第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について。

問　イノシシ被害や道路の管理に災害復旧費を回すことはできないかとの質問がなされた。

答　災害復旧費の性質面から回すことはできない。

問　町営住宅管理システムの質問がなされた。

答　市販しているシステムを南伊豆に合ったようにしている。

問　緊急災害時等の質問がなされた。

答　各土木業者で各地区に区分けして行っている。

問　東伊豆道路、南国横断道路の同盟会解散の質問がなされた。

答　伊豆縦貫自動車道アクセス道路建設期成同盟会に編入し、活動している。

問　我が家の専門家診断事業の質問がなされた。

答　有資格者が行っている。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　賛成の討論です。

平成23年度南伊豆町一般会計決算に当たり、賛成の討論を行います。

平成23年度は、予算審議の３月定例会２日目に東日本大震災が発生し、1000年に一度といわれる未曾有の地震・津波と原子力発電所事故に近代社会が直面し、当町も間接的にさまざまな影響を受ける渦中にありました。

この震災は、社会のあり方への見方、一定のスパンで物事を見る大切さを示しました。

こうした中、南伊豆町は公共施設で耐震化が切望されていた幼稚園、保育園の耐震化を完結する認定こども園建設、築50年を超え、耐震化ゼロの役場庁舎と中央公民館機能を統合した新庁舎建設で、公共施設の耐震化を100％完遂しました。

また、一部事務組合の問題では、公立病院医療から地域医療振興協会が撤退した後を受けた静岡メディカルアライアンスＳＭＡによる共立湊病院の医療継続と新病院建設が遂行されました。

これらの内容は、ただでさえ行革によるぎりぎりの職員定数の上に、震災被災地支援を行いながら、ほとんどが自前予算の役場庁舎建設と、福祉基金を活用した認定こども園建設、共立湊病院管理者として自治体の負担によらず、指定管理者の減価償却費負担による新病院建設でありました。

新病院建設は、職員宿舎を含めた内容で、プロポーザル協議により、建設単価を節約した結果、98年に建設された下田ベースステージの建設費を下回るほどでありました。

小さな自治体にあって、大きな事業を複数執行することは並大抵のことではありませんが、これになお自治体財政に負担をかけず行われた結果、財政分析の結果では、実質的将来財政負担額比率は平成23年度96.3％、財政調整基金は９億7,000万円の積み立て、地方債残高は43億5,000万円でありました。

この内容は、鈴木町長がかつて菊池町政の助役時代までに積み立ててあった福祉振興基金、役場庁舎等建設基金が特定目的基金で残っていたからこそ、完遂できたものであり、この発端は、平成７年（1995年）の阪神大震災に起因します。阪神大震災の教訓は、建築物の耐震

化と防火対策で、全地区での耐震防火水槽の設置や消火栓整備がいち早く行われたものの、４保育園、１幼稚園、４小学校、２中学校の一部施設、役場と言う半島センターの住民の生活人口を支えてきた小さな町では、数が多い施設の耐震化の要請があり、並大抵の負担ではありませんでした。

折しも、中央政治は地方分権改革と銘打って、機関委任事務の廃止など、国の役割をわずかの財源で地方に転嫁が始まっていました。

進行しつつある高齢化社会に対応する介護保険の導入、平成12年（2000年）に向けて、国は10分の10の補助率で保健福祉センター建設を急がせましたが、賀茂郡下で遂行した町は、町立保育園、公立保育園がないところばかりでありました。

こうした中で引き継がれた前岩田町政では、一転、厚生省薬用栽培植物試験場の跡地の買収、石廊崎ジャングルパーク買収計画、設計図のないダイオキシン対策、ごみ最終処分場建設計画、三浜小学校建設計画を進め、阪神大震災の教訓に基づく流れはストップし、財政調整基金の取り崩しと多額の起債発行、これは平成15年には９億2,000万円によりましたが、見せかけの町内景気刺激が行われておりました。

政府の地方分権改革は一層強硬になり、平成13年に誕生した小泉首相は、構造改革、三位一体改革を主張し、平成18年（2006年）に退任するまで、疾風怒濤の勢いで構造改革のあらしを日本じゅうに吹きあらしました。市町村合併はその最たるもので、多くの市町村が、夕張を見せしめにした自治体財政を理由に、かけがえのない町村をつぶしていきました。今では、悪夢のごとく多くの地域が後悔をしております。

このとき南伊豆町では、血気盛んな南伊豆町でありながら、財政が大変だから合併だという号令がかけられましたが、その後、幾つかの政治経験を経て、南伊豆町民は辛うじて南伊豆町をなくさないで済みました。

この渦中の平成15年度、南伊豆町の実質的将来財政負担額比率は150.4％と、平成12年の76.3％から３年間で一気に倍化し、危険区域に入りました。

財政調整基金は、平成12年度の３分の１の４億4,500万円、地方債残高は町政史上最大の56億9,700万円でありました。

国・県の動向をよく見て、町民の生活を守る。入るを量りて出ずるをなすとは、鈴木町長のいつもの答弁でありますが、簡単明瞭で名言であると思います。

自治体運営は目先の動向だけではなく、先見と堅実があってこそ、住民の生活を間違いなく、将来にわたって守ることができます。

阪神大震災から18年がたちましたが、この間、日本の歴代総理大臣は11人がかわっております。合併住民投票からは既に８年が経過しました。早いと思うものの合併終了から３年しかたっていないにもかかわらず、この遂行の教訓は、逆に明白になっております。

南伊豆町は全国同様、少子高齢化が進んでいますが、管理栄養士のもとでの食事サービスや肺炎球菌ワクチンの助成等の高齢者サービスの充実、保育園・幼稚園・学童保育による子育て世代の支援により、人口減少の鈍化、人口の保全の体制が保たれており、半島先端、鉄道のない地域にもかかわらず、9,000人の人口を保っています。

教育費の充実も、児童・生徒が少ない地域で子供たちがスポーツや学業の面でも、県内で高いレベルの成績を残す基盤になっております。

町民の生活を守り、将来につないでいく上で、先見性と堅実性が求められているということ、また同時に、困難でありますが将来につながる産業振興をすることが切望されております。

今日、新自由主義経済の矛盾、ひずみによって、世界、日本経済が混沌する中、一層この教訓と流れを酌んで南伊豆町民の生活を守る、その立場を強くすることを評価すると同時に、私も議員として、その立場に立って奮闘することを誓い、平成23年度南伊豆町一般会計決算審査討論といたします。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第73号　平成23年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第７４号～議第７６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第74号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について、議第75号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第76号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、一括議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　朗読をもって行います。

平成24年９月21日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

予算決算常任委員会委員長　長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成23年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議事件目、付託件目、議第74号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第75号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第76号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成24年９月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後１時25分、閉会午後２時59分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。総員10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第74号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議第75号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議第76号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

問　後期高齢者医療保険がなくなったらとの質問がなされた。

答　25年度以降も当分続くと見込まれる。

問　後期高齢者医療制度について今後どうなるのか議論がなされているのかとの質問がなされた。

答　今のところ、経過はない。

問　後期高齢者医療広域連合納付金の質問がなされた。

答　事務費繰入金は広域連合と町とで配分される。

問　国民健康保険税の一世帯当たりの負担額の質問がなされた。

答　県内では比較的安いほうです。

問　今後の話し合いで負担減少へとの質問がなされた。

答　医療費を下げる施策を図る。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　まず、議第76号については反対の討論であります。

これは、後期高齢者医療費制度が、年齢の差で高齢者を差別する制度だということで、これの廃止を求めるという点で反対です。

74号、75号については、賛成の討論であります。

南伊豆町は高齢者が多いにもかかわらず、保健、医療、福祉サービスの充実で、委員長報告にもありましたように、国民健康保険税、高い高いと言われている中でも、県内で比較的安いほう、下から10番目に入っているという、現場と一体になっている努力が示されていると思います。同時に、質問に対して、国民健康保険税に対する国の責務に対する質問では、これに対して、国に負担を求めていくという姿勢をはっきりと示されました。

よって、74号については、賛成の意思を表明いたします。

75号の介護保険に関しても、さまざまな制度の矛盾がありながらも、現場が必死に努力していることを評価して、賛成といたします。

以上です。

ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第74号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第75号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決します。

議第76号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第76号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第７７号～議第８０号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第80号　平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第80号　平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成24年９月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後１時25分、閉会午後２時59分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。委員総数10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第80号　平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

質問は特にありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第78号　平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第78号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第79号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第79号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第80号　平成23年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第80号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８１号～議第８４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第81号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について及び議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第81号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成24年９月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後１時25分、閉会午後２時59分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。委員総数10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第81号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問　公共下水道の加入率についての質問がなされた。

答　湊66.8％、手石48.7％、下賀茂21.1％、全体で52.7％です。

問　設計がいつ終わり、いつごろから改修が始まるのかとの質問がなされた。

答　増設は平成25年、26年、27年の３年間で、28年度で環境整備が終わる。

問　平均加入率52.7％で採算は合うのか。各集落排水事業一括管理の質問がなされた。

答　統合は不可能。

問　南伊豆町クリーンセンター耐震診断への質問がなされた。

答　各棟の耐震診断で全耐震工事費は14億円ほど要す。

問　加入率の促進を図る方策への質問がなされた。

答　職員も加入促進に努力している。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

ただいま訂正がありますもので、訂正をお願いいたします。

○予算決算常任委員会委員長（長田美喜彦君）　申しわけありません。訂正を行います。

平均回収率というのは、加入率の間違いでございますので、その辺の訂正をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　もう一点、訂正をお願いいたします。

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　訂正を行います。

84号の平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計「予算」、「予算」が入っていますので、「予算」を削ってください。申しわけありません。

○議長（梅本和熙君）　78号もそうだそうです。訂正してください。

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　78号も「予算」を削ってください。

○議長（梅本和熙君）　質疑、ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第81号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第81号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第82号　平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第83号　平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第84号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第85号　平成23年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第85号　平成23年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成24年９月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後１時25分、閉会午後２時59分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。委員総数10名。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第85号　平成23年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

問　重要契約の中で、入札、随意契約の区別の質問がなされた。

答　入札14件、随意契約は１件である。

問　大師ダムの減価償却費計上の質問がなされた。

答　行う予定です。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第85号　平成23年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第85号議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第２号　南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

加畑　毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　意見書を上程させていただきます。

発議第２号、平成24年９月21日、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、加畑毅。賛成者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦、賛成者、南伊豆町議会議員、吉川映治、賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、賛成者、南伊豆町議会議員、宮田和彦、賛成者、南伊豆町議会議員、谷正、賛成者、南伊豆町議会議員、渡邉嘉郎、賛成者、南伊豆町議会議員、清水清一、賛成者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二、賛成者、南伊豆町議会議員、齋藤要。

南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書。

静岡県をはじめ、各都道府県においては、平成23年３月11日発生の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震・津波に備える防災・減災に全力で取り組んでいる。

そのような中、平成24年８月29日に内閣府が公表した東海沖から日向灘を震源域とする「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」では、マグニチュード9.1、最大津波高では34ｍと、これまでに発生した海溝型地震における最大クラスの想定数値となっている。

最大震度６弱以上は、21府県682市町村と全国の３分の１、死者数は関東から九州・沖縄の30都府県で最大32万３千人、負傷者は最大62万３千人、全壊・焼失家屋では最大238万6,000棟と推定され、８都県23市町村で津波最大高20ｍに達するほか、浸水域も24都府県で最大となり、東京23区の面積の1.6倍の1,015㎢で、東日本大震災の1.8倍と想定され、全国的に見ても、最も激しく想像を絶する推計結果となり、防災対策のさらなる迅速化と抜本的強化が急務となっている。

また、静岡県では最大震度７、死者11万４千人、全壊・焼失数32万棟、浸水面積150.50㎢と甚大な被害推計となっており、南伊豆町でも人的被害や家屋などの被害推計は公表されていないものの、震度６強、浸水域では3.2㎢、最大津波高26ｍ、平均15ｍと甚大な被害が想定される。

今回の公表数値は、発生頻度は極めて低く、最大クラスの地震・津波を推計したものとは

いえ、発生すれば甚大・莫大な被害をもたらすものである。

「南海トラフ巨大地震」は、ひとたび発生すれば国の盛衰を左右する超巨大災害となり、今後、明らかにされる経済的被害等などや避難者数などの人的被害想定の推計などを踏まえ、何より国民の尊い生命・財産を確実に守るとともに、これまでの「防災」に「減災」の視点を加え、被害を最小限にとどめるための対策強化に向けて、地方自治体はもとより、国としても最重要課題として位置づけ、取り組むことが急務である。

よって、国におかれては、発生が危惧される「南海トラフ大地震及び津波対策」の迅速化と、抜本的な強化を図るため、次の事項について早急に実現するよう強く求める。

以下の項目を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。

１　観測網・観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化

２　巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設

３　巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急活動要領の策定

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先。

衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿、内閣総理大臣、野田佳彦殿、総務大臣、川端達夫殿、財務大臣、安住淳殿、農林水産大臣、郡司彰殿、内閣官房長官、藤村修殿、経済産業大臣、枝野幸男殿、国土交通大臣、羽田雄一郎殿、復興大臣、平野達男殿、経済財政政策担当大臣、古川元久殿、防災担当大臣、中川正春殿。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

発議第２号　南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（梅本和熙君）　日程第17、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事件目が終了したので、会議を終了いたします。

９月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成24年９月南伊豆町議会定例会は、本日をもって閉会といたします。

閉会　午前１０時３５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第２日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（梅本和熙君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　改めまして、おはようございます。

２日目になりますけれども、本日の１番バッターとして頑張らせていただきます。

まず初めに、通告書に従い質問させていただきますけれども、きのう同僚議員が質問いたしましたことと重複する点がありますけれども、答弁よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、弓ケ浜について３項目質問いたします。

私が６月議会でお聞きしました平成24年２月６日に下田土木事務所長あてに町長名で提出いたしました要望書の回答が７月中にあると聞きました。要望書の進捗はどのようになっているのかお答え願います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

弓ケ浜の砂浜の減少対策、これにつきましては７月23日付で町から下田の土木事務所長あてに港湾空港技術研究所による弓ケ浜海岸の調査の実施について要望書を提出をいたしました。その後、県から各土木事務所への海岸調査要望取りまとめ通知が８月17日付でありまして、下田土木事務所は弓ケ浜海岸の調査申請を提出をしたところであります。

この申請に基づき事業採択をされれば、10月上旬に港湾空港技術研究所による弓ケ浜海岸の現地調査が行われることとなります。

町としましては、引き続いてこの弓ケ浜海岸の事業採択に向けて県に対して働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この10月上旬、港湾技術研究所に見ていただけるということですけれども、これは100％ということではないですか。いかがですか。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　お答えいたします。

100％という確約は申し上げられませんけれども、６月の議会でもご報告いたしましたとおり、例年10カ所程度要望がある中で、ほとんどが採択されているということなものですから、かなり高い確率で採択されるのではなかろうかと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　副町長も一緒に行かれたというお話でございますので、その方面からもひとつ強く押していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

台風の進路によりましては、大波が起き、今ではありがたくない置き土産として大量の海藻を初め木材等のごみが打ち上げられます。以前は海藻のカジメは畑の肥料などに使用されていましたが、ほかの肥料に変わり、行き場がなくなり、弓ケ浜海岸を初めほかの砂浜の地域でも埋め立て処理がされています。磯場では打ち上げられた状態で放置されているのが現状です。特に、海藻のカジメはヨウドが出まして、埋められたところは黄土色に変色し、だんだんと黒ずんでいきます。また、磯場に打ち上げられた海藻にあってはコバエが大量に発生し、しかも悪臭が漂う始末になっている。去年の台風６号で弓ケ浜に打ち上げられた海藻は推定100トンとされています。また、白浜の伊豆分場というところがありますけれども、その前の浜では台風６号、12号、15号で約456トンも上がったと聞いております。伊豆半島のほかの浜や磯に打ち上げられたものを考えると、その量は莫大な量と考えられます。

そこで、打ち上げられた海藻を賀茂１市５町等で話し合い、バイオマスエネルギーとして利用してはと考えますが、当局の考えをお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

海岸に打ち上げられる海藻の処理につきましては、町といたしましても頭を悩ませております。最近、大学や研究機関では新エネルギーとして日本の膨大な海洋面積を活用いたしまして、海藻を加工して燃料として利用する開発や研究が行われております。海藻がバイオ燃料の原料として注目されているのは、これまで廃棄物として処理されていたものが資源となることに加えて、資源量の多さ、そしてCO_2の吸収能力が非常に高い点にあるようでございます。新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では平成42年ごろの本格導入を見据えた次世代バイオ燃料の技術開発プロジェクトということで海藻を利用いたしましたバイオ燃料の製造技術開発というものを現在進めているようでございます。

町といたしましては、今後こうした研究開発等の成果を期待しつつ、実用化の可能性の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　谷課長のおっしゃるとおりでございます。これは、東北大学では2010年７月14日東北電力（株）と共同で、海藻から高効率でバイオエタノールを生産する技術を

開発したと発表しました。海藻１キロから200ミリリットルのバイオエタノールが製造できたと。対比しますと、畑に生えた大豆からは、－バイオ燃料生産量ですー年間１ヘクタール当たり1,900リットルのパーム油5,950リットルに対し、こういう海藻類からは９万8,500リットルと10倍以上の格段に高いバイオ燃料が生産されると。これに着目していただきまして、南伊豆町も五十六、七キロ海岸線がございますので、伊豆半島広域で少し考えていただきたいと、こうお願いします。

次に、ビーチクリーナーについてお聞きします。

浜の維持管理は地元では大変苦労しております。海水浴客の多く集まる砂浜となると、たばこの吸い殻、花火カス等が断然ふえ、これらは細か過ぎて清掃が大変困難です。どんどん砂浜が汚れていくことになります。猛暑の中、人力でやっては限界があります。素足で歩ける砂浜を次世代に伝えるため、海離れを食いとめるため、きれいな砂浜をアピールし、地震、津波による風評被害を少しでも減少させ、誘客の促進につなげるためにも、町でビーチクリーナーを購入してはと思うが、当局の見解をお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

砂浜は当町にとりまして非常に重要な観光資源の一つでありますが、その保全につきましては、夏期対策協議会の申し合わせ事項といたしまして、各海岸とも各地域で清掃作業を行っていただくことになっております。

このような中で、砂浜清掃車は１台1,000万円以上いたしますので、維持管理費も含め町が購入することは費用対効果の面からも困難ですけれども、ほかの地域における取り組みなどについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今、たばこもそうなんですけれども、花火というのは昔、竹とか木でしたよね、軸が。今は金属製になっているんです。それも細い金属製。この間も言われて、ちょっと私、はだしで歩いたんです、弓ケ浜ですけれども。やっぱり痛いんです、違和感があるんです。そうすると、どうなるかというと、危険だとなります。危険だと、いつも町長がおっしゃっている安全・安心、私はこれにもそぐわない。そういう不快感を与えてはいけないなと。イメージ的に砂浜というのははだしで歩くものじゃないですか、大体。だれも安

全靴で歩く人はいないと思うんです、観光客が。その点から見ても、きれいにするのが当たり前のことなんです、観光立町としては。弓ケ浜だけではないんです。五十鈴浜もそうなんです。そこもきれいにしなければいけない。それに対して、朝でも人力では少子高齢化、またことしなどは特に暑いです。そのためには1,000万もしない機械がありますので、そういうものを購入してはいかがかと。

また、どことは言いませんが、ある企業では自治体がお願いすればボランティアでやってくれるというんです。そういうところもあるんです。ですから、町としてもそういう働きをかけてはどうか、もし購入できないなら。けれども、250万か260万で手に入るものもあるんです、ちゃんとして、日本製で。その辺をもっと研究していただきたい、私は。ただ、費用対効果、費用対効果と言うけれども、みんな費用対効果かというとそうでもないです、行政というのは。町長の、要はトップの考え次第で安心・安全、それにしたらどうしたらいいのか。観光にも、すべてのものに当てはまるんです、安全・安心というのは。

ですから、人間やるにはやっぱりあれがあります、限界というものが。一生懸命やっても暑さで倒れる方もいらっしゃる。そのことを考えたら、機械の１台ぐらい、私は安いものだと思うんです。もし、わからなかったら、私はボランティアでやってくれる会社をお教えしますので。全国でやっているそうです。後で聞いて来てもらっても結構なんですけれども、そういう浜自体は、町長もおっしゃっている弓ケ浜は町のシンボルだと、ずっとこうおっしゃっていますので、ぜひ購入して、常にきれいな、そういう浜を目指していただきたいと、こう思います。どうでしょうか、その辺、課長。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　ただいま議員のほうからご質問がございましたけれども、議員の言われるとおりだと私も認識はしております。ただ、私どもも伊豆半島の中のこういったビーチクリーナーで掃除しているところはないか、一応調査をさせていただきました。ほとんどの面で、また費用対効果を申し上げますけれども、なかなか購入できないというご意見が多数でございました。その中で、熱海市さんだけは業者委託でやってられるということでありました。これも45日間で420万、１日10万かけての掃除だそうでございます。そうかけても購入されなかったんでしょうかという質問に対して、後のメンテナンス等々がやはりそれ以上かかりますというお答えでございました。

そういうことを踏まえた中で、やはり当町においても購入してということはちょっと困難かなということで答弁させていただきましたけれども、今、議員が言われるようにボランテ

ィアで応援してくれる企業があるということですので、ぜひそこにも期待をしてみたいなという気持ちでおります。

また、ほかの町村に聞いて、検討はしてまいりたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　お年寄りが大変多いんです。やる方もみんな年をとってきますので、ぜひその辺のことを推進していただきたいと思います。

次にまいります。

防災対策についてお聞きします。先月８月６日、静岡県市町議会議員研修会に出席後、御前崎で避難タワーの視察に行ってまいりました。そこの避難タワーの特徴は、津波外力に対し外壁を持たず、階段、スロープ、屋上の床材はクローチング材を使用し、水を透過することにより荷重を軽減する構造になっている。また、防食対策として亜鉛メッキ仕上げになっている。昇降方法、昇り降り、これは階段のみではなく、災害時の要援護者に配慮したスロープを設置している。津波が最上階まで襲ってきても、人体を本体に係留することができる。

そこで、８月29日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域と被害想定を受け、町として建設する避難タワーの高さ、形状をどのように考え検討しているのかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私も今、議員の言われた御前崎の避難タワーを見てきました。そこで当町としましては、当初予算で、この津波避難タワーの設計業務ということで計上しました。これは湊区を対象としたものでありまして、３月31日の、今言われた内閣府発表の南海トラフ巨大地震による25.3メートルという津波高を受けまして、事業着手を控えておりました。しかし、このような中で、８月29日に内閣府から10メートルメッシュによる南海トラフ巨大地震モデルの津波予想高が発表されまして、弓ケ浜海岸では最大で12メートルから13メートルというものでありました。

この発表を受けまして、湊区と早急に協議をしまして、そしてまず場所、それから高さ、そして形状、こういったことを地域の皆さんとよく意見を交わしながら、それを反映させな

がら、この津波避難タワーについては、まず設計業務に着手したいということであります。そしてなるべく早い時期にも実施事業に取りかかるという考えでおりますので、宮田議員も地元ですので、またそういった面でもぜひバックアップをお願いしたいということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今の答弁をお聞きしますと、まだ動いていないということですよね、全然。私、きのうも同僚議員がおっしゃっていましたけれども、一歩でも二歩でも前へ進まなければいけない。ということは歩きながら考えろということなんです。３月11日、その後で３月31日に出されましたけれども、そのときから考えていなければいけないです。要はシミュレーション化して、では何メートルのときにはどのぐらいのものを建てようか、何メートルのときにはこのぐらいのものを建てよう、そのぐらいのシミュレーションをやっていないと危機管理はできません、町長。

では、今回は13メートル弱です。では15メートルをつくればいいかと。それだったら、もっと前に地元といろいろ話し合って、どの辺にどのぐらいのメートルのものをつくろうかと。では、25.3メートルだからその上のつくろうかと。じゃ、ちょっと待ってくれよと。今回、８月29日に10メートルメッシュが出るから、そのときに何メートルになるかわからないけれども、形状等々というのは、町長御前崎に行って見てきたとおっしゃっていましたので、そのぐらいのことはもうできるはずなんです。ただ、まだ今何もやっていないこと自体が私はちょっと不思議でしようがない。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

何もやっていないわけではありません。25.3メートルの発表以来、防災担当のほうでは地元とよく話し合いを持ちながら進めてきております。その辺の経緯については担当から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　今回の津波高を受けまして、はっきり申し上げて、規模がどの程度のものになるかというものがなければ、それは事前に話をしてもどうしようもないという

ことがあると思います。設置場所につきましても、それはもう事前に区長様のほうからご案内をいただいて、私どももその現地のほうは確認をさせていただいた中で進めてきております。当然、これはその高さによっては、極端な話ですけれども、意味をなさない、避難タワーとして意味をなさないという場合も、当然これは考えられることがございます。そうであれば、それに対応した形の避難方法を町としては考えなければいけないということも当然あるわけでございますので、ここにきまして、12メートルから13メートルという弓ケ浜の場合には津波高をいただきましたので、早速区長さんのほうに伺いまして、現地と、それからやはりどうしても観光客、一番死者数であるとかそういうものは真冬の時間想定というようなことがございますけれども、私どもの場合には観光地、当然これは海水浴客を踏まえた避難のものも考えなければいけないということがございますので、その辺も含めて区長さんとはお話をさせていただいてございます。

29日の発表を受けてお伺いしたのが９月３日だったでしょうか。早速行ってお話はさせていただいてございますので、その辺だけはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　その辺は、要は湊区もそうですけれども、南伊豆町の町民の方にも周知していただければ大変わかりやすいと思いますので、お願いします。

次に移ります。防災、生活道路としての一条箕作線、稲梓線についてお聞きします。

ことしの３月15日には県庁に行き、８月29日には湯けむりホールで勉強会を行いました。皆さんのご承知のとおり、大津波災害時には我が町は陸の孤島となります。東日本大震災では道路の復旧が急務でございました。一条稲梓線は海岸付近を通行しない、開通すれば唯一の道路となります。緊急時の人、物資の輸送に大きな力となることは間違いありません。防災・生活道路としての両面から見ても絶対に必要不可欠と、町長を初め同僚議員も同じ思いでいることと確信しております。

そこで、一条箕作線、稲梓線を町を挙げて強力に推し進め、一日も早い期成同盟会の設立に向けて行動を起こさなければならないと思います。今後の町の取り組み、決意をお伺いしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この一条地区と下田市の稲梓地区を結ぶ道路につきましては、今言われている防災上の緊急輸送路を兼ねた伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路としての整備ということが必要不可欠と考えております。このために本年３月に、今言われた、本町独自で県に対して議会あるいは経済団体とともに県知事以下各関係部署へこの道路の整備についての要望を行ったところであります。

また、この整備の推進に当たっては、隣接する下田市とともに一体となって要望活動を行っていく必要がありますことから、下田市と南伊豆町関係者による合同の研修会を８月29日に開催をして、我々として皆さんと一緒に道路建設についての認識を深めたところであります。

今後もさらにこの道路建設の実現に向けて、下田市関係者等のご理解を得た上で、両市町連携を図りながら、建設に対しての要望をしてまいりたいというふうに思っております。

今言われた期成同盟会的なものについても、なるべく早い時期に立ち上げて、そしてより強固に進められるような体制づくりはつくっていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　大地震のときには、特に下田駅前、あの辺の液状化が心配されます。ということは、駅前以南、駅から向かってこちら側、南伊豆町に対して通行が大変困難になると、そう予想される。なぜかと言いますと、下田市新庁舎等建設推進事業ニュースレターというのがありまして、その中で、今現在庁舎は有事の際に対策本部として機能しなくてはならないにもかかわらず、耐震性は低く、液状化の危険が非常に高く、東海地震等による津波による浸水被害も想定されていると、こういう文面があります。

そこで、液状化の危険が非常に高いと。ということは、下田の庁舎があります。駅を中心にしてもいいんですけれども、その周りはほとんど液状化になるということをうたっているんです、これは。ということは、どういうことかというと、稲梓からの救助だけで間に合うのかと、下田の市民が。稲梓一条線があれば、一条から大賀茂、吉佐美、二つからできるじゃないか、両面から。ということも下田の皆さんに考えていただいて、南伊豆町民、また下田市民の同じ価値観を持ってもらえるよう周知するのが非常に大切であると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど申し上げた、いわゆる防災の面からということを申し上げましたが、まさにそのとおりでありますので、今後はそういった方向で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　よろしくお願いします。

次にまいります。次に、自然エネルギーについてお聞き申し上げます。

第５次南伊豆町総合計画の中に、風力、太陽光発電、下賀茂温泉鉱泉地群を活用した地熱発電等、新エネルギー導入の検討とうたわれております。町で使用するエネルギーがすべて自前で賄えれば、エコタウンとして町のイメージアップにもつながり、観光にも一役貢献できるのではないかと、こう思われます。

また、温泉を集中管理することで、無駄な温泉のくみ上げをやめることや配管のスケル除去等維持管理等の軽減が考えられます。今でも行っておりますけれども、温泉熱を利用したメロン、イチゴ、マンゴー、また野菜等を育てることができると。水産業に至っては、フグ、アワビ、甲殻類、スッポンなどが考えられます。これは雇用の創出にもつながってまいります。

そこで、きのうも同僚議員がお聞きしましたけれども、今までの賀茂地区のボーリング調査の結果を受け、地熱エネルギーの利用がどのように可能なのか、町としてどのような構想を持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

現在、環境省が独立行政法人産業技術総合研究所に委託して実施しております温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究が加納地区を中心に実施されておりまして、その調査結果につきましては、昨日も申し上げましたけれども、本年度末に報告書として取りまとめられることになっております。

議員の地熱を利用したさまざまな利用計画等につきましては、調査結果によりまして、有効利用の可能性が確実に判明すれば、費用対効果だとか実施したい。それから周辺環境等への配慮などの課題等もありますので、温泉関係者や有識者などを構成員といたしました新エネルギーの利活用検討委員会などにおきまして研究していきたいというふうに考えていると

ころでございます。

今回の実証研究の報告書の結果というものを一つの契機といたしまして、さまざまな温泉の利活用等について利用していきたいというふうに考えている次第であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　きのうも同僚議員が言っていましたけれども、一歩、二歩では遅過ぎるんです、前に出るのが。渡邉議員がきのうおっしゃっていましたけれども、私も去年の９月から言っていますけれども、太陽光なんかもう皆さん目の色を変えてやっています。なぜか。自分たちの自主財源を上げるためです。そのために目の色を変えて、太田市でも飯田市でも浜松でもやっている、新潟でもやっている、北海道でもやっている。７割から８割の自治体がやっています。考えています。ですから、このエネルギーに対して、皆さんがもっともっと真剣になって、こういうときはどうしようか、こういうときはどうしようかと、そういうシミュレーションなんかは本当は持っていたほうがいいんです。そうしたら行動が早くなる、一歩目が。その責任は町でみんなでとればいいじゃないですか。そういうことをやっていかないと、おくれていきます。

ですから、議員はみんな思っていると思うんです。なぜ南伊豆は遅いのかと。一歩目でも二歩目でも。助走期間ってありますよね、何でも。助走期間にそういうシミュレーションをやっていかないと、終わった後でまた結果が出てからやります、何してからやります。それでは遅過ぎるんです。助走期間に始めて、何事もやっておかないと。要は段取り８分というやつです、仕事２分。それで10割です。だから、その段取りをしっかりやっていかないと、どんどんとおくれていきますよという話です。

次にまいりたいと思います。次に観光についてお聞きします。

８月23日の新聞によりますと、県は22日、平成23年度の静岡県交流客数を発表したと。前年度に引き続き東日本大震災の影響が強く、２年連続の減少。伊豆地域南部は震災直後の減少が大きく、年間合計では平成21年、22年度と比較して大幅な減少となった。特に、海のレジャーを観光の目玉としている市町村では津波への心配から海水浴客が落ち込んだ。ことしは天候にも恵まれ、22年、21年、震災前に戻りつつあると聞いております。

また、イベントによる誘客が好調だったのは三島市、伊豆地域で唯一前年を上回ったと。確かに三島市は新幹線が止まります。高速道路にも近い。南伊豆町と比べて地理的条件、交

通の利便性には雲泥の差があります。ないものねだりをしても何も解決になりませんので、みんなで知恵を出し、汗をかき、南伊豆オンリーワン、南伊豆町へ行かないと経験ができない、食べられないと、そういうものを当局も常日ごろ考えていることと思います。

そこで、一つ提案がありまして、風が吹くと波が立ちます。風が吹いても波が立たない、青野川河口付近を使って、２月から３月に桜まつりを行いますけれども、お花見、カヤックや屋形船、また大潮回りのとき、大変引きますよね、あの辺は。干潮時の干拓を利用した、有明海で行っているガタリンピックなどが考えられますが、当局のお考えをお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

当町では現在、自然、花、温泉等に各種イベントの開催を加えて、観光シーズンの通年化に努めているところでございます。このような中で、議員がただいま申し上げたことなんですけれども、青野川河口のソメイヨシノ、カヤック等ということですけれども、川を眺めながらお花見イベントを開催するなど南伊豆町においてもこういうようなイベントを考えておりました。実は、以前から民間の業者がこういうことをやっておりまして、いろいろと民間業者との調整をしてまいりましたけれども、なかなか調整が難しくて、現時点では開催できないようになっております。難しいのかなというふうに考えています。

また、青野川河口で、有明海の干拓で行われているガタリンピックをというお話でございますけれども、ガタリンピック自体泥沼のようなところで行われるもので、青野川河口のような石が多い場所での実施というのは、これはちょっと困難かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私もカヤックに乗って見たんですけれども、目線が違って、これまたきれいで素晴らしいと思いました。民間とやって難しいというのは、全然難しくないです。その方と私はお話ししました。町として個人とは契約できないと。要はいつも皆さん使っています一般社団法人でなければ信用しませんよというお話を受けたと、そういうことでございました。ただ、そういうことを法人、法人とやっていると、その方も法人をつくればいいのかなと。眠らせた法人を立ち上げようかと、それでは駄目だというんです。いつも使っている一般社団法人、そこを使ってくれと言うんです。そこを使ってくれというのはどういう

ことかと。値段的にも向こうは高い。3,500円か4,500円と言っていました。2,500円でいいだろうと、こちらの方は。そういうふうにしてくれないかと言ったら、それでは困るというお話で宙に浮いてしまったというお話でした。その辺、課長もちょっと調べてもらって報告していただければと。今わかれば別にいいです。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　今議員が申されたことと私どものほうが調査してのことと、ちょっと食い違いがあるように感じております。実は、今議員が言われる業者の方とも折衝いたしました。ただいま議員言われたように料金の関係が一番ネックだというふうに私ども聞いております。以前からやっている業者の方からは500円ぐらいでいいというふうに言われたそうでございます。私どものほうが企画しているのは、やはりチラシをつくったり、ポスターをつくったりいろいろすると、やはり最低でも1,200円から1,500円参加者からいただかないと運営できないなということで、調整がとれなかったというふうに私は聞いております。その後も何回となく私も見にいきまして、議員言われるように、確かにあそこでカヤックで川面から桜を見るということは観光にとってもいいことだというふうに感じております。

ですので、料金だけでそういうようなことで折り合いがつかないのであれば、やはりその辺はまた落とし所といいますか、また接点をとりまして、もう一度業者の方とお話をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　話し合えばわかると思うんです。大変、あそこら辺は観光地としてもまだまだ発展途上ですので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

あと、伊豆半島の人の流れをもう少し考える必要があるのではないかと、観光について。世界の各飛行機会社が、皆さんご存じのとおり格安運賃でシェアのしのぎを削っております。世界を相手にオール伊豆とオール日本で、早い話が戦わなければいけない。要は格安運賃ということなんですけれども、今、東京―下田間、お幾らだかご存じですか。普通電車で結構ですけれども、どなたか往復でも結構なんですけれども。

〔「わからなければいいです。時間の無駄ですから」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　大体3,000円そこそこなんですけれども、バス代は別です、南伊豆の。

バス代は別なんです。こういう切符があるんです、今。これは何かというと、皆さんご存じだと思うんですけれども、南伊豆フリー乗車券というものです。東京と南伊豆の東海バス、南伊豆の周辺全部、波勝までも行けるんです、これ。下田―波勝崎というのは片道1,500円ぐらい、そんなもんだと思うんですけれども、それを全部合わせて１泊２日、期限付なんですけれども、6,000円です。6,000円で往復、普通ですけれども行けるわけです。普通の乗車券だと、波勝までとして1,500円として、片道3,000円として、三千五、六百円かかるんですけれども、往復大体１万ぐらいいってしまうんです。それが何と6,000円で行けるわけです。できるわけです。

これはこの間、東京に住んでいるある方とちょっとお話をする機会がありまして、こういう切符があるんだよと教えてもらったんです、私も知らなかったんですけれども。１泊２日じゃ旅行にならないと言うんです。南伊豆町も逗留期間滞在してくださいよという頭でいると思うんですけれども、伊豆全体がそうだと思うんですけれども、この１泊２日を２泊３日、３泊４日にできないものかと、交渉できないものかと。そうしたらもっとお客さんが来ます。一番のネックは交通の値段だというんです。通行料というか電車代、その方いわく。別にこっちへ来て１泊幾ら云々、そんなの関係ないんだと、そう言っていました。何せ多くの、本当電車代が高いもんで二の足を踏んでいるというんです、皆さん。

ですから、こういう切符があれば、もし２泊３日、３泊４日に延ばせるんだったら、していただけると、東京または横浜近辺、また埼玉近辺、関東地区の方々がかなり来やすくなりますというお話を受けました。

それを思いまして、どうですか。町長も課長もそうなんですけれども、こういう交通機関とお話ししていただけることができるんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　町長を初め私どももそうなんですけれども、ＪＲのほうにもトップセールスということでお願い等々行っております。そういう機会があれば、できるかできないかはわかりませんけれども、内容等については聞いてみたいなと。今言われるように、１泊6,000円ですか、こちらまで全部来て。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　１泊２日かというか、要は１泊２日限定なんですけれども、泊まりはないんです。ただ次の日に帰らなければいけないんだという限定があるわけです、期間限定

が。それを２泊３日とか３泊４日でも6,000円でできないだろうかと、そういうことです。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　大変申しわけありません。ちょっと私のほうが理解を誤っておりました。

確かに１泊ですと南伊豆へ来て、見ることはなかなか難しいかなというように感じます。それを２泊３日、３泊というような形の中で利用されたらということだと思います。機会がありましたら、そういうこともまたお話しさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　機会がありましたらではなくて、機会をつくっていただきたい、ご自分から。町長もひとつお願いしたいと思います、これ。いかがですか、町長。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、宮田議員の言われた旅行の料金というのは、我々は細かいことまでは掌握しておりませんので、そういったことも今後、交通機関等とはしょっちゅう会う機会もありますので、話として、我々としては誘客に結びつくような料金設定ができるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ぜひそのように押していただきたいと思います。

次に、カニの件なんですけれども、知っている方は知っているんですけれども、青野川河口の汽水地域がありますよね、海水と真水が混ざっているところなんですけれども、幻のカニと言われていますワタリガニのノコギリガザミ、それが生息しております。大変おいしいカニでして、今後の食用としての利用と、また数が少なくなってきておりますので、種の保存のための稚ガニの放流の考えがあるか、ちょっとお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

ノコギリガザミにつきましては汽水性のカニで、国内では利根川以南の河口や内湾に生息

していると言われております。漁業の対象になるほどの漁獲量が多いところは、県内の浜名湖、沖縄県の八重山諸島や高知県浦戸湾など数えるほどしかなく、漁獲量を安定させるために国や県などの関係研究機関の協力によりまして、人工的に生産された稚ガニの放流を漁業者が積極的に行い、現在に至っていると伺っております。

南伊豆町においてこのカニを観光振興として活用していくためには、まずカニについて住民が理解し、熱意ある観光関係者や漁業関係者が取り組んでいかなければ前に進めないと考えておりますけれども、このような取り組みに対しましては、町として積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　町長、ノコギリガザミはご存じですか。カニなんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

そのカニかどうかは私は存じていませんけれども、いわゆる河口の水とよく潮が引くと歩いていますけれども、あのカニですか。川岸に。

〔「毛が生えていないカニです」「ちょっと認識しておりません」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　毛の生えているカニはズガニと言います。河津で有名ですけれども。

〔「ゆでなくて赤い」と言う人あり〕

○２番（宮田和彦君）　いえいえ、赤くはないんですけれども。大体おいしいのが２種類いまして、トゲノコギリガザミというのと、それは深緑しています。もう一つがドウマンという横文字の、和名でノコギリガザミ。それはこういう感じのもう少し薄い色ですけれども、しております。どっちが高級品かというと、こっちのほうが高級品ですので、それを今度は浜名湖のＮＰＯが自前でやろうかと。大体10カ月ぐらいで10センチから15センチ、結構早いんです、成長が。大体２年で30センチぐらいにはなると。かなり成長の早いカニなんですけれども、ことしは私は捕獲したんです。３週間かかりました。毎日行って３週間かかったんで

すけれども、甲羅がこんなもんですけれども、ちょっと小さかったです。私が３年前にとったやつは甲羅がこんだけあったんです、倍ぐらい。つめの大きさはこのぐらいありますかね、かなり大きい、挟まれるとちょっと大きなけがもするのではないかと。

皆さん食べてみたいと、見たこともないと。もし今度とりましたら、写真はあるんですけれども、写真は絵にかいた餅で食えませんので、一杯ではしようがないですけれども、見て、少しみんなで食してみたいと、こういう考えでいますので、ぜひ。課長も知っていらっしゃると思いますので、カニのおいしさは。ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、町長選についてお聞きします。

これからの町のトップはグローバル感、世界的視野を持った人がなるべきと私は考えています。右見て、左見て、周り見て、石橋をたたく人ではスピード感を持って迅速に動けないと。交付金がもらえるから、その使い道を考えればいい。親ガメこけたらみんなこけるから、苦労はすることはないと、それが日本の今の姿です。夕張にならないように一生懸命頑張っている、ただそれだけなんです。

アメリカでシェールガスが生産されています。1990年あたりからわかりまして、今生産されていますけれども、アメリカ国内で100年以上使用できる埋蔵量と、こう言われています。これによって、アメリカの世界戦略が変わります。なぜかと。エネルギーを輸入する国から、今度は輸出することができる、そういうふうに変わることができるんです。しなくてもいいんですけれども、することができる。アジアを初めヨーロッパ、中東、アフリカ、世界で何が起きているか。日本の影響はどうなのか。南伊豆への影響はどうなのかと。次に打つ手は何かと、考えなければいけないです。世界の流れはグローバル化によって大変早くなっています。スピード感を持って迅速に動かなければならないと感じております。仕事で失敗したら、町長を初め副町長の責任だと、何かで職員が仕事で失敗したら。成功したら職員の功績、この責任の所在をしっかりしなければ私はならないと思うんです。そうでなければ職員の皆さんは安心して働けないです。

これはなぜ言うかというと、ある方が言っていたんです、ちょっと名前は伏せておきます。町長か副町長かどちらかはわかりませんけれども、企画があったと。その説明に行ったというんです。説明に行って、課長と一緒に行ったそうです。質問を受けて至らない点があったと、そういう質問があった。横にいた課長は何をやったかというと、後ろからばっさり切ったというんです、その答弁を。どういう言葉で切ったかというと、「だから言っただろう」と。普通の上司だったらかばいます、その職員を。普通の会社でしたら。私の指示が悪かっ

たからこの職員はこんなあれを犯したんだと。だから普通ではないんです、私から言わせれば。だから職員の皆さんはこれだけやれば失敗しなくていいやと、このぐらいでいいやと、そういう感覚を持ってしまうんです。縛られてしまうんです。だからできないんです。やろうと思ってもできないんです。

そこでお伺いしますけれども、私の記憶に間違いがなければ、町長は来年の５月14日が任期だと、こう思いますけれども、間違いないですか。

そこで、次期町長選に出馬する考えはおありなのか。また、前下田市長のように、潔く後進に道を譲り、勇退なさるのかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、宮田議員がいろいろ言われました。私は私なりに常日ごろそういった世界的に、国際的なことあるいは日本の国内、国政、経済、こういったことは新聞に目を通し、そしてテレビ等でも情報収集しながら取り組んでおるということを、まず申し上げたいと思います。

そこで、私としては今、この24年度、半年が過ぎようとしております。半期が過ぎようとしておりますけれども、まず今の私の心境としては、直面するさまざまな課題があります。これを町長としてしっかりと取り組んでいくということが、今、この私に課せられた使命であるというふうに思っております。したがって、今議員の言われた来期ということについては、私は今後しかるべきときが来たら、私の去就については明らかにしていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今、町長が言われたしかるべき、そのとき、去就についてはということですね。７月26日の伊豆新聞ですけれども、去就については後援会などと相談し、しかるべきときに明らかにしたいと。この去就についてしかるべきとはいつでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それは、いわゆるしかるべきときであります。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　では、質問を変えます。

要は、100％、200％で結構です。出る気持ちがあるのか、ないのか。それだけです。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　しかるべきときが来たら、明らかにします。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　いつになるか、しかるべきときではわかりませんけれども、野田首相が言ったように近いうちとか。いつなら近いのか。こういう人によって感覚というものがありますので、できるだけ早い時期のほうが町民の方もどうなるのかなと心配しておりますので、ぜひそのときに、早い時期に進退を明らかにしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（梅本和熙君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは通告に従い、日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。

まずこの間の行政ですが、国会では第一政党、多くの勢力が国民に将来的に負担増を求め

る消費税増税法案を通す。しかし、国民の生活を向上させる政治の具体的施策については展望を持たない、そういう状況が続いております。こうした中で迎えた９月定例会、決算議会であります。決算の中身に関して、改めてこれを精査すると同時に、これを今後どう生かしていくか、その点について、まず質問を行います。

平成23年度決算と財政見通し、調整の役割です。

平成23年度決算はまだ決算認定も含めて全国の市町のデータは出ておりませんけれども、これまでの経験、10年来の財政の問題、合併の問題なども経てまいりましたが、いわゆる自治体の財政状況、これがわかりやすく言うと借金残高、地方債残高と債務負担行為、将来負担する予定のお金、それから積立金現在高、貯金を引いた額をいわゆる標準財政規模、これはその人口規模あるいは学校、施設等々を持つ自治体の標準財政規模というのが指数で決められており毎年変わります、それを除した額、これを平成23年度決算で出しますと約96.3％になります。100％を超えると、やはりしっかり確認していかなければならない。この間、合併の対象になった下田市に関しては、23年度は出ておりませんが、平成22年度でいまだ114％、それまでひどい状態がありましたけれども、そういう状態であります。

町長、この南伊豆の現状、全国の数字が公表されている平成22年度でいうと、実質公債費比率全国平均が10.5％に対して、平成22年度の南伊豆町は11％で、総務省のデータを並べると全国1,751自治体中636位であります。今年度、平成23年度の第４号にも出されています実質公債費比率は10.5％、0.5ポイント下がっておりますが、推して知る大体の順位になると思います。ちなみに、いわゆる地理的条件に左右される財政力、これは1,751自治体中1,221位、財政監査意見にも出ておりますけれども0.31％で、これはそういう状態であります。もちろん私はこの数字、順番が絶対視ということではないですけれども、こうした数字をしっかりとした確信を持って行政を進めていくという点、この点について非常に重要だと。特に、平成23年度は庁舎建設、そして認定こども園の建設をすると、かつてない大型事業をやって、なおかつ100を超えない数字でいる。これは自治体の財政基盤をしっかり、それと財政運営を常々町長がこれまで言ってきた「入るをはかって出ずるを制す」ということで、自治体の基盤を守り、住民生活をしっかりと支えていく。地方自治の本旨である住民の福祉を守るという自治体の役割をしっかりと発揮できる数字ではないかというふうに思いますが、この点に関して、町長の認識と今後の財政運営、それの展望についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我が町の今までの町政の流れを振り返ってみますと、いわゆる自主財源の乏しい我が町としては、依存財源、いわゆるそれは言うまでもなく地方交付税でありますけれども、これに頼らざるを得ないという、まず町としての財政的な立場が、そういうことが言えると思います。

そこで、今言われた公債費比率でありますけれども、これはやはり今までいろいろ事業を進める中で前年度の庁舎建設もそうですけれども、大型事業を進めるということで、相当２ケタ台で公債費比率も推移してきました。そして、これを返済しながらの事業を進めてきたわけでありますけれども、これも峠を越えて、そして今言われているような公債費比率に23年度がなったということが言えると思います。

そういう中で、常に私も今まで言ってきておりますけれども、予算編成に当たっては、入るをはかりて出ずるを制すという基本的な考え方のもとに、それぞれの部門について予算編成をしながら、それぞれの年度で予算執行をしてきておるところであります。言ってみれば身の丈に合った財政運営ということが言えると思います。

そこで、この23年度の決算でありますが、過日監査委員による審査を受けまして、本定例会において各会計の決算認定の議案を議員の皆様にご審議をいただくということになっております。

そこで、これらの決算数値に基づいて算出される各種財政指標でありますが、これはこれまでの行財政改革の成果によって財政力指数を初め経常収支比率、実質公債費比率、それから将来負担比率等の代表的な指標は年々着実に好転をしてきております。これは私が先ほど申し上げた経緯があります。中でも、実質公債費比率は平成19年度の14.4％から平成23年度は10.5％となり、将来負担比率にあっては95.3％から66.2％まで減少をいたしました。このほか健全化判断比率についても継続して良好な数値を保っております。

一方で、収入総額に占める依存財源の割合が高い本町でありますが、国・県の施策変化の影響を受けやすいということで、特に収入の40％以上を占める地方交付税が縮小されることに対して常に危機感を持っております。先日のテレビ報道では、このたびのいわゆる赤字国債の発行が今いろいろ議論されておりますけれども、その中で、この地方交付税の地方への配分がおくれるのではないかということも報じられております。常に我々はそういった国の動き、先ほどの質問でもありましたけれども、私はそういう面でも、国あるいは県の動きを

よく注視しながら、そしてそれぞれの担当課に命じながら、財政運営は行ってきておるところであります。

そして、この対応策の一つとして基金の積み立てということがあります。これはそれぞれの大型事業が終わって、できる限りこれも積み立てをしなければならないという積極的に今取り組んできておりますが、結果として、平成18年度の現在高が２億4,500万円であった財政調整基金は平成23年度末には９億7,200万円となり、平成24年度末には目標の10億円に到達できるという見込みであります。これは、いわゆる防災もそうですけれども、備えあれば何とやらで、将来への備えということは常に私は頭の中に入れながら、何が起こるかわかりませんので、取り組んでおるということであります。また、昨年度は公共施設整備基金にも１億円の積み立てを行いまして、来るべき財政需要に対応するための準備を進めておるところであります。

今後も、何度も申し上げますけれども、国政等の変化には町政が柔軟に対応できるような基金の積み立てを推進するとともに、限られた財源の有効活用を念頭に、これも先ほど申し上げました身の丈に合った健全な財政運営を継続し、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、町長が述べられた姿勢をやはりこれをしっかり進めていくということは、住民の力を今後一層応援する、その基盤になっていく。このことは、今町長は国の動きということを言いましたが、国が一方で財政的には地方自治体にもそういう地方交付税の話をします。合併のときにはもっと強固でありましたけれども、一方で冒頭に述べましたように、国が財政を理由に国民に負担増を求める。それ以外、大企業等々には求めない、そういう状態が続いている。

新自由主義とグローバリズムのあらわれでありますけれども、こうした中で、やはり自治体が本当にあるべき姿、町長が述べられていますけれども、改めて振り返ってみると、いわゆるせかされる、急がされて物事を進めさせられる、合併の問題のときは夕張がスケープゴートにされて、これを見せしめにして、合併に全国の自治体が追い込まれる。当町は一番財政状態がいい時期に大型事業を次々とやって、入るをはかりて出ずるを制すどころか、入るほうをむしろ無視して、多いときには９億もの地方債の発行をすると。合併に突き進むと。

国を先取りするようなことを進めた、そういう時期がありました。しかし、今になってみれば急いで合併したところはばかを見て、今周辺自治体、中心部以外から外れたところは非常に辛酸をなめていると。やはりしっかり国の動向を見据えて住民の生活を守っていくというスタンスがこれはしっかりと求められるのではないかと。

この問題は合併に限らず、この賀茂郡の例でいうと、共立湊病院の問題。医療が撤退をするという非常に選択が厳しい問題でこれが投げかけられて、この問題もクリアして、下田メディカルセンターがこの５月に開院するという、こういう取り組みもしてまいりました。

地震、津波に関しては、昨年３月11日のショックはもとより、この３月31日の中央防災会議の発表、これでもやはりその数値等々あるいは発表をもとにして事をせかされる、そういう動きがあります。しかし、物事をやはりどういうスタンスで見るのか。しっかりと将来にわたって住民の生活を守っていく、このスタンスは地方自治法にもうたってありますけれども、そこがぶれないことで、こうした時の宣伝、プロパガンダに惑わされないで自治体、住民の生活を守っていく。このことが極めて今浮き彫りになっているのではないかというふうに思います。

さて話は変わりますが、行政報告で出されましたけれども、こうした中で20年来据え置いた水道料金の問題で、いわゆる審議会は大幅な答申を出して、議会からも値上げは当然だなんていう声も出ましたが、行政報告ではこれを住民の生活を見て緩和していくという決断が表明されておりますが、こうした公共料金と今の住民の生活、そして町政のあり方に関して、町長の考え方をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、今言われた合併という言葉が使われました。そこで、平成の大合併と言われた、国主導で展開されてきたこの近隣市町村との複数回にわたる合併協議も不調に終わり、平成21年度以降は、いわゆる収支均衡型財政を基本として、行財政改革に積極的に取り組むとともに、身の丈に合った自立のまちづくりに取り組んできておるところであります。その間、普通建設事業費の縮小であるとか地方債発行額の抑制、それから人件費の削減、こういったことを初めとする経常的経費の削減、それから財政調整基金の積み立て等を実行して、その成果が各種財政指標にも確実にあらわれてきておるところであります。

一方では、長引く景気の低迷であるとかあるいは東日本大震災の影響により、本町の主要

産業である観光業の不振が町民の所得に大きく影響して、平成23年度の町民税収入額は平成19年度の税源移譲以前の額まで減少したところであります。

このような中で、風力発電施設に係る固定資産税等の増加によって地方税総額では平成13年度以降初の10億円を超える決算となり、自主財源比率の上昇に寄与したところであります。また、本町の収入の６割以上を占める地方交付税と地方税の額は、交付税の持つ財源調整機能によって町民税の減少にもかかわらず約32億円前後で安定しており、現行制度の持つ機能の継続とさらなる機能強化が本町の安定した財源確保に向けた課題となることは明らかであります。

このように近年の本町財政は、地方交付税制度の恩恵を受けて各種財政指標からも比較的安定した状況であると言えますが、今後は地域経済が活力を取り戻して、そして町民の所得の向上に直接つながる施策が重要であるというふうに考えておるところであります。

それから、先ほど議員が言われた水道料金のお話がありました。これは、長引く景気低迷の中で、町内産業の活性化対策としてプレミアム商品券の発行への補助金、それから利子補給補助金であるとか臨時列車の運行補助金、宣伝委託料、公共事業の早期発注、こういったことを限られた予算の中ではありますけれども、施策を進めてきております。その中の一つでありますけれども、水道料金がこのたび答申を受けて、いわゆる観光業の不振であるとか景気低迷、そういった中で使用料の減少に伴っていろいろ検討してまいりましたけれども、過去10年間の一般会計からの水道事業への繰出金の総額は約４億3,000万円に上っております。慢性的な資金不足ということでありまして、加えて今後予想されているインフラ整備や施設の老朽化対策に要する費用を考慮しますと、さらに厳しい状況が予想をされるところであります。

このような中で、平成18年度に水道料金等審議会に諮問して料金改定をお願いをしてまいりまして、本年２月に答申が出たわけであります。その答申の内容は、水道料金を大幅に上げると、改定するという内容のものでありますけれども、詳しい内容につきましては議案審議の中でご説明いたしますけれども、これも３年間をかけて、いわゆる激変緩和を検討して、今消費税であるとか、当町の場合はさきには国保税の率の改正、今言われている電気料金の値上げ等もありますので、こういったことを考慮して、３年間を一般会計からの繰り入れによってこの急激な負担増を回避しようということで検討して、これも後の議案で審議をいただくことになっております。

あれやこれや本町の財政力というのは、地理的条件等によって非常に、いろいろ決して容

易ではありません。こういった中で、さらに可能な限り我々としては掲げている町の将来計画、総合計画の実施へ向けて実現できるように経営改善を進めて、そしてより効率的な、効果的な財政運営に努めていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　自治体の役割についても財政の観点から質問を行いましたけれども、よく自治体が住民が困窮していると、いわゆる自治体が何かやれという声もたくさん出ます。こうした例、近隣だけを見てみましても、自治体が事業をやった、例えば河津町のバガテル公園、その他施設あります。下田市のベイステージの問題あるいは松崎町の国民宿舎、みんな多額の赤字補てんをしている状態があります。住民の生活をしっかり守っているだけでも大変な中で自治体が何をやっていくのか。やはりノウハウを蓄えて、財源、自治体の基盤がしっかりとした上で住民生活を産業の面でも応援をしていくと、そういうスタンスをしっかりととるということは課題でもあると思いますけれども、一層こうした観点を貫いて、いわゆる住民の生活と同時に前向きな産業振興にもこれを応援できる状態をつくっていくべきだというふうに思います。

先ほど風力の問題が出ましたが、初めに議会に話があったのは16年の９月でした。いろいろな不安もありましたけれども、これが企業体がやって、現在自主財源に、もちろん自主財源がふえれば交付税は減るので、そういう財政構造になっていますので、単に全体の財政規模がふえるわけではないんですが、自由に使えるという点で言えば、これは非常に重要な選択であったというふうに思います。

さて、次の質問に移ります。順番を変えて、３番の野生獣被害と対策であります。

これまでも議会でイノシシ、シカあるいは現状、対策を質問してまいりました。加えて、かつても出たことはありますけれども、猿の被害が非常に深刻になっております。さかのぼること猿については、東伊豆、河津町が先日の野猿対策協議会の報道でもありましたけれども、いち早く平成13年度からラジオテレメトリーの導入をして対策を行っていると。これは全国でも早い対応だったんです。

繰り返しの話になりますが、イノシシの被害も半端ではありません。今必死に農業をやっている50代以降の方でも、本当にこれが続けられるかどうかという死活問題を抱えております。あわせて猿の場合はさらに対応が困難、猟銃のおどかし以外はなかなか組織的な対応が

されないとこれが駄目だということで、非常に困窮しております。

こうした点、シカの問題もそうなんですが、シカは去年の12月に私が質問しましたが、もう既に５月の段階で南伊豆町で繁殖をしているということを出しました、前の担当のときですけれども。これはいること自体が不自然な状態で、こうしたことをどう見るかと、あわせて答弁を願いたいと思います。まず、現状と認識で考えられている対策について、持っているものをお答えしていただきたい。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

今のご質問の中のイノシシ、シカなどによる農作物被害につきましては、平成21年度が被害面積で1,171アール、被害金額で475万円。平成22年度が被害面積で1,312アール、被害金額で688万円。平成23年が被害面積3,365アール、被害金額で1,245万円となっておりますが、実質的には民家の石積みやニワナリの被害、道路の崩土被害。それと捕獲許可以外の場所での農地への被害などが報告されておりませんので、報告以上の被害が発生していると考えております。

市の対策といたしましては、平成23年度では電気さくやワイヤーメッシュなどによる有害獣等被害防止対策事業といたしまして、41件164万円の補助金を交付するとともに、被害鳥獣駆除捕獲によりイノシシ187頭、シカ５頭を捕獲いたしました。そのほかにイノシシにつきましては、静岡県緊急雇用対策事業の中で、町内で76頭が捕獲されるなど一定の効果は得られたと認識はしております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　最近、報告あるいは報道されている猿についてはどのような認識をお持ちですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

猿による農作物被害につきましては、イノシシやシカとは異なり個体数の増加以外に人なれなど密度に依存しない被害発生要因が影響いたしまして、農林業被害だけでなく家屋侵入などの生活被害も発生している状況でございます。

平成23年度における市の対策といたしましては、有害獣駆除捕獲により猿８頭を捕獲いた

しまして、捕獲者に対しまして報償金として16万円交付いたしたところでございます。また、町の猟友会と駆除捕獲業務についての委託契約を締結いたしまして、駆除捕獲を現在実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　まず、猿の被害の問題ですが、先日渡しましたけれども、農林水産技術会議の資料、これは森林総合研究所の農林業における野生獣類の被害対策基礎知識という、これが2003年にまとめられております。我が町でもイノシシの被害対策が議会に初めて出たのは平成15年ですから、その当時にもう既にまとめられていたということなんですが、ここで猿の問題でいうと、これは役場の担当のほうも、町のほうも深刻だというふうに思っているということを前提としての話ですけれども、いわゆる生息環境とか植生について、ここで述べられているのが生活の中心が森林で、その植生帯が常緑広葉樹、広葉樹林、高山帯植生。1991年の研究発表によると、広葉樹林に生息する群れでは１頭当たりの行動域の面積が８から24ヘクタール、常緑広葉樹林に生息する群れでは１頭当たり1.4から1.7ヘクタール、常緑広葉樹林のほうが生息行動範囲が狭いというこの中で食料を調達できるということなんです。専門的には環境収容力ということであるそうですけれども、この点で言うと、南伊豆町が面積の７割が森林で、その植生の８割が常緑広葉樹、ドングリがなる木だということ。これまでイノシシ対策の問題でも、イノシシの生息環境を広げているということで言及しましたが、同時に猿でもこれが当てはまると。さらに竹林、放任竹林の問題は長年の課題であります。これはもう全国的にも課題でありますけれども、この竹林も猿の生息、食料の重要な一部になっているということがあります。

こうした点で、いわゆるエネルギー革命以降の状態、人間の生活が山に入らない、かつては薪炭、炭に切っていた常緑広葉樹あるいは生活や建材に使っていた竹を使わない、こういうことが中山間地域でのイノシシを含めてニホンザルの生息域も格段に広げていったという、この研究分析があります。この点はひとつこれまでも森林対策でも述べておりましたが、森林が常緑広葉樹を燃料に使う質問を６月にもしましたけれども、山に入ることを通じて生活の一環で雇用を生み、エネルギーを生むと同時に、野生成獣の生活環境も奥山に追いやって、そして被害を減らすという、そういう、いわゆる基本的な循環のサイクルにあるということ、この点はぜひ認識していただきたいというこの認識。

もう一つは猿の被害防除でありますけれども、平成23年に８頭捕獲したということが報告されましたけれども、被害の防除方法に関してさまざま、もちろん農林事務所もノウハウを蓄積していると思いますので、いわゆる山への追い上げ、これは戦術的に目先というか、当座ある現場付近、今、一条だけではなくて下田の大賀茂、大沢、そして青市、青市でも群れで行動範囲を広げております。それと、毛倉野にも集団で来ると。こうした猿被害対策の結論としては人里に近づけないということ。個体数の捕獲も必要なんですが、これは生態系からいっても絶滅をさせることはできないけれども、人里に近づけない、こうした防除方法を南伊豆町でもとらなければいけないと思います。

項目にも出してありますが、現状では猿が農作物に取りついた時点でこれを追い払いをする。それは個々の取り組みです。猟銃でやれる人は非常に少ないです。そのために被害が甚大になってくると。これを有効的に対応する方法としてラジオテレメトリー、集落の周辺、距離はいろいろ調節できるそうですが、群れの中の猿を捕獲してこれにラジオ発信機をつけて、集落周辺に近づくと、今では個々の携帯にメールで知らせることができると。住民や農作業者に知らせることができると。事前にこれを知らせることで追い払いの準備ができるということ。こうしたことを、ノウハウを農林事務所と連携をして、単純に農業者ということではなくて、南伊豆の住民は、いわゆる自家供給の野菜をつくることで生活の大きな支えにしております。また同時に、観光客も多く立ち寄る湯の花直売所に農産物が出てくる。こうした環境にもなっておりますけれども、このラジオテレメトリーの導入、そしてそれと同時に、群れも１つの群れではないと思います。この群れの調査。これも国や県がやらなければやれませんから、こうした点を迅速に、しかもこれをしっかりと、そして住民と協力をして、集落単位でこれを進めていく。このことを提案をいたしますが、これについての見解を伺います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

猿の生態、特性につきましては、群れを形成して一定の域内を行動し、同じ箇所に複数の群れが同時にあらわれることはないと言われています。最近、猿被害による報告は頻繁にありますが、現状では既設の有害獣等被害防止対策事業や有害獣駆除補助金を活用し、個々にその対応をお願いしているような状況でありますが、緊急措置といたしまして、猿撃退に効果があると言われておりますオニヒトデを原料とする特殊肥料を購入いたしまして、現在その対策を講じているところでございます。また現在、今議員のご質問にありましたラジオテ

レメトリーを利用いたしまして、その対策を講じている東伊豆町会議長に関係資料を今提出をお願いしているところでございます。

今後とも国・県の関係機関と連携を図りながら、猿の被害対策について検討してまいりたいというふうに考えております。また、今の群れの調査につきましても、県等にご協力いただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点、町長の見解も。これは中間山地を抱えて生活をしているところ、単なる農業の振興とか林業の振興ということではなくて、こういう地域で人間が生活していく上では、こうした野生獣との対応を真剣に、しかもプロフェッショナルとして、ノウハウを役所が持ってこれをやっていかなければならない、そういう時期に来ていると思います。そういう点での町長の決意をお答えしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣の関係は、今までも何回となくて議会でも取り上げられまして、我々も予算の面でも対応してきております。自然界の中で、昔と変わって今イノシシにしろ猿にしろそうですけれども、里中まで出てきているということはあります。これは我が町だけでなくて、どこの町や市でもそのようなことは言われておりまして、全国的な傾向であります。

そこで我々としては、これらはもちろん一自治体だけでできる問題ではありませんので、今までも県に呼びかけたりして、一緒になって取り組んできておる経緯があるわけでありますけれども、今後もそういったことは継続しつつ、さらに今言われたようなことを、できることをまず町単独でやっていくということをすぐ実践に移していきたいという思いでおります。

農作物だけでなくて、やはり人体にまでということがもしあった場合に、そういうことも考えなければならない、現にイノシシなどで相当攻撃というか被害を加えられているということも聞きますので、そういうことも考え合わせながら、我々としてはそういう面での対策をなお一層強力に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　次に、地域医療と下田メディカルセンターの役割です。

下田メディカルセンターが５月に開院して４カ月が過ぎました。現状、運営そして賀茂の救急医療の現状の実態はどうなっているのか。また、公立病院の機能、役割という点でいうと、今看護師の状態も大変だということを聞いていますが、自治体としてこれを確保していく、こういう取り組みも必要ではないかというふうに考えますが、その点についてどうか。

また、跡地利用の問題に関しては、３月の、いわゆる25.3メートルの中央防災会議の発表があって頓挫しておりましたが、今回の新たな10メートルメッシュの発表で具体的な津波の浸水域の予測が出れば、跡地利用の具体的な見通し、展望が開けてくると思いますが、これについての見解をお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この下田メディカルセンターのまず患者の推移と運営状況ということであります。

これは５月１日の開院からの患者数の推移でありますけれども、外来につきましては、５月が3,892人、６月が4,069人、７月が4,584人と順調に増加をしてきておるということであります。そして入院でありますけれども、これは５月の延べ人員が1,612人、６月が1,786人、７月が1,847人と推移をしております。

このような中で、今言われた医師あるいは看護師等の医療スタッフの確保でありますが、これについても我々ももちろん、今までもそうですし、これからもバックアップしなければならないということが言えると思います。この新病院がスタートしてまだ間もないということで、いろいろこういったスタッフのふなれな点もあるということで、一部の診療科で患者が集中しているとかそういった傾向もあるようでありますけれども、これらは徐々には解消されるということではないかと思います。

今後も我々としては、この医療スタッフの確保についてはさらに診療内容の情報を提供するとともに、町のホームページ等で適宜適切に発信をして対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　跡地利用の推進に関してはどうですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この跡地利用でありますが、これは跡地利用委員会で公募によって使用者を選定することということで募集を行いましたところ、１法人からの提案がありました。これは本年２月29日付で受理をされております。しかしながら、その翌月３月31日に内閣府が発表した南海トラフ巨大地震のシミュレーションで、当町の場合は、これも今まで言われておりました25.3メートルという数値が示されまして、この法人からは提案の保留の申し出がありました。これを受けまして、７月23日に第２回の跡地利用委員会が開催をされて、国や県の防災対策等を注視して提案法人の動向を確認するということと、再公募等は当分の間は行わないということがそこで決定をされまして、この後現在までの動きは特にないということであります。

このような状況の中で、８月29日に内閣府から南海トラフの巨大地震による10メートルメッシュの津波高等が発表されたことから、同法人の動向を注視するとともに病院組合へ同委員会の開催も要望してまいりたいと思います。

結局、当時と大分防災の面での状況変化があったということで、その中での跡地利用ということも、こういった中での変化があったということが言えるかと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　先ほど答弁をもらいましたが、外来、入院とも開院以来ふえてきているという報告がありました。同時に、やはり標榜科目の中でこれを、いわゆる診療日の拡大、これを進める上でだというふうに思いますが、医師の確保の課題、看護師の確保の問題で、町長も町のホームページでも情報発信をするということでありましたが、まだ走り出して４カ月ということでありますけれども、今全国でも、医師の確保の問題は相変わらず医師が育ってくるまで時間がかかるということで非常に大変な状況があると。これは共立湊病院から撤退した地域医療振興協会自身、練馬の日大光が丘病院の指定管理を受けましたけれども、いわゆる日大がやっていた規模から比べるとかなり小規模な状態で、医師の確保も半分以下だというふうに聞いております。そのほか地域医療振興協会が持っている横須賀の市立

うわまち病院、さらに浦安市川病院等々でも苦労していると。あれだけの組織でもそういうことが報道されております。

こうした中で、やはりこれまでやっていた医療機関が撤退をする中で、医療をつないでくれたＪＭＡ、今のＳＭＡです。杉原理事長以下の取り組みを評価をしながら、しっかりと応援をすると。医師の確保でも、新たに管理者になった楠山下田市長と連携をとっていくと。看護師確保の問題では、この情報発信だけではなくて、例えば今の共立湊病院の跡地に看護学校の誘致をする、こういう提案も中にはありますけれども、これに関して町長はどのように考えるか答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この跡地利用の件につきましては、先ほど申し上げたような理由から、今休止というか開催をされないで今まで来ておりますので、今ここで私が議員の言われるようなことを個々コメントするということは差し控えたいと思いますし、今後の跡地利用ということを考えますと、やはりあのまま空き地として放置するということは好ましくないと思いますので、何かしらやはり利用されることが、特に我が町の場合は重要な、ましてやあそこの弓ケ浜の土地というのは、言ってみれば我が町にとっても一番というか、観光地としてだけでなくていろいろな面から注目をされ、重要な土地でもありますので、この利活用については、引き続いて我々としては皆さんのご意見も伺いながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ跡地利用とも連携させて、医師の確保の応援、そして看護師確保、看護師の養成を含めた対応を力強く進めていただきたいというふうに思います。

最後に、地震防災対策であります。

８月29日に中央防災会議の発表があって、３月31日の25.3メートルから、いま一つある意味では落ち着き、ある意味では実質的・本格的な対応ができるというふうに思います。これまでも昨年の質問の中で、いわゆる避難路の確保等々も含めてブロック塀などが倒壊した場合の補助制度の導入等々、また最近行政報告でもされましたけれども、標高表示がしっかり

したものになっていると。こういう点では、先々こうしたものが有効に活用されて、ブロック塀の対策なども住民に周知する中で、これが充実されていくようにしていただきたいというふうに思います。

また、子供たちの通学避難路対策の問題でも、学校等々からも現場を、学校の通学路、生活範囲を教員が見て回ったと、教育長も見て回ったということは報告されております。こういう点で、これを前提としての質問でありますけれども、10メートルメッシュの報道があって、弓ケ浜の避難タワーに関しても迅速に取り組む、そしてそういう行政報告がなされました。これは一つは場所、数を幾つつくるのかで、これと避難路をあわせた対応に関して、弓ケ浜だけではなくて海岸線の状態をどのように把握して、改めて区長会、自主防災会とどういう対応を考えているのか。

もう一つは、それらとの住民との関連でありますけれども、学校の関係で、教育長、避難路の問題で６月議会でも質問を行いましたが、子供たちに避難訓練をしていたり、避難路の確認、確保をしていることは報告、報道もされておりますけれども、いわゆる歴史的な経過も含めた子供たちへの教材を南伊豆独自のものをつくって、これをしっかりとカリキュラムに入れて取り組んでいく。この教材をつくるということを南史会でも歴史的なもの、今あるもので、これは県のホームページでも出されておりますが、これを教材としてしっかりと後世に伝えていく、その意味でも教材をつくったらどうかというふうに思いますが、あわせてご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この南海トラフの巨大地震モデルということで、これは細かい内容につきましては担当から説明させますけれども、去る８月29日に発表された南海トラフ巨大地震モデルによって、いわゆる10メートルメッシュの津波の予想高が発表されました。それは、入間の富戸ノ浜付近で最大で26メートルを初めとして、町内の各海岸部の平均値で15メートルというものでありました。

そこで、当町ではこの発表を厳粛に受けとめまして、今後発表される静岡県第４次地震被害想定とあわせて地域防災計画を見直しするとともに、可能な防災、減災施策につきましては速やかにその取り組みを進めてまいりたいと思っております。

そして、また地域住民への対応といたしましては、広報紙あるいはホームページを活用し

て、町外であるとか、あるいは海岸地区を中心とした説明会などを通じて周知の徹底を図るとともに、津波の避難対策を初めとして地域の実情に即したきめの細かい防災、減災施策を進めてまいりたいというふうに思っておるところであります。

個々の、例えば弓ケ浜の避難タワーの問題等につきましては担当から説明をさせます。

先ほどもこれは質問でありましたけれども、25.3メートルが発表された時点から私は弓ケ浜についてもう避難タワーを設置するという基本的な考え方で進めてきております。ですので、非公式ではありますけれども、区長さんとはそういった話の中で、これを例えば１期がいいのか２期がいいのか、そういったことも話をしてまいりました、場所の問題、高さの問題。先ほど宮田議員から段取り云々という言葉がありましたけれども、それはいわゆる、私は公式ではないけれども、段取りとしてやってきたことは言えると思います。

そういう中で、防災の担当のほうではさらにそういった面での計画を進めてきておりますので、それについては担当から説明させます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをいたします。

津波に備えた避難路あるいは避難地の整備につきましては、手石、湊、また上賀茂地区などでは自主的な取り組みが進められてございます。町では、このような自主防災会の取り組みに対しましては新たな補助金を創設した中で、その整備促進を図っておりますが、今後も助成制度の周知であるとか、充実に努めてまいりたいというふうなことでございます。

また、先ほど議員からもお話がございましたとおり、電柱への海抜表示板あるいは海抜表示ステッカー、こちらの配布等を通じまして防災意識の高揚を図っているというところでもございます。

またさらに、昨年５月の津波の避難訓練の際には、各地区における避難地等に係りますアンケート調査を実施をさせていただいたところでございますが、南海トラフ巨大地震モデルによる想定数値を踏まえたアンケート調査につきまして、この９月の防災訓練で再度実施をさせていただきまして、減災意識の向上に努めているというところでございます。

加えまして、８月29日の南海トラフ巨大地震モデルに係ります発表を踏まえまして、本年度予算に計上済みの津波避難タワー設計業務に着手をするということでございまして、町民、地域と行政が一体となりました防災、減災対策の確立に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

今、議員のほうから子供たちへ防災意識を高めるために防災教育の大切さの一環として、町内の、特に過去に起こった地震、津波、そういったものの災害から学ぶ必要があるのではないかと。そのための教材というか資料、これを準備して、こういった防災教育に役立てたらどうだろうかと、こういうご指摘でございました。私どもそれについては、確かに大変貴重な発言をいただいたと思っております。基本的に、防災教育をやっていく中で、例えば先日も谷議員のほうからもご指摘があったように、幾つか避難訓練とか防災キャンプと自主的なこともやります。と同時に、学習面では、地震が起きれば津波が来る、すぐ高台に避難する、そういったいわゆる防災の、普段から自分の命は自分で守る、こういったことを身につけるために、いろいろＤＶＤだとかあるいは津波の発生のメカニズム等も学ぶのと同時に、町内に起こった歴史、これをしっかりと身につけて知っておく。これは非常に大事なところであります。

一つは、学校現場においては、これらを進んで、例えば総合的な学習などの場で、カリキュラムの一環としてやる場合、こういうことが当然考えられます。例えば子供たちが年寄りの方々に行って、言い伝えなどその地域から聞いて発掘すると。これは非常に大事な学習であります。ところが、今言われた古文書などに見られるもの、これは専門家のご協力を得なければちょっとわからない、地区的な過去の歴史、そこら辺を調べるにはそういったものの必要がございます。

そこで、これは今言った南史会であるとか、現在町史編さん委員会などのそういったところで古文書の検討をした中で、先日は一つ出てまいりましたのが、湊区の区有文書、その中における安政の大地震の資料がございました。こういったもう少し子供たちにもわかるようにしたらいかがかと、そういうことのお尋ねかと思います。

非常に大事なことであり、私たちも幾つの町史編さんあるいは南史会の方に伺っておりますが、現在古文書関係で湊区から出たものと、あるいは下賀茂の山田家の文書、これは青野川を遡上してきた事例だとか、あと等々、散見はするけれども、なかなか体系的にはございません。しかし、これらを見つけ次第、今言ったようなこともまた教材化できるものはして、子供たちに資料の一環として提供したいなと。支援するのがまた役割であるかなと。防災室のほうともまた検討を加えながら検討させてもらっていきたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋君、時間になりましたので。

○１１番（横嶋隆二君）　そうですね。ありがとうございます。時間ですので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（梅本和熙君）　６番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、鳥獣対策への取り組みということでお伺いしたいと思います。

この趣旨というのは、鳥獣被害対策の特措法がこの６月に改正され、それに伴って先ほど同僚議員も申しておりましたが、町内の対象獣というんですか、被害をもたらしている鳥獣の中に猿、シカが非常にふえてきたということから、恐らく今後町の鳥獣害対策も大幅に変更しなければならない部分が出てくるのではないかなという観点から質問させていただきます。

それでは、現状と課題ということでお願いしたいと思います。

この野生鳥獣による耕作地への被害が山間部において目立ち始めたのがたしか平成10年前後だというふうに記憶しております。その対象鳥獣はそのころイノシシが主でありましたけれども、野猿、それから最近ではシカの被害というふうになってきております。このシカの

被害ですが、平成17年ごろには若干出てきた程度で、後はずっとないに等しいようなデータもこの伊豆農林のあれには出ておりますが、そういう状況できておりましたが、この二、三年、シカによる山林への食害が毛倉野、それから青野地区を中心にすさまじい勢いで全町に広がっているような状況であります。

シカと同様、最近ではこの間も新聞等で報道されましたが、青市、一条地区で今度野猿の出没による農作物への被害ということが報道されております。これを聞いて、町民の中には非常に人的被害もこれから出るのではないかというように心配されている方もおります。子供だとか高齢者の方への被害。ですから、早い対策を望むというふうなことが今必要ではないかなというふうに感じております。

この辺について、町長、今現状と被害状況等についてどのように把握しているかお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣による農作物への被害とあわせて今言われた人的被害の心配が最近されているということはまさにそのとおりであると思います。私も先ほど申し上げましたけれども、最近は特に従来のイノシシだけではなくて、シカあるいは猿といった、こういった被害がふえてきている傾向にあると思います。それぞれ自己防衛ということで、皆さんが電気さくを張ったり、あるいはその他対策を講じられておるわけですけれども、なかなかこれも追いついていかないというのが現状のようであります。我々としても、行政として駆除であるとか、そういった面での捕獲、こういった面での補助も助成をしながら取り組んできておるところであります。

そこで、この農作物の被害でありますが、平成21年度が被害面積が1,171アール、被害金額が475万円、それから平成21年度が被害面積で1,312アール、被害金額が688万円、平成23年度が被害面積3,365アール、被害金額が1,245万円となっております。年々増加傾向となってきております。

そこで、主な対策としましては、先ほど申し上げました電気さくあるいはワイヤーメッシュ、それから有害鳥獣等被害防止対策事業として有害鳥獣捕獲報償金の活用による駆除、捕獲。こういったことを実施をしてきております。

課題といたしましては、高齢化による狩猟免許保持者の減少に伴って、捕獲の担い手の育

成が急務ではないかというふうに思っております。改正特措法への取り組みにつきましては、鳥獣害対策をより効果的に実施するために、鳥獣被害対策実施隊の設置であるとか、あるいは捕獲した鳥獣の食品としての利用等について研究するとともに、南伊豆町鳥獣被害防止計画に基づいて、鳥獣の捕獲や追い払いに加えて鳥獣の侵入を防ぐためのさくの設置などを組み合わせて、地域ぐるみの面的な対策として総合的に検討及び対応を図ってまいりたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、町長ずっと私がこれから質問することまでも答弁いただいたものですからあれなんですけれども、早急に被害対策を講じなければ農業に従事している皆さん、特に高齢者の方等の生産意欲というんですか、それを低下させる大きな原因になるわけですが、その被害に対する防衛策について、ただいま町長のほうから防護さくだとかいろいろ話が出ましたけれども、シカ、イノシシ、猿、これらに対する防衛が非常に防衛対策については苦労されている部分があるわけです。というのは、シカにおいては非常にジャンプ力があるというか、１メートルのさくをやっても乗り越える、そういうこともありますし、また、猿は猿で非常に機敏であって、なかなか駆除というか被害防止は何をやったらいいのかということが決まっていないというような、そういうような状況の中で皆さん非常に苦労しています。イノシシについては、確かに電さくだとかそういう防護さくである程度の効果が出ているんですけれども、先ほど言いましたイノシシの場合ですと、２メートル、非常に電気さくにしても防護さくにしても高いさくが必要だと。そうすると、単純に言いますと費用もその倍かかるという話も聞いております。そうしますと、防護さく等を設置したくても、非常に高額な設置費がかかる。しかし、町はそれの２分の１を負担してくれるというんですけれども、全体的に非常に高額になると、やはり高齢の方とかそういう方はこれを躊躇する、そういうことになるような現象も出てくるのではないかと思います。

これらに対して自己負担も大きくなりますけれども、それを軽減する方法、これが町で今補助金交付要綱、それに載っている２分の１がもう少し改善というか改めて、例えば３分の２出すとかということもありますでしょうし、そしてあとは手法で広域、私一人で自分の土地を守るのではなくて、隣接している方たち10人でも、多ければ20人でもその方たちがみんな一斉にやるということで広域でやる場合、これは非常に設置費も低く済むと思うんです。

そういう手法を推進したり、それからそういう人たちがやる場合には補助金の補助率も上げるとか、そういう何らかの形を講じていかないと、今後、今のシカだとかそれの対応がなかなか難しい。そして、これが遊休農地の拡大につながるということも考えられるものですから、この辺の補助金の制度の改正、こういうものについて今後、考える必要があると思いますけれども、その辺町長どうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今まで取り組んできている有害鳥獣に対する取り組みとして、今のままではなかなか被害が軽減できないということは確かに言えると思います。そこで、今議員の言われた、例えば経費の補助率のアップ、それから取り組みとして広域。私はこれも確かに前々から思っていました。というのは、やはり一地域だけで取り組んでもなかなかこれは効果が上がらない。であれば、ある程度広範囲で取り組んでいくことのほうがそういった面で効率よく防衛というか、被害から守るということもあるのではないかということも言えると思います。

ですので、要はこれから我々としては、こういった状況がさらに進んでいくということをまず頭に入れて、そしてそういった面も検討を加えながら、これは予算を惜しまずに、そういう面へは私は対策として予算計上しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。現に私もイノシシあるいは猿、こういったものの対策を、これは私ごとですけれども、やってきております。さくも一重ではもう守り切れないで、二重にうちの前辺りは回しました。それから、やはり猿も群れになってくると私は花火をやったり、あるいは僕のこので脅かしたりしてやっていますけれども、これとて追い払う程度ですから、やはり根本的には駆除しないといけないということであると思います。

そういうことで我々としては、行政がやれることを今後、さらに取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長の言われるとおり、今後私が心配するのは、先ほども何度も申し上げますけれども、高齢の方がこれを理由に農業をやめたり、それが結果的には遊休農地の拡大にということもあるもんですから、ぜひ早急にこれらは検討して、それで対象鳥獣によ

って補助率も違うとか、そういう形のものでも何でもいいですから、ぜひこれは検討していく必要があると思います。

それで、今年度予算で有害鳥獣対策調査委託料が315万円計上されているわけなんですけれども、これも生態系だとか被害などを調査するということですが、対象鳥獣はイノシシとたしかシカでしたね、課長。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　そのとおりでございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　野猿に対してのこの調査というのはこの中には含まれていないということなんですけれども、先ほど同僚の議員も申し上げたとおり、野猿の生息調査というのは非常に難しいとも聞いておりますけれども、今回青市、一条地区で野猿の被害が出たということ。これが結局、私が心配するのは波勝で野猿を慣行的にやっている。そして、いつの新聞でしたか、伊豆新聞にも載っていますけれども、観光資源として利用されてきたと、波勝では。それの一部農家では群れから離れた猿が農作物被害を広げているという見方が根強いということもあります。そうすると、結局町に対して野猿が両方の、観光面でのプラスになっている部分と、今言った鳥獣被害の中で被害を加えているという両面を持っていると。そして結局、被害をこうむったほうはあれは波勝から来た猿だというような観念を持つことも、この新聞に書いてあるような結果が出ると思うんです。ですからこの辺を、そうするとやはり地区というか、これから拡大していくというと、それが原因で観光と農業との間のいろいろな摩擦も出てくる可能性もあるのではないかなというふうに考えるものですから、この辺をある程度はっきりさせるための手法というのを考える中には生態系の調査とか、そういうものがぜひ必要だと思うんです。どうですか、その辺の考えについて、町長。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

難しい問題で、どの猿が本当の野猿で、どの猿が波勝の猿だかということになってくると思いますけれども、そういうことになりますと、これは我々よりも専門家がある程度そういった区別できるような生態系、今言われたように。どういうふうに猿が行動を起こしているのかということをしっかりと調査をしないと、それは言えないと思うんです。波勝崎苑は我

が町の観光の拠点でもありますし、ああいった野猿で多くのお客さんが来て楽しんでくれているということを考えて、それで一方では、今議員も言われるように、猿のそういった被害もあるということですから、そこで我々としてはやはりそれをしっかりと調査をし、はっきりさせないとこの問題は難しい問題ではないかなという思いはしております、正直のところ。ですので、これはある程度そういった面での専門家の意見も入れながら我々は今後取り組んでいきたいと思います。要は、今あちこち出ている野猿の群れをなしてくるそういった群れにどう我々が対応して、駆除したり追い払うかということになってきますけれども、これについてはまた先ほど申し上げたようなことで、今後は我々としてやれることをさらに強力に進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　本当にこれについては、結局被害をこうむったほうというのはそういう考えを持つし、非常に難しい部分がありますけれども、これが原因でいろいろな摩擦が起きると、これはもう大変なことですから。これは波勝の猿だけではなくていろいろありますから、波勝の猿ということは確定できませんし、町長言われるように、本当に調査して、ぜひ町にそういうあれが起きないような形に持っていっていただきたいというふうに思っております。

今回、鳥獣被害防止特別措置法が自民・民主・公明３党の議員立法で改正されたわけですけれども、これは先ほど町長も言われたように、行政の役割というのを本当に明確に示した形になっております。市町村で設ける被害対策実施隊の整備、それから捕獲した鳥獣の肉の有効活用などをきちんとしなさいというようなことも掲げてあります。この猟友会のメンバーでつくっている被害対策実施隊は、鳥獣被害のある全国1,500の自治体の中でも３分の１いかないぐらいでしか設置されていないそうです。その原因というのは高齢化で、狩猟免許の更新が進まないとか、それから人材不足、それからいろいろな理由もあるでしょうけれども、そういうことが主なことで進んでいないと。

今度の指針の見直しでは、地元の猟友会の会員が少ない場合は他市町村の会員を隊員として実施隊を設置することができる。広域で捕獲を進めるというふうになっております。これを受けて鳥獣捕獲の一翼を担う人材確保のために、各自治体だとか農協の職員に狩猟免許というか、―銃猟免許も含んでいますけれども―、それを取得させて、鳥獣捕獲者として養成

する体制づくりを始めたということも聞いておりますが、この現状はどういうふうな、町もその中に当然参加していると、県のほうでこれを始めているということなものですから。その状況はどんなか、その辺をお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　今、ご指摘のありました鳥獣被害対策実施隊。実は今月10日に県のほうで説明会が行われます。その中で詳しい説明があるというふうに認識をしております。今言ったように自治体の職員、この辺についても当日説明があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、まだまだこれは研究段階というか、実施までいくには相当の時間があるということなんですけれども、こういう形の中での南伊豆町の参加も当然必要でありますし、今後この成果が出るような方向でぜひいい結果を出していただきたいというふうに思っております。

鳥獣害対策については以上で終わります。

次に、下賀茂商店街の活性化ということでお伺いします。

役場新庁舎と大型店、マックスバリューの改築、庁舎は新築ではなくてこれも改築だと思うんですけれども、同じ下賀茂商店街の活性化をどういうふうに今後取り組むかということをお聞きしたいと思います。

賀茂地区の１市５町の中で、下賀茂商店街の現状から中心商店街としての形態に乏しいと感じているのはたしか私だけではないと思います。下賀茂商店街の皆さんもそういうふうに感じている方が多数おられるみたいです。そして、過去には通りに面して温泉旅館も六、七軒建っていて、それで観光客のげたの音、そういうのも聞こえたという、非常に温泉街としての役目を果たしていた商店街ですけれども、最近では本当に旅館も二、三軒という非常に寂しい状態になっております。このような状況になったというのは、昭和49年の伊豆半島沖地震、それからその後50年、51年の水害、これがあってから。それからあとはリーマンショックだとかいろいろバブルがはじけた、そういう影響によってもこういう状況になっていることは事実であります。また、経営者の皆さんも高齢化、それから消費者の買い物に対するニーズの変化だとか、それに加えて大型店が進出してきたということで、こういう形になっ

ております。

この下賀茂商店街の活性化については、総合計画の中で基本目標、地域の自然の音響を生かしたまちづくり、そして施策の２で、にぎわいをつくり出す商工業の振興。そして商業振興の基本方針で、下賀茂商店街の活性化を図るため、大型店を核として商工会や商店街と連携した魅力ある個店づくりを推進するとともに、町民だけでなく来訪者も対象とした商品構成を検討するとして、下賀茂商店街の整備は車社会が主ですから、その中で駐車場の整備だとかそういうものを掲げております。こういうことで協議、検討しますとなっておりますが、幸いにして３月には役場の新庁舎、それから７月には大型店のマックスバリューが改築されて、核となる施設が２つできたわけですが、この総合計画で申し上げている基本方針に沿って、下賀茂商店街の活性化を町長はどういうふうに図ることが必要かなというふうに思うものですから、それらについて今後の取り組み等をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新庁舎を建設するに当たって、私は以前から考えておりましたのは下賀茂の商店街のちょうど中心に位置するということで、建設後は駐車場をいろいろな面で地域のために開放して利用できればという思いがありました。ですので、今ある駐車場がそういった面でああいった形の駐車場にしてあります。

そこで、具体的には本年度の菜の花ツーデーマーチでありますが、これにはスタート、ゴールを新庁舎として銀の湯会館と新庁舎を連携させた新たなイベントや桜まつり時期にあわせて新庁舎の駐車場を開放したイベントなども検討してまいりたいと思います。

それから、大型店舗が改築工事中、下賀茂通りの人の数が著しく減った感がありましたけれども、リニューアルオープン後はまたにぎやかになってきておるようであります。町としても、この大型店舗の利用者を下賀茂商店街へ誘導できればと。そうすれば、商店街の活性化につながっていくものと考えております。それにはやはりそれぞれの商店の、あるいは事業所もそうですし、それぞれの経営努力がやはり大事でないかと思います。先ほど議員が言われたように、昭和40年代、50年代の相次ぐ水害、地震、これがこの商店街を大きく、そういった経営の面で予定が狂ってきていると、計画が大きく変わってきているということが言えるかと思います。そういう中でも頑張ってこられた皆さんですので、さらにさらにこれはそういった面での経営努力を私はお願いをしたいというふうに思います。

そこで我々としては、行政として抜本的な解決策というのは非常に難しいわけですけれども、それぞれの商店が魅力ある店で魅力ある商品を販売できることが理想ではないかというふうに思っております。

そこで、現在商工会と我々は連携をしながらインターネットショッピングモールの公式事業に取り組んでおります。個店がインターネットという情報発信媒体の中で個性ある魅力を発揮をして、来てみたくなる店舗となっていただくことを期待をしておるところであります。

また、販路開拓などに取り組もうとする意欲のある商店に対しては、その支援策について検討してまいりたいというふうに考えております。さらには９月の補正予算では、後ほどご審議をお願いしますプレミアム商品券の発行支援、これも活性化策として取り組んでおるところであります。

今後とも厳しい景気が続くと思われますけれども、下賀茂商店街の活性化に向けて、商工会などとも連携を図りながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　確かに町長の言われるとおりでありまして、非常に下賀茂商店街がやはり本町にとっての中心商店街ということは、これはだれしも認めるところであります。この活性化というのは非常に難しい面もありますが、やはり町民皆さんで考えること、こういうことが一番必要だと思います。その中で、ぜひ各種団体、商工会、それから産業団体に属している皆さん、その中で今私が言うように、下賀茂商店街を中心商店街とするためのプロジェクトチームというか、そういうものをぜひ私は立ち上げる必要があるのではないかなと。これは下賀茂商店街だけに任せるということではなくて、やはり下賀茂商店街を中心商店街にするためのプロジェクトチームということで、ぜひ行政主導というか、それが必要ではないかなというふうに私は考えるものですから、今後町長、そういう方向で進めていっていただきたいなというふうに感じますが、どうでしょう、町長、その辺については。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この商店街の振興策につきましては、今までも商工会と連携して取り組んできた経緯がありますので、これについては今後さらにまた商工会とも話を詰めていきたいというふうに思

っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長の決意も固いようですし、ぜひこの問題についてはすべていろいろな問題はスピード感を持ってということが必要なんですけれども、これこそ本当にスピードを持って対応していっていただきたいというふうに思います。

私の今回の質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

◇　清　水　清　一　君

○議長（梅本和熙君）　７番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。それでは、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

まず１つ目といたしまして、暴力団排除条例についてということでしてありますけれども、昨年南伊豆町議会では、暴力団排除条例ということで可決いたしました。そのことによって約１年ほどたっているわけですけれども、この暴力団排除条例の成果等はどのように見られておられるのか。それとまとめて、今後の取り組みについてどのようになっていくのか。成果等をまず質問いたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この南伊豆町暴力団排除条例につきましては、暴力団の排除に関する基本理念を定めるとともに町、町民の役割を明らかにして、暴力団排除に関する基本的な施策などを定め、町民の安全かつ平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、昨年10月に条例制定をいたしました。

そこで、この条例によりまして町及び町民の役割が明文化され、町の発注する工事請負契

約などにおける工事執行規則に暴力団排除に関する条文を規定したほか、地方補助金交付規則を初め各種規定、要綱等においても暴力団排除への取り組みを反映してまいります。また、本年11月には役場湯けむりホールにおいて下田警察署管内の１市３町で構成する暴力追放推進協議会主催による住民大会も開催する予定であります。

今後も暴力団の排除に向けて、暴力団を恐れない、金を出さない、利用しないとする暴力追放三ない運動を強力に推進してまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

ことし10月には住民大会も行うという話でございますし、三ない運動でございますけれども、よくこのごろ国のほうでいろいろ問題にしたのが生活保護に暴力団の方が認定されていたという話があったわけですけれども、そういう話等は南伊豆町ではないと思うんですけれども、そういうこと等をこの成果という形の中で、警察の問い合わせ等いろいろなことをやっていると思うんですけれども、件数等わかりましたらお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　生活保護につきましては、昨日話もありましたように執行機関が我々ではありませんので、ちょっと我々が直接照会するとかというようなことは今のところありません。

町営住宅についても、工事執行規則も含めてですけれども、いろいろな法令で排除規定または入居できない条件としてきておりますが、過去も含めまして暴力団の照会に該当する案件はありません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。

町営住宅とか生活保護については、生活保護は県だから県がやっているだろうという話だと思います。町営住宅はそういうものがないという話なんですけれども、一応条例をつくったからには、請負契約をするときとか補助金のときのことで一応問い合わせ等は１回か２回は、せっかく条例をつくっているんですから、１年ぐらいの間にはやってあると思うんです

が、そういう件数等わかりましたら、件数だけでいいですからお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　条例があるから何でもかんでも問い合わせをするというのとはちょっと条例の趣旨が違います。要は、例えば工事執行規則の条文ですと、第15条の２に「暴力団関係業者による下請負の禁止」とか、当然東京のど真ん中ではないですので、我々のように建設業の方と割合距離が近いところは何となくわかる部分があります。実際、実態としてはないんですが、ということであります。

あと、例えば契約した後でわかった場合、これは工事執行規則の町長の解除権、契約の解除、照会云々ではなくて解除できるんだという強い規定がございます。それから、町営住宅の入居につきましても暴力団でないことと明記していますので、そこら辺は当然、入居のときには照会をしますけれども、町営住宅の入居に関しては入居のつど確認はしています。先ほど言いましたようにゼロだということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　条例があるからやらないというわけではなくて、やりたいんだけれども、条例があってもできなかったという形だと思うんですから、またこれをうまく使って、暴力団等入ってこないように考えて当局が運営していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

２つ目、伊豆半島ジオパーク構想の取り組みについてお伺いいたします。

ジオパークについては行政報告等で報告されておりますが、町として、このジオパーク構想はこれからどう考えていく予定なのか、お考えなのか。観光資源として使いたいという話で一生懸命やっていますけれども、その考え方を、もう一度すみませんが、答えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このジオパークにつきましては行政報告の中でも報告をさせていただきました。伊豆半島のジオパーク構想につきましては、今、推進協議会が本年の４月24日に日本ジオパーク認定に向けた申請書を日本ジオパーク委員会へ提出をし、今月中には認定されるものと期待をし

ているところであります。こういった中で、町ではジオパーク構想の一層の推進を図るために閉鎖をされておりましたあいあい岬の売店を活用して、伊豆半島で初めてとなる南伊豆ジオパークビジターセンターを開設をしたところであります。

今後は同センターを軸として、陸海両サイドからのジオサイトツアーの随時開催であるとかあるいは地場産品の販売も含め、情報発信の場として大いに期待をしているところであります。町としてはこれらを全面的に支援をしていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町としては、いっぱい一緒に考えているという形で、ビジターセンターをつくったよという形で、そこからうまくやっていただきたいという考えだと思います。

その中で、このジオパークをまたビジターセンターで行うにつきまして、ジオパークを見たときに、いろいろ文化財あるいは観光資源というかあるいは教育的なものとしてジオサイトの各場所があるわけでございます。それを文化財として認定していくのも一つの手ではないかなと。ジオパークで宣伝するんだけれども、ただあそこに何とか柱状節理があるからという話ではなくて、それはやはり珍しいものであるという形で、町の文化財としても考えていかなくてはならないのではないかなと考えますが、文化財等の場所ごとを文化財として考えることについての町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

子供たちですけれども、これまでも石廊崎、中木、入間、また妻良などの海岸線、これを有識者の指導を得るなどして観察会などに出かけております。また、社会教育の一環としてふるさと学級をやっておりますが、妻良漁港において本年度実施された水産教室、これらにおいて通常見ることのできない海岸線を船上から見るなどして、貴重な体験もしておるところでございます。海底火山、また陸上火山もございますが、これらのつくり出す不思議だとか、先ほど言った柱状節理のような自然の造形に子供たちは驚きの声を上げている次第です。

私たちにとってもふだん何気なく目にしているふるさとの自然の成り立ち、やはりこれに気づいて、その原理を知っていくこと。これは学問の知識のみではなく、必ず郷土を愛する心、これにつながっていくものだろうと考えているわけです。

また、成長した子供たちが子供のころに習得したジオパークの知識がもとになって、観光

事業への取り組みや、またジオパークのもろもろの情報発信等をしていってくれるということで、将来、南伊豆の観光産業の発展に寄与していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ふるさと学級、あるいは観察会を行ったというんですけれども、ジオパークのところは文化財あるいはそういう貴重なものとして認定されているところはあるんですか、それともないんですか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　ジオパークのここの海岸線一帯、南伊豆町を見ますと、西南海岸の名勝地の指定が一つございます。その中で入っている指定は国指定の弥陀窟、これも明らかにジオパークのかかわりは当然あるわけです。それから先ほど言った西南海岸、これはタライ岬から田子のほうまでずっと海岸伝いを、これは文化財の、今言ったように指定区域でございます。名勝、国指定です。地形関係はその２点です、南伊豆町においては。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　そういう形だと思うんですけれども、逆に、だから先ほど言った柱状節理みたいなものはほかにはないから、ここに文化財として県指定、あるいは町の指定でもいいんですけれども、そういう指定をしていくことによって、ジオパークの一つの案件としてうまくいくのではないかなと。要するに、指定をしてあることによってジオパークに来たときには、あそこに行きましょうと。弥陀窟行きたいんだけれども、なかなか行きにくいと。だけれども、それ以外の場所は行けたらどうかなという形になってくると思うんですから、そういうものについての認定を、ただ場所があるというのはわかるんですけれども、文化財として認定できないのかなというのを私は聞きたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

名勝伊豆西南海岸で指定されている地域を改めて町が指定するということはできません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　教育委員会の関係としては難しいという考え方がありますから、そうしたら、産観のほうとして、ジオパークとして名勝西南海岸の中の一つしてこういうものがありますというピックアップをしたものとして動くわけですよね、ジオパークについては。ですから、ピックアップを教育委員会としてはできないということでありますから、産業観光課のほうで考えていくべき話になってきてしまいますけれども、そういうのはうまくこれからピックアップして一覧表等をつくっていかれるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

ただいまの教育長または局長のほうから文化財のお話がありました。今、教育長のほうからも南伊豆の海岸線はほとんど名勝地ということで国の指定を受けているということですので、当然今回私どものほうでジオパークとして海岸線を譲渡して認定を受けているわけで、申請しているわけですけれども、当然その中に入りますので、改めてそれを文化財ということは指定することもないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　文化財というのではなくて、要するにジオパークの拠点というところで駐車設備だよとか、あるいはこういうものだよという形のものを説明していく場所が必要だということを言っているわけで、ジオパークで、ここへ行ったらトンネルがあったとか、あるいはこんな岩がありましたという説明をする場所が必要なわけだから、そういうものは産業観光課で行うことになると思うものですから、文化財なんだけれども、その中で拠点として柱状節理はここですよとか、穴が開いた岩はここですよという、そういう案内が必要なものですから、そこについての否定ではないんですけれども、ここに行けばありますよというのが当然あるわけですから、それは産業観光課としても一生懸命説明はするし、大事なものだということは宣伝しますよということを言っていただきたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　ただいまのご質問でございますけれども、当然観光協会がビジターセンターとして今開設して、委託ですけれども、やっていただいております。その中でジオの場所であるとか、今議員が言われた洞窟であるとか、そういうことも案内もしてお

ります。また、そういった案内をする船であるとか、そういうこともあっせんも検討中で、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。

せっかく県でやっていくジオパーク構想ですから、これも一生懸命町でやっていただいて、それがひいては町の発展につながるという形になってくると思うものですから、一生懸命やっていると思うんですけれども、またより一層一生懸命やっていただいて頑張っていただきたいと思います。

ジオパーク構想については以上で終わりまして、続きまして、農林水産漁業の発展政策という形で質問が書いてあります。非常に大きくて当局も大変だろうと思うんですけれども、まず１つ目といたしまして、農林水産業、一次産業ですよね。一次産業が、要するに山間部あるいは田舎へ来て、一次産業が活発化でない市町村については、なかなか町も発展しにくいのではないかなと。基礎的な、要するにそこから物をつくるということができない市町村というのはなかなかその先伸びていかないなと。私もよそのいろいろな町へ行ってみたときに、一次産業が発展しているところはそういうように町が伸びています。ですが、それを考えたとき、南伊豆町も一次産業をどのように発展していくかということを考えておられるのかということを大まかに、発展施策等を考えておられるのかを聞かせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

非常に大きい問題だと思います。かつて70％を占めていたこの第一次産業が、今観光サービス業が約70％で、第一次産業が十数％に減ってきているということは、これはやはり高齢化あるいは人口減少、後継者不足、こういったことがあると思います。

そこで、我々はいろいろな策を講じながら、こういった面では行政として対応しておるわけでありますけれども、その中の１つが今定着しております湯の花の直売所、農産物の直売所であります。これは、観光客だけでなくて地元の町民の皆さんにも利用いただいて、出荷者、それから消費者がまさにうまく循環しながら農業という面では活性化が図られていると

いうふうに思っております。

あと水産業でありますが、これも先ほど申し上げた後継者不足等もありますし、資源もかつてよりは減少傾向にあるということも言われます。しかし、我が町は三方を海に囲まれた町でありますので、これも今までに何回か一般質問でもございました。水産業がもう衰退してきているということの中で、何とかこれを活性化させていかなければならないということでありますので、我々もこれは漁協とタイアップしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから林業でありますが、これは今公金を使った事業がそれぞれ進められております。これによって周辺の山林もかなり手入れが行き届いてきたなという思いがしております。そういうことでこれも継続してまいりたいと思います。

それぞれの産業がやはり我が町は観光の町でありますので、六次産業ということが言われますけれども、それぞれと連携をしながら、それぞれ活性化が図られ、元気が出るように我々としては取り組んでまいりたいというように思っております。

そんな中ではありますが、利子補給であるとか財政的な支援、これもさらに今後も視野に入れながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

これは大きい話なものですから、なかなか１点にまとめた話ができなくて苦労したと思うんですけれども、農業、水産業、林業等も考えてやっているという答弁でございました。

その中で、まず農家所得の向上、担い手の育成、農地の維持、農業基盤整備等これからの考えはと書いてあります。この農家の所得の向上、この方策を考えていかないことには農業をやっている方がどんどん減ってくるという形になってくると思います。

３つ目としまして、遊休農地、耕作放棄地と書いてありますけれども、結局所得が上がらないことには遊休農地がどんどんふえてくるよということになってくると思います。そのためには、担い手がいなければ遊休農地も、今の農地が担い手がいないから遊休農地になってしまう。そうすると、遊休農地だと農地の維持ができなくなるという形がございますけれども、そういうことがないようにするために、町としてはこの対策等どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

まず、遊休農地と耕作放棄地の解消に向けた取り組みということでございますけれども、遊休農地、耕作放棄地解消に向けた取り組みにつきましては、鳥獣被害対策の面からも重要な施策であることから、新規就農者などの担い手対策、それと集積による産地化、景観作物の栽培などを行いまして、遊休農地の適正化活用及び耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、現在町内の耕作放棄地の解消を図るために、自走式の草刈り機の貸し出しを行っておりますけれども、今後もこういったものの利用について周知を努めるとともに、耕作放棄地なる土壌が荒れ再開が難しいことから、農地情報管理システムを活用いたしまして、相続などによる持ち主の特定をするなどして耕作放棄地にならないように努めてまいりたいと思っております。

今後ともこれらの取り組みの一層の推進と耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと思います。

それと先週の金曜日、農林事務所の方が見えまして、県のほうで今回耕作放棄地の調査を進めると。県で２名雇用いたしまして、南伊豆町の中も耕作放棄地を調査をするというお話をいただきました。そういうようなこともしていただければ現在の耕作地も把握できますし、そういうものが把握できれば、農業生産法人、今３団体ありますけれども、こういう方たちに耕作放棄地をあっせんすることで集積を進められると、そういうことが耕作放棄地の解消につながるのではないかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　これら農地集積と言われましたけれども、耕作放棄地の調査をするのはそれなりにあるんですけれども、解消しなければいけない、調査しても解消しなければいけないわけで、そのためには農地集積で法人等に貸し付けたらどうかという答弁が今課長言われましたけれども、それ以外にまた農地については近所の人があそこの畑を買いたいよという話になれば、貸してくれる人がほとんどなんですけれども、それがなくて、農地バンクとか農業委員会が産観の中にあると思うんですけれども、農地バンク等の動きは今どのような状況になっておるのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　大変申しわけございません。

手元に今日ちょっと資料を用意してございませんので、後ほど数字等ご報告させていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。

農地バンク等も一生懸命やっていただければ、なかなか実績も少なくて農地を買う人も少ないというのは知っているんですけれども、我が家の近くのところも、農業委員会の許可を受けたのか受けないのかわかりませんけれども、田牛の方が来て、畑を、3畝をやっている方がおられると。それを見たときに、一生懸命つくってくださいよという形でそれなりに応援しているわけですけれども、下田から来て畑をつくりたいとかという人もあるわけですから、吉祥の何とか農園もありますけれども、それがなくてもいろいろな事情で、下田の人が来て畑をつくってもらってもいいわけですから、そういうことを考えたときに、体験農園も必要ですけれども、一般の農園でつくってもらってもいいわけですから、そういうものもあっせんしますよという形も必要ではないのかなと考えますから、農地バンク等をうまく活用して、よその市町村から体験農園としての貸し付けも、吉祥ばかりでなくて、ほかの地区もありますよという形も推薦していただきたいと思いますが、課長のご意見等お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　そういうご要望があれば、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　よろしくお願いいたします。

それと、耕作放棄地というのはやはり先ほどの一般質問でございましたけれども、鳥獣害被害が農家の生産意欲をそぐという形が非常に大きいなと思います。私も狩猟免許を持っていますので、個人的に自分で箱わなを３つ持っています。かけてありますけれども、今日朝９時になったらイノシシが入っているよと、私の家にという形で、今イノシシが、今昼休み

もちょっと見に行ってきたんですけれども、ちゃんと元気にうろうろしているから、日射病でイノシシは死なないから後で殺してあげようという形で、今我が家のハウスの、こっちから行きますと右側のハウスの裏側にありますけれども、箱が置いてあるんですけれども、そこでイノシシが１頭、大体50キロぐらいのやつがいますけれども、やはり鳥獣害対策をやっていかないと、うちのサツマイモもやられたわけですけれども、囲いをやっておいてもやられたわけなんですけれども、このイノシシがやったんだなということはわかりますけれども、それで退治したからよしとするわけでなくても、その時点でもうサツマイモは全部やられているわけですから、これも大分被害が大きいなと考えます。

それを考えたときに、やはり鳥獣害対策をこれからも一生懸命、産観等で頑張ってやってもらいたいのと、やはり下小野も、先ほどの質問でございましたけれども、猿は１回大群で来て、家庭菜園のナスもなくなる、トマトもなくなるという形がどこの地区もあります。町長の青野でも、やっぱり年に１回群れが来て、ちょうど食べごろの作物が全部なくなるという形がございます。そういうものはぜひ、結局、農産物の被害金額に出てこない金額が非常に大きいだろうなと。要するに、駆除申請をしたときの金額がただ集計してあるだけの被害金額ですから、隣の人の被害金額はどうなんだと。でも、下小野では、どこどこ地区ではあの人が申請してくれたから、じゃ、獲って食べるから、うちの申請金額は書かないよという形になるわけですから、それを考えたときに、非常に被害金額は大きいと。実際の10倍ではきかないほどの被害金額があるだろうと思いますが、これから鳥獣害被害対策について、やはりどういうふうに考えていくのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　これは通告にない質問ですね。

○７番（清水清一君）　ではなくて、遊休農地がなくなるのは、理由がイノシシ被害です。

○議長（梅本和熙君）　関連ということですか。答弁できますか。

産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　先ほど来、対策についてご質問をいただいております。効果が上がるような施策をこれから考えていきたいなと。また、議員もそういう免許をお持ちですので、また逆に、ぜひご協力をいただければなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　協力というよりは一生懸命やっていると、対抗しているという形で、

現場で動いているほうですので、協力よろしくお願いいたします。

この件につきましては、通告書のときに関連で鳥獣被害もやりますよという話は課長に言っておきましたので、そういう形で答弁していただきたいと思います。

続きまして４番目、国のＴＰＰ交渉参加、国ではいろいろな情報があって、今年度中にはいかないよという話も新聞等の報道でございますけれども、私個人的にはＴＰＰは反対でございますけれども、町長は国のＴＰＰ参加交渉についてはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ＴＰＰにつきましては、国においてもいろいろ今議論がなされており、大きな問題であるというふうにまず認識をしております。そこで、このＴＰＰの最大の目的は、多国間の貿易の自由化ということで、一義的には関税の撤廃ということだろうと思います。日本がＴＰＰに参加すれば、ほかの加盟国すべてにおいて日本製品の輸出能力は強化をされて、日本のいわゆる製造業は活性化させることになると言われております。

一方農業では、海外から安価な農作物が国内に無関税で流入すれば、日本の農作物はその価格差から対抗できないと言われております。また、食の安全面も危惧されておるところであります。

このように製造業と農業だけとってみても、それぞれ相反する大きな影響を及ぼすものであり、このＴＰＰの交渉参加については慎重に対応すべきものだと認識をしておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町当局としてはそうかもしれませんけれども、町長としては、これまでの動きとしてはどのように考えておられるのかお伺いしたいけれども、答えにくいということでございますので、ＴＰＰについては農協も反対だよと、漁協も反対だよということを言っております。ですから、反対するのが筋ではないのかなと、私は個人的には考えております。ですから、意見的には反対ですよと、農協絡みもありますしという形で言っていただけたらなと思ったものですから質問いたしましたが、答えはできませんみたいですから、次

の質問にまいらせていただきます。

４つ目、将来の投資という形でございます。ちょっとわかりにくいタイトルでございますけれども、早い話が後継者対策、要するに産業について後継者がいっぱいいなければ、どの産業でも後継者がいなければ、その産業は成り立っていかないと。農業についてもしかり、漁業についてもしかり、林業についてもしかり。ひいては商業、工業についてもしかりということでございます。それを考えたときに、後継者が育ちにくい状況が町内では多いのではないかなと。それは、やはり町内の経済が余りよくないのではないかなと思うものですから、町として町内経済をどのように認識しておられるのか。また、中小企業について新たな支援の考えはどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これは今まで何回か一般質問の中でも答弁してまいりました。本町の経済は長引く景気の低迷に加えて、昨年は３月11日に発生した東日本大震災の影響によって、基幹産業である観光業を中心に大変厳しい状況に陥っております。また、ことしは３月末に内閣府から発表された南海トラフ巨大地震による津波高25.3メートルの風評被害が心配されておりましたが、夏を迎え、観光業については平成22年度ベースに回復したのではないかと考えておるところであります。一方、建設業では、庁舎建設あるいは認定こども園などの大きな公共事業が終わったこともあり、厳しい状況にあるものと認識しております。

このような中で、現在商工会が町内の商工業者等の販路を拡大するために、インターネットに開設するショッピングモールへの出店について３分の２程度の補助をする事業を実施中であります。そして、50事業所程度がまとまって電子商店街を形成をして、本町内に存在するあらゆるものを商品化して全国に向けて売り出すという計画であります。

町としましては、こういった販路拡大等に係る事業の実施について積極的に支援するとともに、中小企業事業資金融資制度に係る小口資金利子補給、短期経営改善資金利子補給については期間を延長する形で本年度も実施をしておるところであります。

また、昨年度東日本大震災に係る緊急経済対策として静岡県が実施した中小企業災害対策貸付資金制度に係る利子補給制度についても、町単独事業として継続中であります。さらに、建設業に対しましては、町内に木造住宅を新築、増築した方に対する補助制度を創設して、間接的ではありますが、その支援に努めているところであります。

今後につきましては、新しいことを意欲的に取り組む事業者を視野に、新商品、新技術の開発等への支援策を検討し、商工会などの関係団体と連携を図りながら、地域産業の活性化につなげてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

新たな支援という形でなかなか難しいところがあるという形で、答弁等聞いてわかりました。ですが、一応やはり地元の業者も大変だという形ではございますので、いろいろ考えていただきたいと思います。

それと、２つ目の町内企業の設備投資における新たな税制の導入についてという形で質問させていただきます。

企業等がやはり設備投資をするのは仕事をやりたいからという形で設備投資するわけですけれども、それについてやはり設備投資した、あるいは新たな新規事業を始めたときに、初年度あるいは次年度まではどんな商売も一番苦しい時代だと思います。そこのときにうまく資金が回っていけば、その業者が立ち直って伸びていくのではないかなと考えますが、私が商売をやってきた段階で考えたときには、最初の１年、２年が越せれば３年いくよというふうに私は考えておりますので、この１年、２年目をやはり設備投資した方についての税制等を考えていただけたら、それは生き残って３年目からしっかり思い切り税金、固定資産税をもらっていただくとかという形もできると思うものですから、そういう制度等考えることはできないのかなという形で質問させていただきます。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　町内企業の設備投資における新たな税制の導入についてでございますけれども、企業の設備投資につきましては、平成10年度税制改正において中小企業者がある一定の設備投資を行った場合に法人税や法人住民税などの税額控除または特別償却といった選択による優遇措置が受けられるよう中小企業投資促進税制が導入され、平成10年６月１日から施行されております。また、本年度の税制改革におきまして、その対象となる設備の拡充が図られ、中小企業の品質の向上に資する設備投資が促進されているところであります。

町におきましても、この税制度が余り知られていないことから商工会等の関連機関と連携

して、中小企業者の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

これは法人の方のみなのか、それとも個人事業者もあるのか、そこはどうなんでしょう。私は税制についてよくわからないものですから、この税制についての今の課長の答弁によりますと、法人税の免除とかという話がございましたから、ということは個人事業者に対してはないのかなという形を今ふと思ったものですから、そこについては調べていないからわからないのか、それともどうなのか、法人のみなのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　この法については、中小企業者ということですので、法人になるかなと思いますけれども、改めて調べて回答したいと思います。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。

中小企業者ということは個人も可能性はあるなというふうに私は考えました。また、個人事業者もそういう形でうまくいくのでしたら、個人事業者のほうにも適用をうまくさせていただけたらなと思いますので、うまく運用をお願いいたします。

３つ目といたしまして、やはり人材育成という形で後継者問題。この商店あるいは民宿もございます。あるいはいろいろな工業関係もございますが、また４番目と重複になりますけれども、大工さんとか板金屋さんもありますけれども、物づくりの技術等も、大工さん等もやはり大きな工務店の中で雇われの大工さんもいっぱいおられるんですけれども、町内の大工さんも減ってきた、左官屋さんも減ってきた、板金屋さんも減ってきた。また、商店もみんな閉まってきた。それで、先ほどの質問でございました商店街も閉まってきたという形になると。そういう形で考えたときに、それは後継者がおられないからという形だと思います。では、後継者を育成するためにはどうしたらいいのかと。そのためにも後継者のための人材育成というか、勉強会というか、親がやってきた商売を継ぐのが一番理想的なんですけれども。

なぜそんなことを言うかというと、どんな商売でも、喫茶店だろうがあるいはスナックあ

るいは商店だろうが、大体設備投資に2,000万円以上の金がかかる、開店するためには。だけれども、親がもう開店しているから2,000万の金はかからないわけですから、その資材をみんな使えばいいわけですから。ということは、2,000万もかからずに商売が始められるよという形を考えたとき、これは後継者がおられれば2,000万円も稼いだのと一緒だよという話も私は言えるのではないかなと。私も商売を見ても今入ったものを考えれば5,000万以上のものが入っている。どんな評価でも1,000万以上のものはあると考えたときに、やはりそのためには2,000万の金をかけなくても商売ができるんだから、後継者さん頑張ってやってくださいよという話を町としてもいろいろな業種、どんな業種でも同じだと思います。ですから、そういう形を推進していけるような方策等を考えていただけるかなという形で質問しているんですけれども、それについてはどのように考えておられますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これも非常に難しい問題だろうと思います。本町の地形的なことを申し上げますと、伊豆半島の最南端ということで交通の便、それから輸送コスト、こういった問題を抱えております。そこで、第二次産業である製造業の事業者の立地条件というのはおのずとほかの地域と比べると少ないということになってくるわけであります。そして、地元経済に果たしている役割は非常に大きいものと考えております。そういう中でのこういう製造業であります。

一方、商業につきましては、経営者の高齢化であるとかあるいは消費者の買い物ニーズの変化、大型店舗の進出、さらには人口減少、こういったことで厳しい経営が続いておりますが、町民の生活の利便性の向上等に大きく貢献をしていただいておるところであります。

こういう中で地域の事業所をここに置いて新製品等を開発をして、意欲的に販路を拡大している例であるとか、いわゆる六次産業化を牽引している湯の花直売所、こういう例もあるわけであります。

こういった事例の拡大が、ついては町の活性化につながっていきますので、これらはやはり経済団体である商工会などの関係団体等と連携を図りながら、事業を維持、発展させるための支援を行うとともに、町内で起業しようとする新規事業者等に対して利子補給、あるいは補助制度、専門家によるアドバイスの支援を視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一生懸命考えておるけれども、なかなか難しいところがあってという形で、いい例をそこから拡大していっていただきたいというような答弁でございました。

というのも、いい例がなかなか少ないもので大変だなということはわかるんですけれども、この物づくりあるいは大工さんも少ない。やはりそういう人も来ていただかなければ町もきれいになっていかないといけないと思うものですから、町場で仕事をやっている人がいっぱいいればこそ町の発展が出てくると思うものですから、そういう後継者対策をまたうまく考えていっていただいて、事あるごとに考えていただけたらなと思います。そういうことを要望して私の質問を終わりにしたいと思いますが、最後にしゃべることはないですね。

という形で、それでは清水清一、一般質問を以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで２時半まで休憩といたします。

休憩　午後　２時２１分

再開　午後　２時３０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（梅本和熙君）　日程第３、南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、それぞれ委員の任期満了を控えて行われるものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、南伊豆町一条537番地、吉田明君、南伊豆町入間917番地、渋谷健二君、南伊豆町大瀬337番地、菊池國昭君、南伊豆町岩殿99番地、高橋吾市君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔「議長ちょっと。これは資料が出てない」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　これは、今まだ諮っている段階なもので。諮って決定したら資料が出るという。

〔「いや、決定をする前に資料。今、名前を呼ばれてもわからないでしょう」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　全協のほうで皆さんに推薦をいただいていまして、こういう慣例でやっていますもので、ご了承願いたいと思います。

〔「それならわかりました」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。続けます。

異議なしと認めます。

ただいま指名しました吉田明君、渋谷健二君、菊池國昭君、高橋吾市君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には南伊豆町湊739番地、横山力君、南伊豆町子浦1537番地、仲村清君、南伊豆町加納162番地の2、佐藤保孝君、南伊豆町市之瀬815番地、鈴木定雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

ただいま指名しました横山力君、仲村清君、佐藤保孝君、鈴木定雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎報第４号の上程、説明、質疑

○議長（梅本和熙君）　報第４号　平成23年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第４号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率である４指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれ平成23年度数値を監査委員の意見を付して報告するものであります。

普通会計の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字のため数値はありません。実質公債費比率につきましては３カ年平均で10.5％、また将来負担比率につきましては66.2％となりました。いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の監査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。また、この後、報第５号についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第５号の上程、説明、質疑

○議長（梅本和熙君）　報第５号　平成23年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第５号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成23年度数値を監査委員の意見を付し報告するものであります。

水道事業会計につきましては、資金余剰金が出ており、また公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第６１号、議第６２号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第61号　南伊豆町教育委員会委員の任命について及び議第62号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第61号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります髙橋和郎氏につきましては、本年10月30日をもってその任期が満了いたします。今回、その後任としてご審議をいただきます佐藤保孝氏は、南伊豆中学校校長を退職後、南伊豆町教育相談員、加納区区長などを務めました。

教育に対する豊富な経験、責任感が強く、誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、教育委員として適任であると考え、同氏を新たに教育委員として任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議第62号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります田代俊光氏につきましては、本年10月30日をもってその任期が満了をいたします。今回、その後任としてご審議をお願いいたします井出伸二氏は、人格も

高潔で教育文化に識見を有しており、教育委員として適任者であるとともに、前任者同様に保護者代表の立場から教育行政の発展にご尽力していただけるものであると考え、同氏を新たに教育委員として任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第61号　南伊豆町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第61号は同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第62号　南伊豆町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第62号は同意することに決定いたしました。

◎議第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　報第63号　南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第63号の提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による地方公営企業法の一部改正により、補助金等で取得した資産が滅失等した場合、資本剰余金を処分できる規定が廃止されたため、資本剰余金の取り崩しを条例で定めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第63号の内容についてご説明させていただきます。

第一次一括法による地方公営企業法の一部改正によりまして、資本剰余金の取り崩し規定が廃止され、資本剰余金の処分は改正された地方公営企業法第32条第３項の規定により、条例で定めるところによるか、議会の議決を経て行わなければならないことになりました。このため、南伊豆町水道事業の設置に関する条例の第５条の次に、資本剰余金の取り崩し、第５条の２を加える一部改正でございます。

条文の内容につきましては、資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得した固定資産で、補助金を控除し、減価償却を行うもののうち減価償却を行わなかった分、補助金等に相当する分が滅失、又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄、損失を生じたときは資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができると定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号　南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

◎議第６４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第64号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第64号の提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、条例委任されている条項の追加及び南伊豆町水道事業の経営健

全化及び水の安定供給を図ることを目的とした水道料金の改定を行うものであります。

今回の改正は、条例委任される管布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めることと、水道料金の改定につきましては、平成24年２月29日に水道料金審議会会長からの答申内容に沿った改定で、基本料金を970円から1,500円に530円引き上げ、超過料金も使用料の区分に応じ、20円から40円を引き上げる内容でありますが、改定率が大きいことから、水道利用者の負担軽減を考慮し、３年間かけて段階的に実施するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第64号の内容についてご説明させていただきます。

本日配付させていただきました南伊豆町給水条例新旧対照表をごらんください。

まず初めに、第二次一括法の成立による水道法の改正によって、改正前は政令で一律に定められていた管布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準が地方公共団体に条例委任されたことに伴い、給水条例の第44条を第47条に改め、７章を８章とし、７章に第44条から第46条の３条を加え、これらの基準を定めるものでございます。定める基準につきましては、現行の政令で定められているものと同じ基準といたしました。

第44条では、管布設工事監督者の配置基準を定めるものでございます。第45条では、布設工事監督者の資格基準を定めるものでございます。第46条では、水道技術管理者の資格基準を定めるものでございます。各基準の詳細につきましては、政令で現在定められているものと同じでございますので、説明を省略させていただきます。

施行時期につきましては、附則１項により公布の日からとさせていただきました。

続きまして、水道料金改定につきましてご説明いたします。新旧対照表の５ページ、別表第１をごらんください。水道料金１カ月の料金表になります。

使用水量10立米までの基本料金を970円から1,500円に改定、使用水量11立米から20立米の超過料金を１立米につき160円を180円に、使用水量21立米から50立米の超過料金を１立米に

つき180円を220円に、使用水量51立米から100立米の超過料金を１立米につき220円を240円に、使用水量101立米から200立米の超過料金を１立米につき240円を260円にそれぞれ改定するものでございます。

料金改定の施行時期につきましては、附則１項ただし書きにより平成25年２月１日からとさせていただきました。これは、２月、３月の使用水量を検針し、４月分料金としているためでございます。また、前回の料金改定から20年経過しており、改定率が大きく、水道利用者の負担が大きいことを考慮し、附則第２項で特例措置を設け、３年間かけて段階的に料金改定を実施するものでございます。特例措置につきましては表をごらんください。

平成25年２月１日から平成26年１月までの間に行われる検針により計算される使用水量に係る料金は、水道料金１カ月につき使用水量10立米までの基本料金を1,140円、使用水量11立米から20立米の超過料金を１立米につき167円、使用水量21立米から50立米の超過料金を１立米につき194円、使用水量51立米から100立米の超過料金を１立米につき227円、使用水量101立米から200立米の超過料金を１立米につき247円としたいと思います。

続きまして、２年目の平成26年度料金になります。平成26年２月１日から平成27年１月までの間に行われる検針により計量される使用水量に係る料金は、水道料金１カ月につき、使用水量10立米までの基本料金を1,320円、使用水量11立米から20立米の超過料金を１立米につき174円、使用水量21立米から50立米の超過料金を１立米につき207円、使用水量51立米から100立米の超過料金を１立米につき234円、使用水量101立米から200立米の超過料金を１立米につき254円としたいものでございます。

それから、本日配付させていただきましたＡ３版の内容につきましては、県内市町の料金等の比較、この県内市町の比較の中では、南伊豆町の現在の料金の位置というのは県下で第６番目となっております。

それと２枚目です。使用水量ごとの構成比率ということで、上段の表が料金的に基本料金を一番上の、24年現行料金のところを見ていただきますと、基本料金内の構成比率が7.2％、21から40使うところで8.5％、41から100使うところが26.8％、101から200で10.7％、201から400で４％、400以上使うところで42.8％という料金の構成比率になっております。

これをメーターの数で構成比率を見ますと、この下の表になります。基本料金内のメーターが38.2％、21から40が24.5％、41から100が30.7％、101から200が4.9％、201から400が0.8％、400以上が0.9％という、メーターの数として全体の0.9％のメーターの支払う額が水道料金の約３％を占めているという表になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第２常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第64号は、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第65号　静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第65号の提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、規約中の広域連合の経費に係る関係市町の負担金算定方法を改めることについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　大年清一君登壇〕

○健康福祉課長（大年清一君）　議第65号の内容説明を申し上げます。

お手元にお配りしてございます静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約欄新旧対照表をごらんください。

変更する部分でございますけれども、このアンダーラインの部分でございます。この変更の内容は、広域連合の経費の負担金算定のもととなる高齢者人口及び総人口について、従前は住民基本台帳及び外国人登録原票に基づいて行っておりましたが、今般の住民基本台帳法の改正により、外国人も住民基本台帳法により扱われることとなったため、規約から外国人登録原票の文言を削除するものであります。ただし、平成24年、25年度につきましては、前々年度の３月末を基準とするため、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づいて人口を算定するものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号　静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

◎議第６６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第66号　南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町中央公民館の取り壊しに伴いまして、当該施設の設置について規定した南伊豆町公民館設置条例またその管理について規定した南伊豆町公民館管理条例はその目的を失うため、廃止するものであります。

また、南伊豆町公民館管理条例の廃止に伴いまして、同条例により設置が定められております南伊豆町公民館運営審議会も廃止されるため、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例中の同審議会委員の報酬について規定する部分を削除するための一部改正もあわせて行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第66号は第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第67号　備品購入契約について（平成24年度大規模地震対策事業可搬ポンプ付積載車購入）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第67号の提案理由を申し上げます。

本案は、可搬ポンプ付積載車の購入を指名競争入札方式で業者の選定を行い、購入額1,680万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額80万円をもって仮契約した旭産業株式会社沼津営業所との契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同事業は、入間及び中木の消防分団への配備車両の入れかえであり、前車両を配備してから20年以上経過しており、故障も多く、火災等の緊急出動対応が難しくなっており、町民の生命、財産を守る観点からも新たに車両の配備を行うもので、旭産業株式会社沼津営業所との契約を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号　備品購入契約について（平成24年度大規模地震対策事業可搬ポンプ付積載車購入）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を終わります。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　３時００分